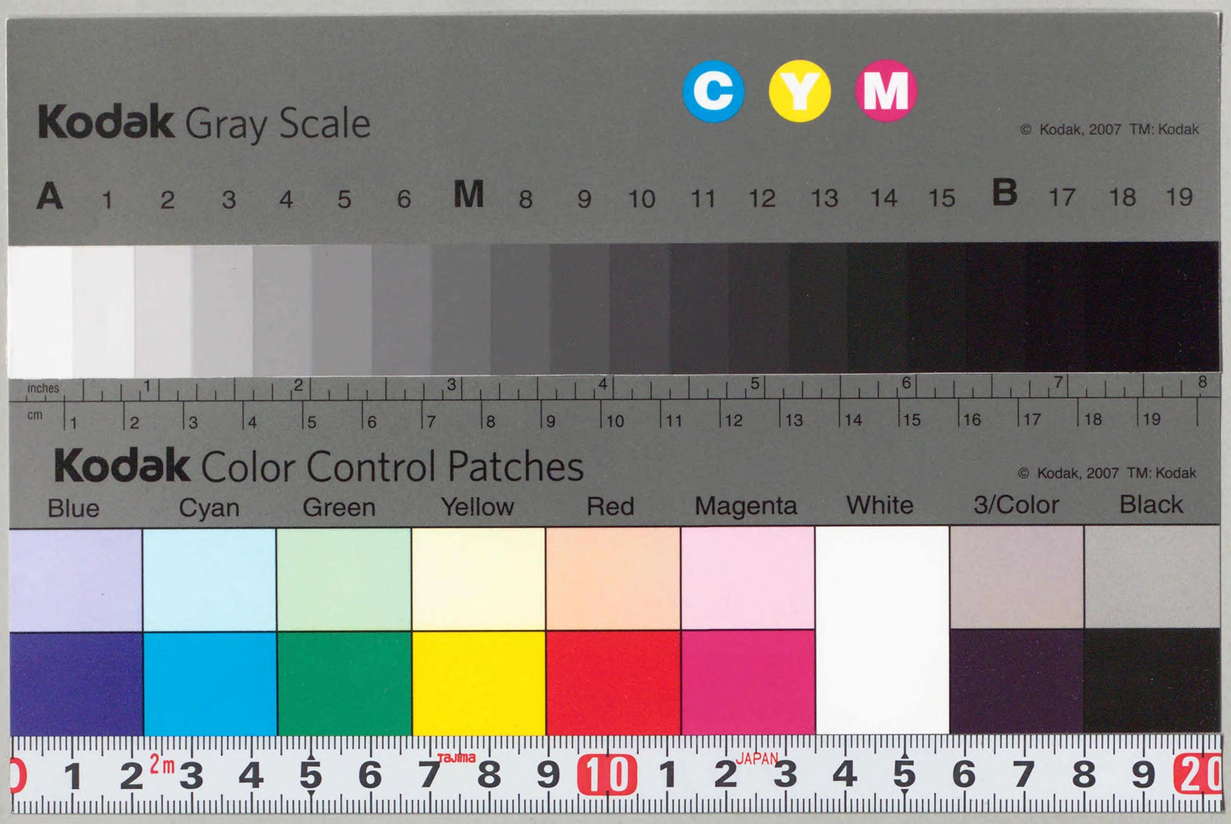
Kodak Gray Scale
C Y M
© Kodak, 2007 TM: Kodak
A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19
inches
cm
Kodak Color Control Patches
© Kodak, 2007 TM: Kodak
Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black
TAJIMA
JAPAN

CZ-2711-12
1200404134384

CZ
2711
12

昭和二七年七月
刑事第六六号

最高裁判所裁判集

最高裁判所

最高裁判所裁判集（刑事第六六号）目次

事件名	裁判年月日	事件番号	結果	法廷	頁数	登載別
物価統制令違反	昭和二七年七月一日	昭和二六年(れ)六四二	破棄免訴	三小		
贈賄	七月一日	昭和二六年(れ)一六四三	棄却	三小	一	○
強盗、窃盗、詐欺	七月一日	昭和二七年(れ)六	棄却	三小		
法人税法違反	七月一日	昭和二五年(あ)一〇六一	破棄免訴	三小		
物価統制令違反、臨時物資需給調整法違反	七月一日	昭和二五年(あ)一六〇八	破棄免訴	三小		
古物商取締法違反	七月一日	昭和二五年(あ)一七五二	棄却	三小		
窃盗	七月一日	昭和二五年(あ)一九五二	棄却	三小	一二	○
臨時物資需給調整法違反、物価統制令違反	七月一日	昭和二五年(あ)一九九六	破棄免訴	三小		
昭和二二年政令第一六五号違反	七月一日	昭和二五年(あ)二六九九	破棄免訴	三小		
繊維物消費税法違反	七月一日	昭和二五年(あ)二七三四	棄却	三小		
臨時物資需給調整法違反、物価統制令違反	七月一日	昭和二五年(あ)二八五四	破棄免訴	三小		
窃盗、窃盗未遂	七月一日	昭和二五年(あ)三一一〇	棄却	三小	一九	○
労働基準法違反	七月一日	昭和二五年(あ)三三六三	破棄免訴	三小		
公印不正使用	七月一日	昭和二六年(あ)三五〇	破棄免訴	三小	二三	

國會圖書館 50.4.17 圖書館藏書

1018497

七月一日	昭和二六年(あ)三五九	食糧管理法違反、物価統制令違反	破棄免訴	三小	
七月一日	昭和二六年(あ)五三八	窃盗	棄却	三小	
七月一日	昭和二六年(あ)五四七	昭和二二年政令第一六五号違反	破棄免訴	三小	
七月一日	昭和二六年(あ)九三五	昭和二二年政令第一六五号違反	破棄免訴	三小	
七月一日	昭和二六年(あ)一一一三	臨時物資需給調整法違反、物価統制令違反	破棄免訴	三小	
七月一日	昭和二六年(あ)一二八二	賍物故買	棄却	三小	
七月一日	昭和二六年(あ)一二九三	臨時物資需給調整法違反	破棄免訴	三小	
七月一日	昭和二六年(あ)一三七六	臨時物資需給調整法違反、物価統制令違反	破棄免訴	三小	
七月一日	昭和二六年(あ)一四三七	食糧管理法違反、物価統制令違反	破棄免訴	三小	
七月一日	昭和二六年(あ)一四八六	窃盗未遂	棄却	三小	
七月一日	昭和二六年(あ)一九五三	臨時物資需給調整法違反、物価統制令違反	破棄免訴	三小	
七月一日	昭和二六年(あ)二〇四四	食糧管理法違反、物価統制令違反	破棄免訴	三小	
七月一日	昭和二六年(あ)二四四四	地代家賃統制令違反	破棄免訴	三小	
七月一日	昭和二六年(あ)二八三三	所得税法違反	破棄免訴	三小	
七月一日	昭和二六年(あ)二九二二	物価統制令違反	破棄免訴	三小	
七月一日	昭和二六年(あ)三四一五	物価統制令違反	破棄免訴	三小	
七月一日	昭和二六年(あ)三六八九	物価統制令違反	破棄免訴	三小	

七月一日	昭和二六年(あ)三七三五	食糧管理法違反	破棄免訴	三小	
七月一日	昭和二六年(あ)四一四〇	物価統制令違反、食糧管理法違反	破棄免訴	三小	
七月一日	昭和二六年(あ)四三〇二	物価統制令違反、臨時物資需給調整法違反	破棄免訴	三小	
七月一日	昭和二六年(あ)四三八六	臨時物資需給調整法違反、物価統制令違反	破棄免訴	三小	
七月一日	昭和二六年(あ)四五一〇	臨時物資需給調整法違反、物価統制令違反	破棄免訴	三小	
七月一日	昭和二六年(あ)四九一三	法人税法違反	破棄免訴	三小	
七月一日	昭和二六年(あ)五一三四	臨時物資需給調整法違反、物価統制令違反	破棄免訴	三小	
七月一日	昭和二六年(あ)五二三九	臨時物資需給調整法違反、物価統制令違反	破棄免訴	三小	
七月一日	昭和二七年(あ)四〇三	法人税法違反、臨時物資需給調整法違反	破棄免訴	三小	
七月一日	昭和二七年(あ)九一九	労働基準法違反	破棄免訴	三小	
七月一日	昭和二七年(あ)一二一一	臨時物資需給調整法違反、物価統制令違反	破棄免訴	三小	
七月一日	昭和二七年(あ)一二一五	所得税法違反	破棄免訴	三小	
七月一日	昭和二七年(あ)一五二七	物価統制令違反、臨時物資需給調整法違反	破棄免訴	三小	
七月一日	昭和二七年(あ)二三六一	臨時物資需給調整法違反、物価統制令違反	破棄免訴	三小	
七月一日	昭和二七年(あ)二六〇三	法人税法違反	破棄免訴	三小	
七月一日	昭和二七年(あ)二七〇八	公職選挙法違反	破棄免訴	三小	
七月一日	昭和二七年(あ)二七五七	公職選挙法違反	破棄免訴	三小	

七月一日	昭和二七年(あ)二七六〇	公職選挙法違反	破棄免訴	三小	
七月一日	昭和二七年(あ)二七六三	公職選挙法反違	破棄免訴	三小	
七月一日	昭和二七年(あ)二七六八	公職選挙法違反	破棄免訴	三小	
七月一日	昭和二七年(あ)二七七四	公職選挙法違反	破棄免訴	三小	
七月一日	昭和二七年(あ)二七七九	公職選挙法違反	破棄免訴	三小	
七月一日	昭和二七年(あ)二七八二	公職選挙法違反	破棄免訴	三小	
七月一日	昭和二七年(あ)二七九一	公職選挙法違反	破棄免訴	三小	
七月一日	昭和二七年(あ)二七九四	公職選挙法違反	破棄免訴	三小	
七月三日	昭和二五年(れ)一五八九	臨時物資需給調整法違反	破棄免訴	一小	
七月三日	昭和二六年(れ)一六五七	物価統制令違反	破棄免訴	一小	
七月三日	昭和二六年(れ)一八七四	食糧管理法違反	破棄免訴	一小	
七月三日	昭和二六年(れ)一八八三	物価統制令違反	破棄免訴	一小	
七月三日	昭和二六年(れ)一八八六	物価統制令違反	破棄免訴	一小	
七月三日	昭和二六年(れ)一九七七	物価統制令違反	破棄免訴	一小	
七月三日	昭和二六年(れ)二〇二六	物価統制令違反	破棄免訴	一小	
七月三日	昭和二六年(れ)二〇三四	臨時物資需給調整法違反	破棄免訴	一小	
七月三日	昭和二六年(れ)二一二七	昭和二一年勅令第三一一号違反	破棄免訴	一小	

七月三日	昭和二六年(れ)二一八二	臨時物資需給調整法違反、物価統制令違反	破棄免訴	一小	
七月三日	昭和二六年(れ)二三七五	物価統制令違反	破棄免訴	一小	
七月三日	昭和二六年(れ)二四四五	物価統制令違反	破棄免訴	一小	
七月三日	昭和二六年(れ)二四九八	物価統制令違反	破棄免訴	一小	
七月三日	昭和二六年(れ)二五二一	物価統制令違反	破棄免訴	一小	
七月三日	昭和二七年(れ)　二〇	臨時物資需給調整法違反	破棄免訴	一小	
○七月三日	昭和二七年(れ)　三九	業務上横領、公文時偽造、同行使、詐欺	棄却	一小	三七
七月三日	昭和二七年(れ)　八九	物価統制令違反幇助、物価統制令違反	破棄免訴	一小	
七月三日	昭和二七年(れ)　一一六	臨時物資需給調整法違反、物価統制令違反	破棄免訴	一小	
七月三日	昭和二五年(あ)二三六四	所得税法違反	破棄免訴	一小	
七月三日	昭和二六年(あ)　一六六	昭和二二年政令第一六五号違反	破棄免訴	一小	
七月三日	昭和二六年(あ)　三三一	昭和二四年政令第三八九号違反	破棄免訴	一小	
七月三日	昭和二六年(あ)　九四八	臨時物資需給調整法違反	破棄免訴	一小	
○七月三日	昭和二六年(あ)一二六三	恐喝、麻薬取締法違反	棄却	一小	四七
七月三日	昭和二六年(あ)一四〇九	臨時物資需給調整法違反、物価統制令違反	破棄免訴	一小	
七月三日	昭和二六年(あ)一四三二	食糧管理法違反、物価統制令違反	破棄免訴	一小	

七月三日	昭和二六年(あ)一四七〇	物価統制令違反	破棄免訴	一小	
七月三日	昭和二六年(あ)一四七七	臨時物資需給調整法違反	破棄免訴	一小	
七月三日	昭和二六年(あ)一六三〇	強盗教唆、銃砲等所持禁止令違反	棄却	一小	五三
七月三日	昭和二六年(あ)一六八六	窃盗	棄却	一小	五七
七月三日	昭和二六年(あ)三六二二	衆議院議員選挙法違反	破棄免訴	一小	
七月三日	昭和二六年(あ)四〇〇八	公職選挙法違反	破棄免訴	一小	
七月三日	昭和二六年(あ)四七一九	住居侵入、強盗殺人未遂	棄却	一小	
七月三日	昭和二七年(あ)　九九	強盗予備、強盗殺人	棄却	一小	
七月三日	昭和二七年(あ)　九二三	公職選挙法違反	破棄免訴	一小	
七月三日	昭和二七年(あ)一〇六六	公職選挙法違反	破棄免訴	一小	
七月三日	昭和二七年(あ)一一九四	公職選挙法違反	破棄免訴	一小	
七月三日	昭和二七年(あ)一二七〇	公職選挙法違反	破棄免訴	一小	
七月三日	昭和二七年(あ)一二八四	公職選挙法違反	破棄免訴	一小	
七月三日	昭和二七年(あ)一四〇四	公職選挙法違反	破棄免訴	一小	
七月三日	昭和二七年(あ)一五四五	公職選挙法違反	破棄免訴	一小	
七月三日	昭和二七年(あ)一五七三	公職選挙法違反	破棄免訴	一小	
七月三日	昭和二七年(あ)一五七六	公職選挙法違反	破棄免訴	一小	

七月三日	昭和二七年(あ)一六四三	公職選挙法違反	破棄免訴	一小
七月三日	昭和二七年(あ)一七四四	公職選挙法違反	破棄免訴	一小
七月三日	昭和二七年(あ)一七八二	公職選挙法違反	破棄免訴	一小
七月三日	昭和二七年(あ)一七九八	公職選挙法違反	破棄免訴	一小
七月三日	昭和二七年(あ)一八六五	公職選挙法違反	破棄免訴	一小
七月三日	昭和二七年(あ)一九三三	公職選挙法違反	破棄免訴	一小
七月三日	昭和二七年(あ)二一七〇	公職選挙法違反	破棄免訴	一小
七月三日	昭和二七年(あ)二二九二	衆議院議員選挙法違反	破棄免訴	一小
七月三日	昭和二七年(あ)二三七六	衆議院議員選挙法違反	破棄免訴	一小
七月三日	昭和二七年(あ)二四四〇	公職選挙法違反	破棄免訴	一小
七月三日	昭和二七年(あ)二七六一	公職選挙法違反	破棄免訴	一小
七月三日	昭和二七年(あ)二七六六	公職選挙法違反幇助	破棄免訴	一小
七月三日	昭和二七年(あ)二七七五	公職選挙法違反	破棄免訴	一小
七月三日	昭和二七年(あ)二七八〇	公職選挙法違反	破棄免訴	一小
七月三日	昭和二七年(あ)二七八九	公職選挙法違反	破棄免訴	一小
七月三日	昭和二七年(あ)二七九二	公職選挙法違反	破棄免訴	一小
七月三日	昭和二七年(あ)二八三五	衆議院議員選挙法違反	破棄免訴	一小

七月三日	衆議院議員選挙法違反	昭和二七年(あ)二八七二	七月四日	破棄免訴	一小	
七月四日	物価統制令違反	昭和二六年(れ)一九三二	七月四日	破棄免訴	二小	六九
七月四日	物価統制令違反	昭和二七年(れ)六三	七月四日	破棄免訴	二小	
七月四日	物価統制令違反	昭和二七年(れ)八三	七月四日	破棄免訴	二小	
七月四日	臨時物資需給調整法違反、物価統制令違反、臨時物資需給調整法違反	昭和二七年(れ)一一一	七月四日	破棄免訴	二小	
七月四日	物価統制令違反、臨時物資需給調整法違反	昭和二七年(れ)一二五	七月四日	破棄免訴	二小	
七月四日	臨時物資需給調整法違反、物価統制令違反	昭和二七年(れ)一二八	七月四日	破棄免訴	二小	
七月四日	物価統制令違反	昭和二五年(あ)一〇五六	七月四日	破棄免訴	二小	
七月四日	食糧管理法違反	昭和二五年(あ)一五五八	七月四日	破棄免訴	二小	
七月四日	物価統制令違反、臨時物資需給調整法違反	昭和二五年(あ)一七五一	七月四日	破棄免訴	二小	
七月四日	窃盗	昭和二五年(あ)一七七〇	七月四日	棄却	二小	
七月四日	食糧管理法違反、物価統制令違反	昭和二五年(あ)一九一五	七月四日	破棄免訴	二小	
七月四日	臨時物資需給調整法違反	昭和二五年(あ)二一八〇	七月四日	破棄免訴	二小	
七月四日	食糧管理法違反	昭和二五年(あ)二二三〇	七月四日	破棄免訴	二小	
七月四日	臨時物資需給調整法違反	昭和二五年(あ)二三一五	七月四日	破棄免訴	二小	
七月四日	臨時物資需給調整法違反、物価統制令違反	昭和二五年(あ)二四〇〇	七月四日	破棄免訴	二小	
七月四日	物価統制令違反、臨時物資需給調整法違反、食糧管理法違反	昭和二五年(あ)二六一三	七月四日	破棄免訴	二小	

七月四日	物価統制令違反、臨時物資需給調整法違反	昭和二五年(あ)二六四五	七月四日	破棄免訴	二小	
七月四日	物価統制令違反	昭和二五年(あ)二七一九	七月四日	破棄免訴	二小	
七月四日	食糧管理法違反	昭和二五年(あ)三〇四三	七月四日	破棄免訴	二小	
七月四日	物価統制令違反、臨時物資需給調整法違反	昭和二五年(あ)三三六三	七月四日	破棄免訴	二小	
七月四日	食糧管理法違反、物価統制令違反	昭和二五年(あ)三四三三	七月四日	破棄免訴	二小	
七月四日	臨時物資需給調整法違反、物価統制令違反	昭和二六年(あ)　二〇	七月四日	破棄免訴	二小	
七月四日	物価統制令違反、臨時物資需給調整法違反	昭和二六年(あ)五六七	七月四日	破棄免訴	二小	
七月四日	臨時物資需給調整法違反	昭和二六年(あ)七四六	七月四日	破棄免訴	二小	
七月四日	食糧管理法違反	昭和二六年(あ)八一六	七月四日	破棄免訴	二小	
七月四日	物価統制令違反、食糧管理法違反	昭和二六年(あ)一二四九	七月四日	破棄免訴	二小	
七月四日	物価統制令違反、臨時物資需給調整法違反	昭和二六年(あ)一五六一	七月四日	破棄免訴	二小	
七月四日	物価統制令違反、臨時物資需給調整法違反	昭和二六年(あ)二〇六七	七月四日	破棄免訴	二小	
七月四日	臨時物資需給調整法違反	昭和二六年(あ)三八二五	七月四日	破棄免訴	二小	
七月四日	食糧管理法違反	昭和二六年(あ)三八三九	七月四日	破棄免訴	二小	
七月四日	食糧管理法違反	昭和二六年(あ)四〇三一	七月四日	破棄免訴	二小	
七月四日	臨時物資需給調整法違反、物価統制令違反	昭和二六年(あ)四三四七	七月四日	破棄免訴	二小	

七月四日	昭和二六年(あ)四五七八	食糧管理法違反	破棄免訴	二小
七月四日	昭和二六年(あ)四九八七	食糧管理法違反	破棄免訴	二小
七月四日	昭和二六年(あ)五三二一	物価統制令違反、臨時物資需給調整法違反	破棄免訴	二小
七月四日	昭和二七年(あ)一八五	臨時物資需給調整法違反幇助、物価統制令違反幇助	破棄免訴	二小
七月四日	昭和二七年(あ)四〇五	食糧管理法違反、物価統制令違反	破棄免訴	二小
七月四日	昭和二七年(あ)五五三	臨時物資需給調整法違反、物価統制令違反	破棄免訴	二小
七月四日	昭和二七年(あ)九六三	食糧管理法違反	破棄免訴	二小
七月四日	昭和二七年(あ)一〇九四	物価統制令違反	破棄免訴	二小
七月四日	昭和二七年(あ)一一一三	食糧管理法違反、物価統制令違反	破棄免訴	二小
七月四日	昭和二七年(あ)一六〇六	物価統制令違反	破棄免訴	二小
七月四日	昭和二七年(あ)二〇二三	食糧管理法違反	破棄免訴	二小
七月四日	昭和二七年(あ)二〇三四	詐欺、横領、銃砲等所持禁止令違反	棄却	二小
七月四日	昭和二七年(あ)二〇六五	物価統制令違反	破棄免訴	二小
七月四日	昭和二七年(あ)二〇八二	臨時物資需給調整法違反	破棄免訴	二小
七月四日	昭和二七年(あ)二〇九三	食糧管理法違反、物価統制令違反	破棄免訴	二小
七月四日	昭和二七年(あ)二一一五四	臨時物資需給調整法違反、物価統制令違反	破棄免訴	二小
七月四日	昭和二七年(あ)二二八二	臨時物資需給調整法違反、物価統制令違反	破棄免訴	二小

七月四日	昭和二七年(あ)二二九〇	臨時物資需給調整法違反、物価統制令違反	破棄免訴	二小
七月四日	昭和二七年(あ)二三二四	昭和一四年政令第三〇六号違反	破棄免訴	二小
七月四日	昭和二七年(あ)二三四九	臨時物資需給調整法違反、物価統制令違反	破棄免訴	二小
七月四日	昭和二七年(あ)二六四九	臨時物資需給調整法違反	破棄免訴	二小
七月四日	昭和二七年(あ)二七六二	公職選挙法違反	破棄免訴	二小
七月四日	昭和二七年(あ)二七六七	公職選挙法違反	破棄免訴	二小
七月四日	昭和二七年(あ)二七七六	公職選挙法違反	破棄免訴	二小
七月四日	昭和二七年(あ)二七八一	公職選挙法違反	破棄免訴	二小
七月四日	昭和二七年(あ)二七八四	公職選挙法違反	破棄免訴	二小
七月四日	昭和二七年(あ)二七八七	公職選挙法違反	破棄免訴	二小
七月四日	昭和二七年(あ)二七九〇	公職選挙法違反	破棄免訴	二小
七月四日	昭和二七年(あ)二七九六	公職選挙法違反	破棄免訴	二小
七月四日	昭和二七年(あ)二八六三	公職選挙法違反	破棄免訴	二小
七月四日	昭和二六年(れ)一六五〇	強盗、住居侵入、銃砲等所持禁止令違反	棄却	三小
七月八日	昭和二七年(れ)五〇	収賄	贈棄却	三小
七月八日	昭和二七年(れ)一〇九	物価統制令違反	破棄免訴	三小
七月八日	昭和二五年(あ)一九七七	物品税法違反	棄却	三小

酒	税法違反	棄却	三小	七月八日	昭和二五年(あ)二〇七〇		
業務上過失致死、業務上過失傷害		棄却	三小	七月八日	昭和二五年(あ)二一三七		
労働基準法違反		破棄免訴	三小	七月八日	昭和二五年(あ)二六二二		
物価統制令違反		破棄免訴	三小	七月八日	昭和二五年(あ)一七二〇		
窃盗		棄却	三小	七月八日	昭和二五年(あ)一八四二	○	
窃盗		棄却	三小	七月八日	昭和二五年(あ)一八四八		
物価統制令違反		破棄免訴	三小	七月八日	昭和二五年(あ)一九三四		
昭和二二年政令第一六五号違反		棄却	三小	七月八日	昭和二五年(あ)二〇二三		
酒税法違反		棄却	三小	七月八日	昭和二五年(あ)三〇七七		
賍物牙保		棄却	三小	七月八日	昭和二五年(あ)二一〇四		
窃盗		棄却	三小	七月八日	昭和二五年(あ)三一一七	○	
強盗未遂		棄却	三小	七月八日	昭和二五年(あ)三一二三		
賍物故買		棄却	三小	七月八日	昭和二五年(あ)三一四七		
暴行、公務執行妨害、傷害		棄却	三小	七月八日	昭和二五年(あ)三二四五		
麻薬取締法違反		棄却	三小	七月八日	昭和二五年(あ)三三一四	○	
関税法違反		棄却	三小	七月八日	昭和二五年(あ)三四四四		
傷害、封印破棄		棄却	三小	七月八日	昭和二六年(あ)三九四		

常習賭博		棄却	三小	七月八日	昭和二六年(あ)七三一	○	
麻薬取締法違反、銃砲等所持禁止令違反		棄却	三小	七月八日	昭和二六年(あ)一一五三		
物価統制令違反		破棄免訴	三小	七月八日	昭和二六年(あ)一二〇六		
臨時物資需給調整法違反		破棄免訴	三小	七月八日	昭和二六年(あ)二六二二		
物価統制令違反		破棄免訴	三小	七月八日	昭和二六年(あ)三三六一		
物価統制令違反		破棄免訴	三小	七月八日	昭和二六年(あ)三五〇二		
臨時物資需給調整法違反、物価統制令違反		破棄免訴	三小	七月八日	昭和二六年(あ)四一二三		
法人税法違反		破棄免訴	三小	七月八日	昭和二七年(あ)九一四		
臨時物資需給調整法違反、物価統制令違反		破棄免訴	三小	七月八日	昭和二七年(あ)九四七		
所得税法違反		破棄免訴	三小	七月八日	昭和二七年(あ)一〇九二		
物価統制令違反		破棄免訴	三小	七月八日	昭和二七年(あ)一二八九		
物価統制令違反		破棄免訴	三小	七月八日	昭和二七年(あ)一七五一		
臨時物資需給調整法違反、物価統制令違反		破棄免訴	三小	七月八日	昭和二七年(あ)一八一一		
臨時物資需給調整法違反、物価統制令違反		破棄免訴	三小	七月八日	昭和二七年(あ)二六三五		
物価統制令違反		破棄免訴	三小	七月八日	昭和二七年(あ)二六五〇		
公職選挙法違反		破棄免訴	三小	七月八日	昭和二七年(あ)二七六五		
公職選挙法違反		破棄免訴	三小	七月八日	昭和二七年(あ)二七七一		

七月八日	昭和二七年(あ)二七七七	公職選挙法違反	破棄免訴	三小		
七月八日	昭和二七年(あ)二七八五	公職選挙法違反	破棄免訴	三小		
七月八日	昭和二七年(あ)二七八八	公職選挙法違反	破棄免訴	三小		
七月八日	昭和二七年(あ)二七九七	公職選挙法違反	破棄免訴	三小		
七月八日	昭和二七年(あ)二八一一	物価統制令違反	破棄免訴	三小		
七月八日	昭和二七年(あ)二八一三	物価統制令違反	破棄免訴	三小		
七月八日	昭和二七年(あ)二八一九	公職選挙法違反	破棄免訴	三小		
七月八日	昭和二七年(あ)二八七一	公職選挙法違反	破棄免訴	三小		
七月八日	昭和二七年(あ)二八九九	物価統制令違反	破棄免訴	三小		
七月八日	昭和二七年(し)三六	横領被告事件の控訴棄却決定に対した異議申立却下決定に対する特別抗告申立	棄却	三小		
七月一〇日	昭和二三年(れ)一四一五	物価統制令違反	破棄免訴	一小		
七月一〇日	昭和二三年(れ)一五三六	昭和二一年政令第一六五号違反	破棄免訴	一小		
七月一〇日	昭和二四年(れ)二〇七一	違反隠匿物資等緊急措置令違反	破棄免訴	一小		
七月一〇日	昭和二四年(れ)二〇七四	物価統制令違反	破棄免訴	一小		
七月一〇日	昭和二四年(れ)二五七四	法人税法違反、重要物資在庫緊急調査令違反	破棄免訴	一小		
七月一〇日	昭和二四年(れ)二五九五	物価統制令違反	破棄免訴	一小		
七月一〇日	昭和二八年(れ)二八九一	財産税法違反	破棄免訴	一小		

七月一〇日	昭和二四年(れ)二九五三	物価統制令違反	破棄免訴	一小		
七月一〇日	昭和二四年(れ)二九七七	物価統制令違反	破棄免訴	一小		
七月一〇日	昭和二五年(れ)八五二	物価統制令違反	破棄免訴	一小		
七月一〇日	昭和二六年(れ)八六三	臨時物資需給調整法違反	破棄免訴	一小		
七月一〇日	昭和二六年(れ)一〇七二	石炭及びコークス配給統制法違反	破棄免訴	一小		
七月一〇日	昭和二六年(れ)一三七三	物価統制令違反	破棄免訴	一小		
七月一〇日	昭和二六年(れ)一五三九	物価統制令違反	破棄免訴	一小		
七月一〇日	昭和二六年(れ)一七六七	物価統制令違反	破棄免訴	一小		
七月一〇日	昭和二六年(れ)一八九一	物価統制令違反	破棄免訴	一小		
七月一〇日	昭和二六年(れ)一八九六	教育委員会委員選挙罰則違反	破棄免訴	一小		
七月一〇日	昭和二六年(れ)一九三五	物価統制令違反	破棄免訴	一小		
七月一〇日	昭和二六年(れ)二〇八六	昭和二一年勅令第三一一号違反	破棄免訴	一小		
七月一〇日	昭和二六年(れ)二四〇五	物価統制令違反、臨時物資需給調整法違反	破棄免訴	一小		
七月一〇日	昭和二六年(れ)二四一五	物価統制令違反	破棄免訴	一小		
七月一〇日	昭和二七年(れ)六二	物価統制令違反	破棄免訴	一小		
七月一〇日	昭和二七年(れ)八四	賍物故買	棄却	一小		
七月一〇日	昭和二七年(れ)九九	物価統制令違反	破棄免訴	一小		

七月一〇日	昭和二四年新(れ)二四三	法人税法違反	破棄免訴	一小	
七月一〇日	昭和二五年(あ)一一八三	臨時物資需給調整法違反、物価統制令違反	破棄免訴	一小	
七月一〇日	昭和二五年(あ)一九九四	臨時物資需給調整法違反	破棄免訴	一小	
七月一〇日	昭和二五年(あ)二一一四	物価統制令違反	破棄免訴	一小	
七月一〇日	昭和二五年(あ)二三三八	物価統制令違反	破棄免訴	一小	
七月一〇日	昭和二五年(あ)二四一九	臨時物資需給調整法違反、物価統制令違反	破棄免訴	一小	
七月一〇日	昭和二六年(あ)七〇	臨時物資需給調整法違反	破棄免訴	一小	
七月一〇日	昭和二六年(あ)一九六	物価統制令違反	破棄免訴	一小	
七月一〇日	昭和二六年(あ)三五一	物価統制令違反	破棄免訴	一小	
七月一〇日	昭和二六年(あ)三五四	物価統制令違反	破棄免訴	一小	
七月一〇日	昭和二六年(あ)三六〇	臨時物資需給調整法違反	破棄免訴	一小	
七月一〇日	昭和二六年(あ)三七四	臨時物資需給調整法違反	破棄免訴	一小	
七月一〇日	昭和二六年(あ)四八九	物価統制令違反	破棄免訴	一小	
七月一〇日	昭和二六年(あ)五八一	臨時物資需給調整法違反	破棄免訴	一小	
七月一〇日	昭和二六年(あ)六二七	昭和二二年政令第一六五号違反	破棄免訴	一小	
七月一〇日	昭和二六年(あ)七〇四	物価統制令違反	破棄免訴	一小	
七月一〇日	昭和二六年(あ)七〇七	臨時物資需給調整法違反	破棄免訴	一小	

七月一〇日	昭和二六年(あ)七八九	物価統制令違反、同幇助	破棄免訴	一小	
七月一〇日	昭和二六年(あ)七九七	臨時物資需給調整法違反	破棄免訴	一小	
七月一〇日	昭和二六年(あ)八八二	物価統制令違反	破棄免訴	一小	
七月一〇日	昭和二六年(あ)八九二	昭和二二年勅令第一号違反	破棄免訴	一小	
七月一〇日	昭和二六年(あ)九八八	臨時物資需給調整法違反	破棄免訴	一小	
七月一〇日	昭和二六年(あ)九九一	臨時物資需給調整法違反	破棄免訴	一小	
七月一〇日	昭和二六年(あ)一〇九七	臨時物資需給調整法違反	破棄免訴	一小	
七月一〇日	昭和二六年(あ)一二二六	物価統制令違反	破棄免訴	一小	
七月一〇日	昭和二六年(あ)一二八〇	汽車往来妨害、恐喝	棄却	一小	
七月一〇日	昭和二六年(あ)一五八〇	賍物故買、同運搬、賍物牙保	棄却	一小	一〇一
七月一〇日	昭和二六年(あ)一五八〇	賍物運搬	一部破棄自判	一小	一一五
七月一〇日	昭和二六年(あ)一八〇七	窃盗	棄却	一小	
七月一〇日	昭和二六年(あ)一八四一	臨時物資需給調整法違反、物価統制令違反	破棄免訴	一小	
七月一〇日	昭和二六年(あ)一八四八	酒税法違反	棄却	一小	
七月一〇日	昭和二六年(あ)二八五一	臨時物資需給調整法違反	破棄免訴	一小	
七月一〇日	昭和二六年(あ)三三七七	食糧管理法違反	棄却	一小	
七月一〇日	昭和二六年(あ)三五〇九	物価統制令違反、法人税法違反	破棄免訴	一小	

七月一〇日	昭和二六年(あ)三八九一	食糧管理法違反	棄却	一小	
七月一〇日	昭和二六年(あ)三九一六	詐欺、窃盗	棄却	一小	
七月一〇日	昭和二六年(あ)三九二七	臨時物資需給調整法違反	棄却	一小	
七月一〇日	昭和二六年(あ)三九五二	食糧管理法違反	棄却	一小	
七月一〇日	昭和二六年(あ)四〇二七	臨時物資需給調整法違反	破棄免訴	一小	
七月一〇日	昭和二六年(あ)四〇七二	物価統制令違反	破棄免訴	一小	
七月一〇日	昭和二六年(あ)四五一一	賍物故買	棄却	一小	
七月一〇日	昭和二六年(あ)四六五〇	食糧管理法違反	棄却	一小	
七月一〇日	昭和二六年(あ)四七〇三	臨時物資需給調整法違反	棄却	一小	
七月一〇日	昭和二六年(あ)四七一一	窃盗	棄却	一小	
七月一〇日	昭和二六年(あ)四九八八	詐欺	棄却	一小	
七月一〇日	昭和二六年(あ)五〇一二	物価統制令違反、食糧管理法違反	棄却	一小	
七月一〇日	昭和二六年(あ)五〇七一	物価統制令違反	棄却	一小	
七月一〇日	昭和二六年(あ)五二五一	詐欺	棄却	一小	
七月一〇日	昭和二六年(あ)五二五四	賍物故買	棄却	一小	
七月一〇日	昭和二七年(あ)四二四	窃盗	棄却	一小	
七月一〇日	昭和二七年(あ)六一四	強盗殺人、加重逃走	棄却	一小	一三一

七月一〇日	昭和二七年(あ)一六八七	窃盗	棄却	一小	
七月一〇日	昭和二七年(あ)一八三五	公職選挙法違反	破棄免訴	一小	
七月一〇日	昭和二七年(あ)二六〇八	公職選挙法違反	破棄免訴	一小	
七月一〇日	昭和二七年(あ)二八八六	公職選挙法違反	破棄免訴	一小	
七月一一日	昭和二四年(れ)二五九〇	酒税法違反	棄却	二小	一五七
七月一一日	昭和二六年(れ)一一四二	窃盗、賍物故買	破棄差戻	二小	
七月一一日	昭和二六年(れ)一七三二	暴力行為等処罰に関する法律違反	破棄自判	二小	一六三
七月一一日	昭和二七年(れ)一三一	臨時物資需給調整法違反	破棄免訴	二小	一七七
七月一一日	昭和二七年(れ)一四九	物価統制令違反、臨時物資需給調整法違反	破棄免訴	二小	
七月一一日	昭和二六年(あ)二七二	物価統制令違反	破棄免訴	二小	
七月一一日	昭和二六年(あ)九八九	食糧管理法違反、物価統制令違反	破棄免訴	二小	
七月一一日	昭和二六年(あ)二八七七	物価統制令違反	破棄免訴	二小	
七月一一日	昭和二六年(あ)三一一五	物価統制令違反	破棄免訴	二小	
七月一一日	昭和二六年(あ)三三四六	物価統制令違反	破棄免訴	二小	
七月一一日	昭和二六年(あ)二四九六	昭和二一年勅令第三一一号違反	破棄免訴	二小	
七月一一日	昭和二六年(あ)三六六七	法人税法違反	破棄免訴	二小	
七月一一日	昭和二六年(あ)二九五〇	食糧管理法違反	破棄免訴	二小	

七月一一日	昭和二六年(お)四五五六	物価統制令違反	破棄免訴	二小	
七月一一日	昭和二六年(お)四九二三	物価統制令違反	破棄免訴	二小	
七月一一日	昭和二六年(お)五一四七	昭和二一年勅令第三一一号違反	破棄免訴	二小	
七月一一日	昭和二七年(お)　九四	臨時物資需給調整法違反	破棄免訴	二小	
七月一一日	昭和二七年(お)　二二二	臨時物資需給調整法違反	破棄免訴	二小	
七月一一日	昭和二七年(お)　四四八	昭和二一年勅令第三一一号違反	破棄免訴	二小	
七月一一日	昭和二七年(お)　七〇五	物価統制令違反	破棄免訴	二小	
七月一一日	昭和二七年(お)一二一六	所得税法違反	破棄免訴	二小	
七月一一日	昭和二七年(お)二〇一八	食糧管理法違反	破棄免訴	二小	
七月一一日	昭和二七年(お)二二五一	臨時物資需給調整法違反	破棄免訴	二小	
七月一一日	昭和二七年(お)二三五四	臨時物資需給調整法違反	破棄免訴	二小	
七月一一日	昭和二七年(お)二四三八	物価統制令違反	破棄免訴	二小	
七月一一日	昭和二七年(お)二四六五	臨時物資需給調整法違反	破棄免訴	二小	
七月一一日	昭和二七年(お)二八一五	物価統制令違反	破棄免訴	二小	
七月一一日	昭和二七年(お)三〇五〇	物価統制令違反	破棄免訴	二小	
七月一一日	昭和二七年(お)三〇五六	臨時物資需給調整法違反、物価統制令違反	破棄免訴	二小	
七月一一日	昭和二七年(お)三〇六八	物価統制令違反	破棄免訴	二小	

七月一一日	昭和二七年(お)三〇八〇	衆議院議員選挙法違反	破棄免訴	二小	
七月一一日	昭和二七年(お)三〇八六	公職選挙法違反	破棄免訴	二小	
七月一一日	昭和二七年(お)三〇八八	公職選挙法違反	破棄免訴	二小	
七月一一日	昭和二七年(お)三〇九〇	公職選挙法違反	破棄免訴	二小	
七月一一日	昭和二七年(お)三〇九二	公職選挙法違反	破棄免訴	二小	
七月一一日	昭和二七年(お)三〇九五	公職選挙法違反	破棄免訴	二小	
七月一一日	昭和二七年(お)三〇九八	公職選挙法違反	破棄免訴	二小	
七月一一日	昭和二七年(お)三一〇〇	公職選挙法違反	破棄免訴	二小	
七月一一日	昭和二七年(お)三一〇二	公職選挙法違反	破棄免訴	二小	
七月一一日	昭和二七年(お)三一〇四	公職選挙法違反	破棄免訴	二小	
七月一一日	昭和二七年(お)三一〇七	公職選挙法違反	破棄免訴	二小	
七月一一日	昭和二七年(お)三一一〇	公職選挙法違反	破棄免訴	二小	
七月一一日	昭和二七年(お)三一一二	公職選挙法違反	破棄免訴	二小	
七月一一日	昭和二七年(お)三一一四	公職選挙法違反	破棄免訴	二小	
七月一一日	昭和二七年(お)三一一九	公職選挙法違反	破棄免訴	二小	
七月一一日	昭和二七年(お)三一六七	物価統制令違反	破棄免訴	二小	
七月一一日	昭和二七年(お)三二〇二	公職選挙法違反	破棄免訴	二小	

七月一一日	昭和二七年(あ)三二〇六	公職選挙法違反	破棄免訴	二小			
七月一一日	昭和二六年(し)一〇八	騒擾、政令第三二五号違反被告事件につき神戸地方裁判所のした訴訟指揮命令に対する異議却下決定に対してなした特別抗告申立	棄却	二小	一九一		
七月一一日	昭和二七年(し)四〇	窃盗被告事件の控訴棄却決定について仙台高等裁判所がした異議申立棄却決定に対する特別抗告申立	棄却	二小	一九七		
七月一二日	昭和二六年(あ)一九二三	詐欺	棄却	二小			
七月一二日	昭和二六年(あ)二二五八	窃盗	棄却	二小			
七月一二日	昭和二六年(あ)二二七〇	麻薬取締法違反	棄却	二小			
七月一二日	昭和二六年(あ)二三二〇	窃盗	棄却	二小			
七月一二日	昭和二六年(あ)二三六〇	窃盗	棄却	二小	二〇一		
七月一二日	昭和二六年(あ)二四一一	窃盗	棄却	二小			
七月一二日	昭和二六年(あ)二五一三	横領、詐欺	棄却	二小			
七月一二日	昭和二六年(あ)二五八二	恐喝	棄却	二小			
七月一二日	昭和二六年(あ)二六三七	窃盗	棄却	二小			
七月一二日	昭和二六年(あ)二七二〇	窃盗	棄却	二小	二〇五		
七月一二日	昭和二六年(あ)二七七九	賍物故買、賍物牙保、賍物寄蔵	棄却	二小			
七月一二日	昭和二六年(あ)三七一四	恐喝	棄却	二小			

七月一二日	昭和二六年(あ)三八六二	傷害	棄却	二小			
七月一二日	昭和二六年(あ)三八八九	取引高税法違反	棄却	二小			
七月一二日	昭和二六年(あ)四一八三	詐欺	棄却	二小			
七月一二日	昭和二六年(あ)四二二三	食糧管理法違反	棄却	二小			
七月一二日	昭和二六年(あ)四四五九	麻薬取締法違反	棄却	二小			
七月一二日	昭和二六年(あ)四五二〇	物価統制令違反、食糧管理法違反、酒税法違反	棄却	二小			
七月一二日	昭和二六年(あ)四九一〇	詐欺	棄却	二小			
七月一二日	昭和二六年(あ)五〇四七	窃盗	棄却	二小			
七月一二日	昭和二六年(あ)五一八〇	横領	棄却	二小			
七月一二日	昭和二七年(あ)一八三七	詐欺	棄却	二小			
七月一二日	昭和二七年(あ)二三四六	外国人登録令違反	棄却	二小			
七月一五日	昭和二六年(れ)一七八二	経済関係罰則ノ整備ニ関スル法律違反	棄却	二小	二〇九		
七月一五日	昭和二六年(れ)二三一〇	私文書偽造、同行使、公文書変造、同行使、詐欺	棄却	二小			
七月一五日	昭和二七年(れ)一二一	物価統制令違反、同幇助	破棄免訴	三小			
七月一五日	昭和二五年(あ)二二四二	昭和二二年政令第一六五号違反	棄却	三小			
七月一五日	昭和二五年(あ)二四六四	関税法違反	棄却	三小	二一七		
七月一五日	昭和二五年(あ)二六二八	銃砲等所持禁止令違反	棄却	三小	二二五		

七月一五日	昭和二五年(あ)二六三七	食糧管理法違反、物価統制令違反	棄却	三小	二三五		○
七月一五日	昭和二五年(あ)二七八五	強盗	棄却	三小	二四一	○	
七月一五日	昭和二五年(あ)三三二〇	窃盗	棄却	三小			
七月一五日	昭和二六年(あ)六三	窃盗	棄却	三小			
七月一五日	昭和二六年(あ)八二	窃盗未遂	棄却	三小	二四七		○
七月一五日	昭和二六年(あ)一七五	窃盗	棄却	三小			
七月一五日	昭和二六年(あ)二五四	酒税法違反	棄却	三小	二五三	○	○
七月一五日	昭和二六年(あ)四〇六	詐欺	棄却	三小			
七月一五日	昭和二六年(あ)七七〇	横領	棄却	三小	二五七		
七月一五日	昭和二六年(あ)九八一	公文書偽造、同行使、詐欺	棄却	三小	二六七	○	
七月一五日	昭和二六年(あ)一二七三	強盗	棄却	三小			
七月一五日	昭和二六年(あ)一五五〇	傷害、暴行	棄却	三小	二七三	○	○
七月一五日	昭和二六年(あ)一一六九	強盗殺人、強盗未遂	棄却	三小	二九一	○	
七月一五日	昭和二六年(あ)二九七〇	臨時物資需給調整法違反、物価統制令違反	破棄免訴	三小			
七月一五日	昭和二六年(あ)二九八一	臨時物資需給調整法違反	破棄免訴	三小			
七月一五日	昭和二六年(あ)三〇四八	物価統制令違反	破棄免訴	三小			
七月一五日	昭和二七年(あ)三〇七八	公職選挙法違反	破棄免訴	三小			

七月一五日	昭和二七年(あ)三〇八九	公職選挙法違反	破棄免訴	三小			
七月一五日	昭和二七年(あ)三〇九三	公職選挙法違反	破棄免訴	三小			
七月一五日	昭和二七年(あ)三〇九六	公職選挙法違反	破棄免訴	三小			
七月一五日	昭和二七年(あ)三〇九九	公職選挙法違反	破棄免訴	三小			
七月一五日	昭和二七年(あ)三一〇一	公職選挙法違反	破棄免訴	三小			
七月一五日	昭和二七年(あ)三一〇五	公職選挙法違反	破棄免訴	三小			
七月一五日	昭和二七年(あ)三一〇八	公職選挙法違反	破棄免訴	三小			
七月一五日	昭和二七年(あ)三一一一	公職選挙法違反	破棄免訴	三小			
七月一五日	昭和二七年(あ)三一一三	公職選挙法違反	破棄免訴	三小			
七月一五日	昭和二七年(あ)三一三二	臨時物資需給調整法違反	破棄免訴	三小			
七月一六日	昭和二六年(あ)一八八二	賍物牙保	棄却	二小			
七月一六日	昭和二六年(あ)二〇一七	強姦	棄却	二小			
七月一六日	昭和二六年(あ)二一一四	窃盗	棄却	二小			
七月一六日	昭和二六年(あ)二三二七	窃盗	棄却	二小			
七月一六日	昭和二六年(あ)二四一三	傷害	棄却	二小			
七月一六日	昭和二六年(あ)二五一〇	賍物故買	棄却	二小			
七月一六日	昭和二六年(あ)二六〇一	業務上横領	棄却	二小			

七月一六日	昭和二六年(あ)二六〇九	賍物牙保、同収受、同運搬、食糧緊急措置令違反	棄却	二小	
七月一六日	昭和二六年(あ)二七〇一	業務上横領	棄却	二小	
七月一六日	昭和二六年(あ)二八七二	恐喝	棄却	二小	
七月一六日	昭和二六年(あ)三三六六	煙草専売法違反	棄却	二小	
七月一六日	昭和二六年(あ)三九〇〇	食糧管理法違反	棄却	二小	
七月一六日	昭和二六年(あ)三九三九	業務上横領	棄却	二小	
七月一六日	昭和二六年(あ)四二七四	窃盗	棄却	二小	
七月一六日	昭和二六年(あ)四三三八	傷害致死	棄却	二小	
七月一六日	昭和二六年(あ)四三五〇	物品税法違反	棄却	二小	
七月一六日	昭和二六年(あ)四三五三	麻薬取締法違反	棄却	二小	
七月一六日	昭和二六年(あ)四五二九	業務上横領、横領	棄却	二小	
七月一六日	昭和二六年(あ)四五九八	食糧管理法違反	棄却	二小	
七月一六日	昭和二六年(あ)四六九五	私文書偽造、同行使、詐欺	棄却	二小	
七月一六日	昭和二六年(あ)四七四五	傷害、公務執行妨害	棄却	二小	
七月一六日	昭和二六年(あ)五一三三	横領、私文書偽造、同行使、詐欺、物価統制令違反	棄却	二小	
七月一六日	昭和二六年(あ)五三二四	強姦致傷	棄却	二小	
七月一七日	昭和二七年(れ)　四四	窃盗	棄却	一小	

七月一七日	昭和二七年(れ)　一二七	臨時物資需給調整法違反、物価統制令違反	破棄免訴	一小	
七月一七日	昭和二七年(れ)　一四二	物価統制令違反	破棄免訴	一小	
七月一七日	昭和二五年(あ)二六五七	物価統制令違反幇助	破棄免訴	一小	
七月一七日	昭和二五年(あ)二八二六	昭和二二年勅令第一号違反	破棄免訴	一小	
七月一七日	昭和二五年(あ)二九〇〇	所得税法違反	破棄免訴	一小	
七月一七日	昭和二六年(あ)二八五	物価統制令違反	破棄免訴	一小	
七月一七日	昭和二六年(あ)三九五	物価統制令違反	破棄免訴	一小	
七月一七日	昭和二六年(あ)七五六	昭和二四年政令第三八九号違反	破棄免訴	一小	
七月一七日	昭和二六年(あ)八〇三	昭和二四年政令第三八九号違反	破棄免訴	一小	
七月一七日	昭和二六年(あ)一〇〇七	物価統制令違反	破棄免訴	一小	
七月一七日	昭和二六年(あ)一二一三	物価統制令違反	破棄免訴	一小	
七月一七日	昭和二六年(あ)一二三六	食糧管理法違反	破棄免訴	一小	
七月一七日	昭和二六年(あ)一三〇六	物価統制令違反	破棄免訴	一小	
七月一七日	昭和二六年(あ)一三〇九	物価統制令違反、臨時物資需給調整法昭和二一年勅令第三一一号違反	破棄免訴	一小	
七月一七日	昭和二六年(あ)一三五〇	物価統制令違反	破棄免訴	一小	
七月一七日	昭和二六年(あ)一三八九	物価統制令違反	破棄免訴	一小	
七月一七日	昭和二六年(あ)一四八三	物価統制令違反	破棄免訴	一小	

七月一七日	昭和二六年(あ)一五七七	物価統制令違反	破棄免訴	一小
七月一七日	昭和二六年(あ)一六三七	昭和二一年勅令第一号違反	破棄免訴	一小
七月一七日	昭和二六年(あ)一六五一	臨時物資需給調整法違反	破棄免訴	一小
七月一七日	昭和二六年(あ)一六六六	臨時物資需給調整法違反	破棄免訴	一小
七月一七日	昭和二六年(あ)一六七二	物価統制令違反	破棄免訴	一小
七月一七日	昭和二六年(あ)一八二九	物価統制令違反	破棄免訴	一小
七月一七日	昭和二六年(あ)一八三二	臨時物資需給調整法違反	破棄免訴	一小
七月一七日	昭和二六年(あ)一八三八	臨時物資需給調整法違反、物価統制令違反	破棄免訴	一小
七月一七日	昭和二六年(あ)二〇一六	昭和二四年政令第三八九号違反	破棄免訴	一小
七月一七日	昭和二六年(あ)二一一六	物価統制令違反	破棄免訴	一小
七月一七日	昭和二六年(あ)二一二二	物価統制令違反	破棄免訴	一小
七月一七日	昭和二六年(あ)二一六一	臨時物資需給調整法違反	破棄免訴	一小
七月一七日	昭和二六年(あ)二一七四	臨時物資需給調整法違反	破棄免訴	一小
七月一七日	昭和二六年(あ)二一七八	物価統制令違反、同幇助	破棄免訴	一小
七月一七日	昭和二六年(あ)二三七二	物価統制令違反	破棄免訴	一小
七月一七日	昭和二六年(あ)二四九九	物価統制令違反	破棄免訴	一小
七月一七日	昭和二六年(あ)二五一八	物価統制令違反	破棄免訴	一小

七月一七日	昭和二六年(あ)二五二〇	物価統制令違反	破棄免訴	一小
七月一七日	昭和二六年(あ)二五五二	物価統制令違反、食糧管理法違反	破棄免訴	一小
七月一七日	昭和二六年(あ)二五七二	物価統制令違反	破棄免訴	一小
七月一七日	昭和二六年(あ)三二一二	臨時物資需給調整法違反	破棄免訴	一小
七月一七日	昭和二六年(あ)三三二一	物価統制令違反	破棄免訴	一小
七月一七日	昭和二六年(あ)三四八七	窃盗	棄却	一小
七月一七日	昭和二六年(あ)三五五四	物価統制令違反	破棄免訴	一小
七月一七日	昭和二六年(あ)三五七七	臨時物資需給調整法違反	破棄免訴	一小
七月一七日	昭和二六年(あ)三六六六	物価統制令違反	破棄免訴	一小
七月一七日	昭和二六年(あ)三七五七	昭和二四年政令第三〇六号違反	破棄免訴	一小
七月一七日	昭和二六年(あ)三八二四	臨時物資需給調整法違反	破棄免訴	一小
七月一七日	昭和二六年(あ)三八五九	物価統制令違反	破棄免訴	一小
七月一七日	昭和二六年(あ)三八七〇	物価統制令違反	破棄免訴	一小
七月一七日	昭和二六年(あ)三九〇七	物価統制令違反	破棄免訴	一小
七月一七日	昭和二六年(あ)三九四三	臨時物資需給調整法違反	破棄免訴	一小
七月一七日	昭和二六年(あ)三九四五	詐欺	棄却	一小
七月一七日	昭和二六年(あ)三九七一	食糧管理法違反	破棄免訴	一小

七月一七日	昭和二六年(あ)三九八七	臨時物資需給調整法違反	破棄免訴	一小	
七月一七日	昭和二六年(あ)四〇一一	物価統制令違反	破棄免訴	一小	
七月一七日	昭和二六年(あ)四〇七七	食糧管理法違反	破棄免訴	一小	
七月一七日	昭和二六年(あ)四二八五	物価統制令違反	破棄免訴	一小	
七月一七日	昭和二六年(あ)四四五八	臨時物資需給調整法違反	棄却	一小	
七月一七日	昭和二六年(あ)四五二五	臨時物資需給調整法違反	破棄免訴	一小	
七月一七日	昭和二六年(あ)四五八六	物価統制令違反	破棄免訴	一小	
七月一七日	昭和二六年(あ)四五九二	臨時物資需給調整法違反、物価統制令違反	破棄免訴	一小	
七月一七日	昭和二六年(あ)四六四四	業務上横領	棄却	一小	
七月一七日	昭和二六年(あ)四六五三	臨時物資需給調整法違反	破棄免訴	一小	
七月一七日	昭和二六年(あ)四六八五	窃盗	棄却	一小	
七月一七日	昭和二六年(あ)四七〇八	酒税法違反	棄却	一小	
七月一七日	昭和二六年(あ)四七三三	物価統制令違反	破棄免訴	一小	
七月一七日	昭和二六年(あ)四七三九	臨時物資需給調整法違反、物価統制令違反	破棄免訴	一小	
七月一七日	昭和二六年(あ)四七四四	食糧管理法違反	破棄免訴	一小	
七月一七日	昭和二六年(あ)四八三二	臨時物資需給調整法違反	破棄免訴	一小	
七月一七日	昭和二六年(あ)四八四四	詐欺	破棄免訴	一小	

七月一七日	昭和二六年(あ)四八五二	窃盗	棄却	一小	
七月一七日	昭和二六年(あ)四九三二	臨時物資需給調整法違反、物価統制令違反	破棄免訴	一小	
七月一七日	昭和二六年(あ)四九五一	物価統制令違反	破棄免訴	一小	
七月一七日	昭和二六年(あ)四九五四	食糧管理法違反	棄却	一小	
七月一七日	昭和二六年(あ)五〇〇九	物価統制令違反、食糧管理法違反	破棄免訴	一小	
七月一七日	昭和二六年(あ)五〇二八	窃盗	棄却	一小	
七月一七日	昭和二六年(あ)五〇五一	食糧管理法違反	棄却	一小	
七月一七日	昭和二六年(あ)五〇七六	臨時物資需給調整法違反	破棄免訴	一小	
七月一七日	昭和二六年(あ)五〇八二	物価統制令違反	破棄免訴	一小	
七月一七日	昭和二六年(あ)五一六五	昭和二四年政令第三〇六号違反	破棄免訴	一小	
七月一七日	昭和二六年(あ)五一六八	臨時物資需給調整法違反、物価統制令違反	破棄免訴	一小	
七月一七日	昭和二六年(あ)五二一〇	昭和二四年政令第三〇六号違反	破棄免訴	一小	
七月一七日	昭和二六年(あ)五二二一	臨時物資需給調整法違反	破棄免訴	一小	
七月一七日	昭和二六年(あ)五二五九	法人税違反	破棄免訴	一小	
七月一七日	昭和二六年(あ)五三二〇	窃盗	棄却	一小	
七月一七日	昭和二七年(あ)三五	物価統制令違反	破棄免訴	一小	
七月一七日	昭和二七年(あ)三八	食糧管理法違反	破棄免訴	一小	

物価統制令違反	昭和二七年(あ)	八〇	七月一七日	破棄免訴	一小
物価統制令違反、食糧管理法違反	昭和二七年(あ)	一二〇	七月一七日	破棄免訴	一小
臨時物資需給調整法違反	昭和二七年(あ)	一三〇	七月一七日	破棄免訴	一小
労働関係調整法違反	昭和二七年(あ)	一七五	七月一七日	破棄免訴	一小
物価統制令違反	昭和二七年(あ)	一九一	七月一七日	破棄免訴	一小
臨時物資需給調整法違反、物価統制令違反	昭和二七年(あ)	二二一	七月一七日	破棄免訴	一小
窃盗	昭和二七年(あ)	二四一	七月一七日	棄却	一小
労働基準法違反	昭和二七年(あ)	四〇七	七月一七日	破棄免訴	一小
物価統制令違反	昭和二七年(あ)	四六二	七月一七日	破棄免訴	一小
物価統制令違反	昭和二七年(あ)	五〇三	七月一七日	破棄免訴	一小
臨時物資需給調整法違反	昭和二七年(あ)	六六五	七月一七日	破棄免訴	一小
物価統制令違反	昭和二七年(あ)	六六八	七月一七日	破棄免訴	一小
物価統制令違反、同幇助	昭和二七年(あ)	七七四	七月一七日	破棄免訴	一小
臨時物資需給調整法違反	昭和二七年(あ)	八七〇	七月一七日	破棄免訴	一小
物価統制令違反	昭和二七年(あ)	九三七	七月一七日	破棄免訴	一小
食糧管理法違反	昭和二七年(あ)	九四五	七月一七日	破棄免訴	一小

労働基準法違反	昭和二七年(あ)	九五四	七月一七日	破棄免訴	一小
物価統制令違反	昭和二七年(あ)	九五九	七月一七日	破棄免訴	一小
臨時物資需給調整法違反	昭和二七年(あ)	一一一五	七月一七日	破棄免訴	一小
物価統制令違反	昭和二七年(あ)	一一三五	七月一七日	破棄免訴	一小
物価統制令違反	昭和二七年(あ)	一一五三	七月一七日	破棄免訴	一小
昭和二二年政令第一六五号違反、昭和二四年政令第三八九号違反	昭和二七年(あ)	一一八四	七月一七日	破棄免訴	一小
臨時物資需給調整法違反	昭和二七年(あ)	一一九九	七月一七日	破棄免訴	一小
臨時物資需給調整法違反、物価統制令違反	昭和二七年(あ)	一三九三	七月一七日	破棄免訴	一小
臨時物資需給調整法違反、物価統制令違反	昭和二七年(あ)	一四〇一	七月一七日	破棄免訴	一小
昭和二四年政令第三八九号違反	昭和二七年(あ)	一七一九	七月一七日	破棄免訴	一小
臨時物資需給調整法違反	昭和二七年(あ)	一七三〇	七月一七日	破棄免訴	一小
昭和二二年勅令第一号違反	昭和二七年(あ)	一八二九	七月一七日	破棄免訴	一小
昭和二四年政令第三〇六号違反	昭和二七年(あ)	一八九〇	七月一七日	破棄免訴	一小
労働基準法違反	昭和二七年(あ)	一一五九	七月一七日	破棄免訴	一小
物価統制令違反	昭和二七年(あ)	二二七五	七月一七日	破棄免訴	一小
臨時物資需給調整法違反	昭和二七年(あ)	二三七三	七月一七日	破棄免訴	一小
臨時物資需給調整法違反	昭和二七年(あ)	二三七九	七月一七日	破棄免訴	一小

七月一七日	昭和二七年(あ)二四九五	所得税法違反	破棄免訴	一小
七月一七日	昭和二七年(あ)二五五六	物価統制令違反	破棄免訴	一小
七月一七日	昭和二七年(あ)二六一一	物価統制令違反	破棄免訴	一小
七月一七日	昭和二七年(あ)二六五三	物価統制令違反	破棄免訴	一小
七月一七日	昭和二七年(あ)二七四四	飲食営業臨時規整法違反	破棄免訴	一小
七月一七日	昭和二七年(あ)二八〇三	臨時物資需給調整法違反、物価統制令違反	破棄免訴	一小
七月一七日	昭和二七年(あ)二九三一	臨時物資需給調整法違反	破棄免訴	一小
七月一七日	昭和二七年(あ)三〇四六	臨時物資需給調整法違反、物価統制令違反	破棄免訴	一小
七月一七日	昭和二七年(あ)三〇四九	臨時物資需給調整法違反、物価統制令違反	破棄免訴	一小
七月一七日	昭和二七年(あ)三〇五五	臨時物資需給調整法違反、物価統制令違反幇助	破棄免訴	一小
七月一七日	昭和二七年(あ)三〇八五	公職選挙法違反	破棄免訴	一小
七月一七日	昭和二七年(あ)三〇九一	公職選挙法違反	破棄免訴	一小
七月一七日	昭和二七年(あ)三〇九四	公職選挙法違反	破棄免訴	一小
七月一七日	昭和二七年(あ)三〇九七	公職選挙法違反	破棄免訴	一小
七月一七日	昭和二七年(あ)三一〇三	公職選挙法違反	破棄免訴	一小
七月一七日	昭和二七年(あ)三一〇六	公職選挙法違反	破棄免訴	一小
七月一七日	昭和二七年(あ)三一〇九	公職選挙法違反	破棄免訴	一小

七月一七日	昭和二七年(あ)三一一五	公職選挙法違反	破棄免訴	一小
七月一七日	昭和二七年(あ)三一六八	物価統制令違反	破棄免訴	一小
七月一七日	昭和二七年(あ)三二〇五	公職選挙法違反	破棄免訴	一小
七月一七日	昭和二七年(あ)三二四六	公職選挙法違反	破棄免訴	一小
七月一七日	昭和二七年(あ)三二四九	公職選挙法違反	破棄免訴	一小
七月一七日	昭和二七年(あ)三二五二	公職選挙法違反	破棄免訴	一小
七月一七日	昭和二七年(あ)三二五八	公職選挙法違反	破棄免訴	一小
七月一七日	昭和二七年(あ)三二六一	公職選挙法違反	破棄免訴	一小
七月一七日	昭和二七年(あ)三二六四	公職選挙法違反	破棄免訴	一小
七月一七日	昭和二七年(あ)三二七〇	公職選挙法違反	破棄免訴	一小
七月一七日	昭和二七年(あ)三二七三	公職選挙法違反	破棄免訴	一小
七月一七日	昭和二七年(あ)三二七六	公・職選挙法違反	破棄免訴	一小
七月一七日	昭和二七年(あ)三二八二	臨時物資需給調整法違反	破棄免訴	一小
七月一七日	昭和二七年(あ)三二九七	物価統制令違反	破棄免訴	一小
七月一七日	昭和二七年(あ)三三〇〇	衆議院議員選挙法違反	破棄免訴	一小
七月一七日	昭和二七年(あ)二四三一	公職選挙法違反	破棄免訴	一小
七月一七日	昭和二七年(あ)二四五五	公職選挙法違反	破棄免訴	一小

七月一七日	昭和二七年(あ)三四五八	公職選挙法違反	破棄免訴	一小	
七月一七日	昭和二七年(あ)三四七〇	公職選挙法違反	破棄免訴	一小	
七月一七日	昭和二七年(あ)三四七三	公職選挙法違反	破棄免訴	一小	
七月一七日	昭和二七年(あ)三五一一	昭和二二年勅令第一号違反	破棄免訴	一小	
七月一八日	昭和二五年(あ) 二六二	恐喝	棄却	二小	
七月一八日	昭和二五年(あ)二九八六	窃盗	棄却	二小	
七月一八日	昭和二六年(あ)二〇九六	詐欺、私文書偽造行使、横領	棄却	二小	
七月一八日	昭和二六年(あ)四九三六	麻薬取締法違反	棄却	二小	
七月一八日	昭和二六年(あ)五〇五〇	尊属傷害致死	棄却	二小	
七月一八日	昭和二七年(あ)三〇二三	物価統制令違反、臨時物資需給調整法違反	破棄免訴	二小	
七月一八日	昭和二七年(あ)三二四七	公職選挙法違反	破棄免訴	二小	
七月一八日	昭和二七年(あ)三二五〇	公職選挙法違反	破棄免訴	二小	
七月一八日	昭和二七年(あ)三二五三	公職選挙法違反	破棄免訴	二小	
七月一八日	昭和二七年(あ)三二五五	公職選挙法違反	破棄免訴	二小	
七月一八日	昭和二七年(あ)三二五七	公職選挙法違反	破棄免訴	二小	
七月一八日	昭和二七年(あ)三二五九	公職選挙法違反	破棄免訴	二小	
七月一八日	昭和二七年(あ)三二六二	公職選挙法違反	破棄免訴	二小	

七月一八日	昭和二七年(あ)三二六五	公職選挙法違反	破棄免訴	二小	
七月一八日	昭和二七年(あ)三二六七	公職選挙法違反	破棄免訴	二小	
七月一八日	昭和二七年(あ)三二六九	公職選挙法違反	破棄免訴	二小	
七月一八日	昭和二七年(あ)三二七一	公職選挙法違反	破棄免訴	二小	
七月一八日	昭和二七年(あ)三二七四	公職選挙法違反	破棄免訴	二小	
七月一八日	昭和二七年(あ)三二八三	労働基準法違反	破棄免訴	二小	
七月一八日	昭和二七年(あ)三二九三	臨時物資需給調整法違反	破棄免訴	二小	
七月一八日	昭和二七年(あ)三三〇五	物価統制令違反、臨時物資需給調整法違反	破棄免訴	二小	
七月一八日	昭和二七年(あ)三四〇二	臨時物資需給調整法違反	破棄免訴	二小	
七月一八日	昭和二七年(あ)三四〇四	公職選挙法違反	破棄免訴	二小	
七月一八日	昭和二七年(あ)三四〇八	物価統制令違反	破棄免訴	二小	
七月一八日	昭和二七年(あ)三四二六	臨時物資需給調整法違反	破棄免訴	二小	
七月一八日	昭和二七年(あ)三四二八	臨時物資需給調整法違反	破棄免訴	二小	
七月一八日	昭和二七年(あ)三四三〇	公職選挙法違反	破棄免訴	二小	
七月一八日	昭和二七年(あ)三四五〇	臨時物資需給調整法違反	破棄免訴	二小	
七月一八日	昭和二七年(あ)三四五二	公職選挙法違反	破棄免訴	二小	
七月一八日	昭和二七年(あ)三四五四	公職選挙法違反	破棄免訴	二小	

七月一八日	昭和二七年(あ)三四五六	公職選挙法違反	破棄免訴	二小			
七月一八日	昭和二七年(あ)三四五九	公職選挙法違反	破棄免訴	二小			
七月一八日	昭和二七年(あ)三四六八	公職選挙法違反	破棄免訴	二小			
七月一八日	昭和二七年(あ)三四七一	公職選挙法違反	破棄免訴	二小			
七月一八日	昭和二七年(あ)三四七四	公職選挙法違反	破棄免訴	二小			
七月一八日	昭和二七年(あ)三四七六	公職選挙法違反	破棄免訴	二小			
七月一八日	昭和二七年(あ)三四七八	公職選挙法違反	破棄免訴	二小			
七月一八日	昭和二七年(あ)三五〇一	食糧管理法違反	破棄免訴	二小			
七月二二日	昭和二六年(れ)二三一三	物価統制令違反、隠匿物資等緊急措置令違反	破棄免訴	三小			
七月二二日	昭和二六年(あ)二四五七	恐喝	棄却	三小			
七月二二日	昭和二七年(れ)四五	賍物牙保	棄却	三小			
七月二二日	昭和二七年(れ)一四四	物価統制令違反	破棄免訴	三小			
七月二二日	昭和二七年(れ)一五〇	物価統制令違反	破棄免訴	三小			
七月二二日	昭和二五年(あ)一五四〇	酒税法違反	棄却	三小			
七月二二日	昭和二五年(あ)二二九三	賍物故買、同牙保	棄却	三小			
七月二二日	昭和二五年(あ)二五〇八	詐欺、横領	棄却	三小			
七月二二日	昭和二五年(あ)二七六七	暴力行為等処罰に関する法律違反、暴	棄却	三小	三〇七		

七月二二日	昭和二五年(あ)二九四九	窃盗	棄却	三小			
七月二二日	昭和二五年(あ)二九九三	酒税法違反	棄却	三小			
○	昭和二五年(あ)三〇九六	賍物故買	棄却	三小	三一七		
七月二二日	昭和二五年(あ)三二〇〇	賍物故買	棄却	三小			
七月二二日	昭和二五年(あ)三三八九	収税法違反	棄却	三小	三一三		
七月二二日	昭和二五年(あ)三四〇九	麻薬取締法違反	棄却	三小	三四五		
七月二二日	昭和二六年(あ)三七	酒税法違反	棄却	三小	三五一		
七月二二日	昭和二六年(あ)一二三	強盗	棄却	三小	三五七		
七月二二日	昭和二六年(あ)一八四	業務上横領、詐欺、収賄	棄却	三小			
七月二二日	昭和二六年(あ)二一九	収賄	棄却	三小	三七一		
七月二二日	昭和二六年(あ)二二八	横領	棄却	三小			
七月二二日	昭和二六年(あ)四五七	暴行、賍物牙保	棄却	三小	三八九		
七月二二日	昭和二六年(あ)一〇三七	暴行、傷害	棄却	三小	三九三		
七月二二日	昭和二六年(あ)一一二六	暴行	棄却	三小			
七月二二日	昭和二六年(あ)一一八一	詐欺	棄却	三小			
○	昭和二六年(あ)一七一八	賍物運搬、同寄蔵	棄却	三小	三九七		
七月二二日	昭和二六年(れ)二五五一	昭和二五年政令第三二七号違反幇助	破棄免訴	三小			

七月二二日	昭和二七年(あ)四一五	賍物運搬	棄却	三小	
七月二二日	昭和二七年(あ)八二二	詐欺	棄却	三小	
七月二二日	昭和二七年(あ)二三四七	窃盗、放火	棄却	三小	
七月二二日	昭和二七年(あ)三〇七七	労働基準法違反	破棄免訴	三小	
七月二二日	昭和二七年(あ)三二〇三	公職選挙法違反	破棄免訴	三小	
七月二二日	昭和二七年(あ)三二四八	公職選挙法違反	破棄免訴	三小	
七月二二日	昭和二七年(あ)三二五一	公職選挙法違反	破棄免訴	三小	
七月二二日	昭和二七年(あ)三二五四	公職選挙法違反	破棄免訴	三小	
七月二二日	昭和二七年(あ)三二五六	公職選挙法違反	破棄免訴	三小	
七月二二日	昭和二七年(あ)三二六〇	公職選挙法違反	破棄免訴	三小	
七月二二日	昭和二七年(あ)三二六三	公職選挙法違反	破棄免訴	三小	
七月二二日	昭和二七年(あ)三二六六	公職選挙法違反	破棄免訴	三小	
七月二二日	昭和二七年(あ)三二六八	公職選挙法違反	破棄免訴	三小	
七月二二日	昭和二七年(あ)三二七二	公職選挙法違反	破棄免訴	三小	
七月二二日	昭和二七年(あ)三二七五	公職選挙法違反	破棄免訴	三小	
七月二二日	昭和二七年(あ)三二九九	衆議院議員選挙法違反	破棄免訴	三小	
七月二二日	昭和二七年(あ)三三〇二	衆議院議員選挙法違反	破棄免訴	三小	

七月二二日	昭和二七年(あ)三三〇四	食糧管理法違反	破棄免訴	三小	
七月二二日	昭和二七年(あ)二二一一	物価統制令違反	破棄免訴	三小	
七月二二日	昭和二七年(あ)三三四七	公職選挙法違反	破棄免訴	三小	
七月二三日	昭和二五年(あ)一九〇〇	窃盗	棄却	二小	
○					
七月二五日	昭和二六年(れ)二三一五	物価統制令違反	棄却	二小	四〇七
七月二五日	昭和二六年(れ)二三八二	食糧緊急措置令違反教唆	棄却	二小	
七月二五日	昭和二七年(れ)五四	公正証書原本不実記載、私文書偽造、同行使	棄却	二小	
七月二五日	昭和二七年(れ)一六四	臨時物資需給調整法違反、物価統制令違反	破棄免訴	二小	
七月二五日	昭和二五年(あ)一九六五	所得税	破棄免訴	二小	
○					
七月二五日	昭和二五年(あ)一九九二	公務執行妨害	棄却	二小	四一三
七月二五日	昭和二五年(あ)二三二七	法人税	破棄免訴	二小	
七月二五日	昭和二六年(あ)二五四四	法人税	破棄免訴	二小	
七月二五日	昭和二六年(あ)二七三四	所得税	破棄免訴	二小	
七月二五日	昭和二六年(あ)四〇〇三	法人税	破棄免訴	二小	
○					
七月二五日	昭和二六年(あ)四〇五八	臨時物資需給調整法違反	破棄免訴	二小	
七月二五日	昭和二六年(あ)五一二一	強盗	棄却	二小	四一七
七月二五日	昭和二七年(あ)四九六	臨時物資需給調整法違反、物価統制令違反	破棄免訴	二小	

七月二五日	昭和二七年(あ)一〇五〇	所得税法違反	破棄免訴	二小		
七月二五日	昭和二七年(あ)二〇三六	所得税法違反	破棄免訴	二小		
七月二五日	昭和二七年(あ)二一四〇	臨時物資需給調整法違反、物価統制令違反	破棄免訴	二小		
七月二五日	昭和二七年(あ)二九九一	昭和二一年勅令第三一一号違反	破棄免訴	二小		
七月二五日	昭和二七年(あ)三六〇二	物価統制令違反	破棄免訴	二小		
七月二五日	昭和二七年(あ)三六二七	労働基準法違反	破棄免訴	二小		
七月二六日	昭和二七年(あ)一〇八五	恐喝、同未遂、詐欺	棄却	二小		
七月二六日	昭和二七年(み)三五	殺人、死体遺棄、私文書偽造、同行使、詐欺被告事件に対する判決訂正申立	棄却	二小		
七月二八日	昭和二七年(あ)二〇五二	公文書偽造、同行使、詐欺	棄却	二小		
七月二八日	昭和二七年(あ)二〇九六	詐欺	棄却	二小		
七月二八日	昭和二七年(あ)二一三三	窃盗、詐欺	棄却	二小		
七月二八日	昭和二七年(あ)二七五三	詐欺	棄却	二小		
七月二八日	昭和二七年(み)三六	強盗殺人、死体遺棄被告事件に対する判決訂正申立	棄却	二小		
七月二八日	昭和二七年(す)三一九	外国人登録令違反被告事件について最高裁判所がした決定に対する抗告申立	棄却	二小	四二九	
七月二九日	昭和二六年(れ)二三〇七	過失致死、有毒飲食物等取締令違反、食糧管理法違反、物価統制令違反	棄却	三小		
七月二九日	昭和二六年(れ)二五一三	賭場開張図利	棄却	三小		
七月二九日	昭和二六年(れ)二五二〇	詐欺	棄却	三小		

七月二九日	昭和二七年(れ)一五	詐欺、恐喝	棄却	三小		
七月二九日	昭和二七年(れ)五五	有毒飲食物等取締令違反	棄却	三小		
七月二九日	昭和二七年(れ)六一	業務上横領	棄却	三小		
七月二九日	昭和二七年(れ)七一	詐欺、横領	棄却	三小		
七月二九日	昭和二七年(れ)八二	収賄	棄却	三小		
七月二九日	昭和二七年(れ)八七	脅迫、銃砲火薬類取締法違反	棄却	三小		
七月二九日	昭和二五年(あ)五五四	入場税法違反	棄却	三小	四三三	
七月二九日	昭和二五年(あ)二三九六	業務上横領、詐欺	棄却	三小		
七月二九日	昭和二七年(あ)二五六八	食糧管理法違反	棄却	三小		
七月二九日	昭和二七年(あ)二六四〇	食糧管理法違反、酒税法違反、物品税法違反	棄却	三小		
七月二九日	昭和二五年(あ)二六六五	横領教唆、賍物収受	棄却	三小	四四一	
七月二九日	昭和二五年(あ)三四三一	地方税法違反	棄却	三小	四五三	
七月二九日	昭和二五年(あ)三四七六	食糧管理法違反、物価統制令違反	棄却	三小		
七月二九日	昭和二五年(あ)三四八八	麻薬取締法違反、医師法違反	棄却	三小	四六五	
七月二九日	昭和二五年(あ)三四九六	恐喝	棄却	三小	四六九	
七月二九日	昭和二六年(あ)一五七	詐欺	棄却	三小		
七月二九日	昭和二六年(あ)二四七	窃盗	棄却	三小		

○	七月二九日	昭和二六年(あ)四七八	窃盗	業務上横領	棄却	三小	四八九	
○	七月二九日	昭和二六年(あ)五〇〇〇	窃盗	業務傷害	棄却	三小	四九七	
	七月二九日	昭和二六年(あ)八一四	強盗	麻薬取締法違反	棄却	三小		
	七月二九日	昭和二六年(あ)九一三	窃盗	麻薬取締法違反	棄却	三小		
	七月二九日	昭和二六年(あ)九四一	窃盗	麻薬取締法違反	棄却	三小		
○	七月二九日	昭和二六年(あ)一〇〇三	強盗傷人	麻薬取締法違反	棄却	三小		
	七月二九日	昭和二六年(あ)一一八三	窃盗	麻薬取締法違反	棄却	三小		
	七月二九日	昭和二六年(あ)一二四五	窃盗、賍物収受	麻薬取締法違反	棄却	三小	五〇五	
	七月二九日	昭和二六年(あ)一四三四	窃盗	麻薬取締法違反	棄却	三小		
	七月二九日	昭和二六年(あ)一五八五	恐喝未遂、傷害	麻薬取締法違反	棄却	三小		
	七月二九日	昭和二六年(あ)一五八八	麻薬取締法違反	麻薬取締法違反	棄却	三小		
	七月二九日	昭和二六年(あ)一六五三	窃盗	麻薬取締法違反	棄却	三小		
	七月二九日	昭和二六年(あ)一八六九	酒税法違反	麻薬取締法違反	棄却	三小		
	七月二九日	昭和二六年(あ)二二八四	麻薬取締法違反	麻薬取締法違反	棄却	三小		
	七月二九日	昭和二六年(あ)二六三八	詐欺	麻薬取締法違反	棄却	三小		
	七月二九日	昭和二六年(あ)二七九一	強盗	麻薬取締法違反	棄却	三小		
	七月二九日	昭和二六年(あ)四〇六八	業務上横領	麻薬取締法違反	棄却	三小		

○	七月二九日	昭和二六年(あ)四三五一	窃盗	公文書偽造、同行使、業務上横領	棄却	三小	五一五	
○	七月二九日	昭和二六年(あ)四三八〇	窃盗	公文書偽造、同行使、詐欺	棄却	三小		
	七月二九日	昭和二六年(あ)四四一二	窃盗	有価証券偽造、同行使、詐欺	棄却	三小		
	七月二九日	昭和二六年(あ)四四七二	窃盗	煙草専売法違反	棄却	三小		
	七月二九日	昭和二六年(あ)四五一三	酒税法違反	殺人、同未遂、銃砲刀剣類等所持取締令違反	棄却	三小		
	七月二九日	昭和二六年(あ)四六三八	業務上横領	詐欺	棄却	三小		
	七月二九日	昭和二六年(あ)四七二四	詐欺	恐喝	棄却	三小		
	七月二九日	昭和二六年(あ)四八三八	窃盗	強盗	棄却	三小		
	七月二九日	昭和二六年(あ)五一八六	煙草専売法違反	窃盗、脅迫	棄却	三小		
	七月二九日	昭和二六年(あ)五二〇九	有価証券偽造、同行使、詐欺	窃盗	棄却	三小	五〇九	
○	七月二九日	昭和二六年(あ)五二五〇	窃盗	強盗	棄却	三小		
	七月二九日	昭和二六年(あ)一四一〇	窃盗	窃盗、脅迫	棄却	三小		
	七月二九日	昭和二六年(あ)一九八九	窃盗		棄却	三小		
	七月二九日	昭和二六年(あ)二〇五三	窃盗		棄却	三小		
	七月二九日	昭和二六年(あ)二〇五六	恐喝		棄却	三小		
	七月二九日	昭和二六年(あ)二〇九七	殺人、同未遂、銃砲刀剣類等所持取締令違反		棄却	三小		
	七月二九日	昭和二七年(あ)二四八二	詐欺		棄却	三小		

七月二九日	昭和二七年(あ)二六六三	賦物	故買	棄却	三小	
七月二九日	昭和二七年(あ)三四〇五	公職選挙法違反		破棄免訴	三小	
七月二九日	昭和二七年(あ)三四一二	物価統制令違反		破棄免訴	三小	
七月二九日	昭和二七年(あ)三四三六	公職選挙法違反		破棄免訴	三小	
七月二九日	昭和二七年(あ)三四五一	臨時物資需給調整法違反		破棄免訴	三小	
七月二九日	昭和二七年(あ)二四五三	物価統制令違反		破棄免訴	三小	
七月二九日	昭和二七年(あ)三四五七	公職選挙法違反		破棄免訴	三小	
七月二九日	昭和二七年(あ)三四六九	公職選挙法違反		破棄免訴	三小	
七月二九日	昭和二七年(あ)三四七二	公職選挙法違反		破棄免訴	三小	
七月二九日	昭和二七年(あ)三四七五	公職選挙法違反		破棄免訴	三小	
七月二九日	昭和二七年(あ)三四七七	公職選挙法違反		破棄免訴	三小	
七月二九日	昭和二七年(あ)三六三六	公職選挙法違反		破棄免訴	三小	
○ 七月二九日	昭和二七年(し)三九	尊属殺人等被告事件について の異議申立棄却決定に対する特別抗告の申立		棄却	三小	五二五
○ 七月三一日	昭和二六年(し)九三	強姦致傷、殺人被告事件についての再審請求棄却決定に対する特別抗告の申立		棄却	二小	五三三

昭和二六年(れ)第一六四三号

判決

本籍　香川県木田郡十河村東十川九一〇番地
住居　大阪府八尾市庄の内四〇〇番地　大北ヨキ方
会社員　漆原存臣　大正八年二月二〇日生

本籍並びに住居　大阪市天王寺区上本町九丁目二三番地
会社員　板垣正策　大正一一年一一月一日生

右の者等に対する贈賄被告事件について昭和二六年二月二二日大阪高等裁判所の言渡した判決に対し、各被告人及び被告人板垣正策の原審弁護人十川寛之助から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主文

本件各上告を棄却する。

理由

被告人漆原存臣の弁護人藤田三郎の上告趣意について。

論旨は、刑訴四〇五条の上告理由に当らない（論旨第一の第一審第三回公判調書の記載に所論のような不備があるとして

七月一日判決　昭和二六年(れ)第一六四三号

弁護人藤田三郎の上告趣意

第一、第一審の公判手続が、適法に行われていない。

第一審第三回公判調書を見ると、其冒頭には「右各頭書被告事件に付、昭和二十三年十一月十二日大阪地方裁判所に於て、第一回公判調書に記載したると同一の裁判官及び裁判所書記列席の上、検察官平井卓二立会公判を開廷す」と認め、其末尾には、裁判官として「高橋英明」の署名があるが、被告人坂井潤一に対する収賄被告事件第一回公判調書に記載された裁判官氏名は、「高橋文明」である。然らば、本件第二回公判は裁判官「高橋文明」これが審理に当りたるに不拘、公判調書には、審理に関与しない「高橋英明」が署名をしている。凡そ被告人の訊問については、調書を作成すべく、かかる調書には取調を為したる場所と共に取調を為したる者、裁判所書記と共に署名捺印すべきこと、法の明定するところであつて、如上の事実は正にこの規定に背反する。

第二、原審に於ては採証の法則を誤り、その結果重大なる事実の誤認をおかしているが、その審理手続に於ては「旧刑事訴訟法事件の控訴審及び上告審に於ける審判の特例に関する規則」第五条に則り、控訴申立人に不服がないことを理由として、事案の訊問並証拠調を省略している。

本件に於て、金員の提供者と受領者との間には、所謂職務関係があると同時に、記録を見ても瞭かなように、両者はもともと私的交情に繋つた間柄であつて、官吏と業者という関係のみに結ばれているものではない。

(第二審公判調書中、

問　星野、板垣、漆原等との知合関係については、以前製革工業会大阪支部事務局に勤めていた事があるのか。

被告人漆原存

七月一日判決　　昭和二六年(れ)第一六四三号

も、同調書は公判期日を変更しただけの調書であつて、その後の第四回公判において審理は更新されている。論旨第二は事実誤認、同第三は量刑不当の主張に外ならない)。また、記録を精査しても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

被告人板垣正策の弁護人十川寛之助の上告趣意について。

所論昭和二五年当裁判所規則三〇号旧刑事訴訟法事件の控訴審及び上告審における審判の特例に関する規則は、刑訴施行法一三条の委任に基きその範囲内で制定されたものであることは、すでに当裁判所の判例とするところであつて(昭和二六年(れ)一六三九号同年一二月二八日第二小法廷判決)、同規則五条の違憲でないことについても当裁判所の判例(昭和二四年(れ)二一二七号同二五年一〇月二五日大法廷判決、昭和二六年(れ)一一七一号同年一〇月二五日第一小法廷判決)に徴し明らかである。それゆえ、論旨は理由がない。なお、本件には刑訴四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、刑訴施行法三条の二、刑訴四〇八条により裁判官全員の一致で主文のとおり判決する。

昭和二七年七月一日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上登

裁判官　島保

裁判官　河村又介

裁判官　小林俊三

裁判官　本村善太郎

答　左様です。）

本件を平旦に眺めて見ると、本件は本来親密な間柄に立つ、坂井、星野、板垣、漆原等の人々が、一団となつて物資の横流しを為し、得たところの収益を関係当事者の間に分配したという事案である。従つて、所轄官吏たる坂井潤一に於て横領とか、経済統制法令違反とかの責任を分担すべしとするも、収賄の犯罪責任はない。漆原被告等にしても、同様贈賄を以て律せらるべき事案ではない。

試みに記録を見ると、

(イ)　第一審第二回公判調書に於ける漆原被告の供述として、

「坂井は、商工局に行つて月給も少く、生活に困るだろうと思いまして、私達だけが儲けるのは気がひけるからやつたのであります」

「坂井は、横流しの金だという事は察していると思います」

(ロ)　同調書に於ける漆原被告の供述として、

「問、星野は、どうした金だと言つて渡している様だが、被告人はどうか」

「答、私達は相談してやつて居りますので、私が金を持つて行けば、何の金と言う迄もなく、坂井は他の者から聞いて知つていると思つたから、言わなかつたのであります」

(ハ)　同調書に於ける坂井潤一の供述として、

「サクサンを割当てて貰つた礼だと言つて、漆原が二千五百円持つて来たとき、どうも割当をしてやつた礼としては金額が大きいので、配給物資を横に流して其の様な金をつくつているのではないかと思いました」

(ニ)　此間に於ける事情は、昭和二十三年七月二十六日付、被告人漆原存臣に対する司法警察官警部代理巡査池田佐輔作成

聴取書第三項の記述により明かであるが、尚同第四項には、次の如き供述記載がある。

「大阪商工局坂井潤一に、現金十五万八千九百円を差上げました。それは、右七人等が同業者八十社余りに割当すべき、前陳の鞣製資材を一部、又は全部を横流した事を、若し同業者より大阪商工局の皮革担当官坂井潤一に照会された折、七人の立場が不利となりますので、右口止策としての意味で、其の都度相談し、横流して不正利得した金を一率に分配致しましたものであります」

本件公訴の事実は、仮に罪にふれる点があるとしても、真相として瀆職罪を以つて律すべきはない。而して本件記録を査閲すれば、此点を決定すべき証拠があるに拘らず、原裁判所は之を遺脱して、事案を瀆職罪を以つて論議し、前掲の如き判決を宣告し、重大な事実の誤認を為したものである。

而して、旧刑事訴訟法事件の「控訴審及び上告審に於ける審判の特例に関する規則」第五条には、裁判所は控訴申立人に不服がないことの明らかな事項については、特定の場合の外、重ねて被告人を尋問し証拠調をすることを要しない旨を規定し、本件第二審第三回公判調書に於ては、裁判所は此規定を適用して事案の訊問並に証拠調を省略しているのであるが、右は「事案の真相を明らかにし、被告人の権利を保護するため必要と認める場合の外」に於てのみ、適用せられる規定であつて、本件の如く記録上事案が瀆職罪に該当するか、その他の罪を以て論議すべきや、重大なる疑義を存し、その真相を明らかにすることが被告の権益を保護するために必要なる場合には、二審裁判所としては当然、重ねて審訊の上、証拠調を為すべきであつたものである。

第三、仮に、本件の事実を原判決の通り認むべきものとして、原判決は被告人に対し、量刑著しく不当である。

本件は、之を客観的に見れば、被告人に対し不利益な情状もある。所轄官吏から統制の対象たる資材の割当を受け、之を或は㊙を上まわつて現物化し、或は㊙を超過して転売する等、所謂「横流し」を為して、統制経済の規正を破り、利益

は発券の権能ある官吏と分配する等、行為当時の時局に照しては、相当社会的批判を受くべき内容を有する。然し、本件を大観して被告人漆原存臣なり、相被告等の憫諒すべき情状に関する共通点を求めて見ると、

1　孰れも、年齢が三十才前後の青壮年であること。

2　これらの者の群集的行動であつて、心理上反省の念を欠如しやすい情況にあつたこと。

3　当時の社会経済状勢に照し、孰れも生活困難の状況にあつたこと。

以上を綜合して考えるとき、本件は不幸なる時代の所産と見られる、特殊な色彩を持つた戦後の窮迫した社会経済状勢―これに結びついた個人的生活困難の状況――戦後の青壮年の遵法的、道義的感情の低下、頽廃――青壮年の群集心理等が連結して、被告人等をして無雑作に罪を犯さしめたものと見ることができる。

此事実に併せて考慮すべきことは、被告人並その共同被告等に於て、本件に於て瀆職事犯を敢行しているという感情が案外浅い、否寧ろないという事実である。それは前記の如く、所謂収賄者である坂井潤一と、贈賄者であるその他の被告等との交情が、峻厳なるべき官吏と、之と職務関係を持つ業者との接触関係を、遙かに超越する程度の親近性を有つていたため、気分的に公私混同の結果を生ずるに至つたものである。

以上の事実に加えて、被告人漆原存臣に関する個別的事情を見ると、その動機に於て、同人は決して自己の積極的意図を以つて動いているのではなく、他人の計画に便乗し、当初少額の利益の分配を受けて之に参加したが、同人独特の家庭的窮状から之を反覆するに至つたものである。

被告人漆原存臣は、家族として妻の外に幼弱な二女を有し、その長女は生れるとともに小児痲痺となり、半身不随にて一家の重荷となつている。その一家には恒産とてはなく、当時七千二百円程度の被告人の月収を唯一の目当に暮していた同被告人が、本件分前金の大半を蓄積したという事実は、正に此間の消息を物語るものであつて、その他、本件分前金

の消費は、ほとんど生活費と長女の薬餌代に充当しているのである。

加之、被告人漆原存臣は前科、起訴猶予等、刑事上の前歴はなく、その性格も純良にして誹議すべきものなく、会社に於ける執務成績は極めて優秀にして、本件発生後も、引続き同一会社に勤務し、大いに其将来性を嘱望せられ、会社の職員、従業員の全部を挙げて被告人の寛典を情願せることは、同会社営業部長佐伯久寿彌の上申書に縷述する通りである。

又、本件について、被告人が反省し、贖罪に努めた事実は記録の示す通りであります。既に所犯以後、相当長き日子を経過し、一面被告人等と犯情に格段の等差のない浜本義久（宏亜皮革株式会社）福永弘（山陽皮革株式会社）等が不問になり、当時大阪商工局需給課勤務収賄者上薮清一が、第二審たる大阪高等裁判所に於て、執行猶予を付与せられた事実に鑑みるときは、被告人漆原存臣に対しても、当然その刑の執行を猶予せらるべきものと信ずる。

本件は、所謂旧法事件であつて、右の如く量刑不当の場合には上告を許されぬもののようであるが、日本国憲法には、第三七条に於てすべての刑事々件においては、被告人は公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を認められているので、本件の如き場合には、当然原判決に対し最高裁判所の明断を求め得べきものと信ずる次第である。

以　上

昭和二六年(れ)第一六四三号

被告人　板垣正策

弁護人十川寛之助の上告趣意

第一点

原判決は、被告人三名に対する本件犯罪事実は、原審判決事実摘示のとおりであつて、当審公判廷において被告人等は、右事実につき何等の不服なきところであると判示し、右事実認定の証拠資料としては、被告人の何等の不服なきこと以外には全然これを表示しておらぬのである。そして原審公判においても、本件につきては、何等証拠調を為すことのなかつたのは公判調書記載の示すとおりである。

本件は、旧刑事訴訟法によつて審理をはじめられたものであり、且つ第一審は、地方裁判所において審判せられた事件であるから、被告人に事実につき何等の不服なき場合といえども、旧法の建前によつても、元より公判廷において証拠調を為すを要するものであり、これに反するときは違法として破毀の理由となるものである。

思うに、原審が前記の如き手続を為さなかつたのは、昭和二五年最高裁判所規則第三〇号第五条に則りしものであろう。しかし、この規則の効力については疑問がある。

最高裁判所は、憲法第七十七条により、訴訟に関する手続、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項について、規則を定める権限を有するが、これにより法律を改変する権限はないはずである。地方裁判所の事件で、被告人が自白をしても証拠調をなすことを要するは、厳に法律の定めるところであり、しかも、この規定は事件の真相を徹底して明かにし、被告人の利益を保護せんとするところの精神に出たものであつて、もしこの規定を改変せんとするならば法律を以てするの外なく、軽々しく最高裁判所の規則を以てするを得ないものと云わざるを得ない。

昭和二五年(あ)第一九五二号

判　決

本　籍　石川県羽咋郡中甘田村字福野イ五四番地
住　居　金沢市泉町一八〇番地　中山繁四郎方
日　稼　坂口正市　大正七年六月八日生

右の者に対する窃盗被告事件について昭和二五年六月八日名古屋高等裁判所金沢支部の言渡した判決に対し、被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理　由

弁護人奥原喜三郎の上告趣意第一点の(一)について。

被告人の供述（自白）が存する場合に、補強証拠として共犯者たる相被告人の供述（自白）を用いうることは、当裁判所の判例（昭和二三年(れ)一六七号同年七月一九日大法廷判決、昭和二三年(れ)一八八号同年七月七日大法廷判決、昭和二四年(れ)二三六二号昭和二五年五月三〇日第三小法廷判決）とするところである。のみならず、第一審判決は、被告人及び共犯者たる相被告人の自白の外、各盗難被害者に対する司法警察員の供述調書並びに司法警察職員の領置調書を綜合して判示事実を

七月一日判決　昭和二五年(あ)第一九五二号

いわんや新訴訟法においては、全部の事件につき、単なる被告人の自白のみでは有罪の判決をなすことを得ない建前を取つているのであるから、右規則は正に新法の精神と逆行、背馳するもので、規則自体著しく被告人の利益を害するものと思われる。憲法が、規則制定の権限を与えたのは訴訟手続に関する事項で、右の如き重大な法律の規定を改変し、且つ被告人に不利益をもたらす結果となるごとき事項に関するものでないことは当然である。随つてこの規則は憲法にもとり、その効力はない。故にこの規則に依つて為した原審の訴訟手続は違法である、破棄すべきものである。

以　上

七月一日判決　　昭和二五年(あ)第一九五二号

認定しており、判示事実はは右挙示の証拠によつて優に認めることができる。それゆえ、右第一審判決は、被告人の自白を唯一の証拠としたものではないので、所論違憲の主張はその前提を欠くがゆえに採用できない。

同第一点の(二)について。

論旨は、憲法三七条第一項違反を主張するけれども、その実質は事実審に審理不尽があることを主張し、延いて法令違反を主張するに帰し、上告適法の理由にならない。

同第二点及び被告人の上告趣意について。

論旨は、いずれも事実誤認、量刑不当の主張であつて上告適法の理由にならない。また、記録を精査しても刑訴四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同四〇八条、一八一条により、裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和二七年七月一日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上登

裁判官　島保

裁判官　河村又介

裁判官　小林俊三

裁判官　本村善太郎

昭和二五年(あ)第一九五二号

弁護人奥原喜三郎の上告趣意

第一点　原審及第一審判決は憲法第三十八条第三項に牴触する。

(一)　本件判定事実と証拠の間には理由にくいちがいがある。判決摘示の事実は「被告人は株田某と共謀して……林所有の自転車一台……石川所有の荷車一台……を窃取したものである」と認定しているが林某の被害の供述書によつては林某が自転車一台を盗まれたことは認め得るが之が何人の行為なるやということは分らない、つまり被告人坂口の犯行によるものであることは分らない。

次に右石川某の荷車につき同人が株田方に於て自己の荷車を発見したことは認め得る。従つて石川の窃取せられた賍品が株田方により右は石川方より株田方に移転せられた。又株田は右窃取の行為により同物件が同人方に置いてあることを自供して居りこの点は明かである。

然し乍ら被告人坂口が本件行為の共同正犯であるということについては何等の証拠がない。株田及坂口の供述が相互に一致している丈である。憲法第三十八条第三項及刑事訴訟法第三百十九条第二項の場合は所謂共犯者を含むか否かについては争があり一応通説が確定されたかに見えるのであるが、若しこの説に従うと共犯の場合に於ては独り「共謀の点に関して」のみならず他のいかなる場合に於ても極めて容易に有罪を認定し得るのである。即ち「相互に補強し合う」証拠能力によつて他に証拠蒐集の努力をしないでも共同被告人をかみ合せることによつて相互に相手方の不利な事実を主張せしめればこと足ることになるであろう。かくする時は証拠の能力に厳重な要件を課しその価値について差等を

被告人　坂口正市

附した憲法及訴訟法の建前は意味を為さなくなるであろう。

(二) 本件捜査に於ては共同正犯なりや幇助犯なりや或は強いられた意志に基くものなりや明かにされていない。被告人は株田正一の実家にいわば居候をしていた。従つて株田のいうことに対して一々反撥し又は其の意に従わぬことができない弱い立場にあつた。いわば生殺与奪の権を握る上官の命に背くことができない兵卒の立場に於かれていたと見ることが正しいであろう。この場合本件の如き事実の発生にあたつては特に権力又は経済的支配力の差を考慮に入れてその犯意を観察すべきである。共同正犯と従犯との間に於ては後者は法律上減軽に属している。従つてこの関係を明かにするとせぬとでは其の結果により被告人の利益に著しい差異がでて来るのである。

然るにかゝる重大な被告人の利害に影響を有する点を十分調査せずしてたやすく共同正犯の認定を下した原判決は不当である。この点については公平な裁判を保障した憲法第三十七条第一項にも背致するであろう。

第二点　原判決は判決に影響を及ぼすべき重大な事実の誤認があり、又刑の量定が甚だしく不当であつて原判決を破棄しなければ著しく正義に反する結果を招来する。

(一) 前叙の如く原審及第一審裁判所は被告人の刑の量定に決定的影響を与えるべき共同正犯の区別につき審理不十分でありこの結果共同正犯なりと断定した。これは独断的の様に見える。この結果株田正一（相被告人）と同一の懲役十月という重刑を共にこの被告人は課せられているのである。

(二) 更に本件行為による賍品は挙げて株田及びその家族が専ら専用に供し被告人は全くこの利益に預つて居らないのである。

且つ被告人は

(1) 昭和二十四年十二月二十七日本件起訴当時より不拘束（身柄）であり本月迄約一年半以上も時日を経過していること

(2) 其の間木炭行為に従事しこれを生業として生活を安定し。

(3) 帯妻し目下其の妻が姙娠五ヶ月の状況にある。

(三) かくの如く既に更生の道に進み着くその実績を挙げている被告人に対して、首犯の刑と同一の重刑を以て臨みその改悛の芽を摘み取ることは反つて往々「刑務所の中に於て知り合つた者の関係から再び悪に転落することの多い」状況に鑑みるときは刑罰の目的と反する効果を招来するであろう。

茲に於て裁判が単なる機械的作業でなく「生きた裁判」であることを闡明し以て人心をつなぐ必要のある次第である。

仍つて原判決を破棄の上被告人の苦境と其の後の同人の努力が反映した判決を為される様希望する。

以　上

被告人　坂口正市

被告人の上告趣意

昭和二十四年六月十日金沢刑務所を釈放になつて実家に帰りましたが、何分手に職とてなき私は就職も思う様にならず、又前科と言う大きな重荷を背負つている為に勤め先も九分通り運んでも向うから何かと都合をつけて断ると言う様な仕末で、全く焦慮の日を過す内、入所中知り合つた株田正一を訪れた処、良い仕事があるから直ぐ来いとのことで地獄で佛に会つた様な気持で大変嬉しかつた。早速同家に下宿して株田正一と共に倉ケ嶽と言う山に毎日伐木作業に、朝未明に出て頑張つて居りました。当時株田の弟が炭焼をして居り、車がないのでどうしても車が欲しいと兄の正一に相談したらしく、山の帰りに農家の前に置いてあつた荷車を盗む際自分に協力方を頼んだのです。私としては仕事の世話もして貰い、又下宿まで心配してくれた様な関係でどうしても断り切れず彼と同行家まで引いて来るのを手傳いたるもので、自分としては全然盗む意志なく又彼等に報酬を貰つた覚えもありません。

盗む意志のない私が義理故に窃盗の手傳いをした行為は何とも申訳なく、以来慚愧の念に明け暮れています。

私は現在妻帯し近く子供も生れ様としています。

何卒右の事情御汲み取り下さいまして御寛大な判決を賜わり男一匹更生させて下さいます様、此処に当時の偽りなき事情を申し述べ伏して御願い申上げます。

以　上

昭和二五年(あ)第三一一〇号

判　決

本　籍　樺太豊原市旧市街地
住　居　函館市高砂町九六番地　木村清一方
行　商　伊藤留吉こと
佐々木一郎
明治三二年三月二〇日生

右窃盗並びに窃盗未遂被告事件について昭和二五年九月二五日札幌高等裁判所函館支部の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理　由

弁護人竹沢卯一の上告趣意（後記）第一点について。

累犯加重の制度が憲法三九条に違反するものでないことは当裁判所の判例（昭和二四年(れ)第一二六〇号、同年一二月二一日大法廷判決）の示すとおりである。従つて、累犯加重の刑を科した本件第一審判決及び被告人の前科を考慮して右第一審判決の量刑を相当であるとした原判決が右憲法の規定に違反するものでないことも、右判例の趣旨に徴して極めて明かであ

七月一日判決　昭和二五年(あ)第三一一〇号

七月一日判決　　昭和二五年(あ)第三一一〇号

つて論旨は理由がない。

同第二点は刑訴四〇五条の上告理由にあたらない。

なお、記録を調べても、刑訴四一一条を適用すべきものとは認められないから、同四〇八条、一八一条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和二七年七月一日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上登

裁判官　河村又介

裁判官　小林俊三

裁判官　本村善太郎

昭和二五年(あ)第三一一〇号

弁護人竹沢卯一の上告趣意

第一点　本件被告人は、前に窃盗罪に依り懲役十月に処せられ、その刑期満了後、本件窃盗、同未遂罪を犯し、其の場で取押えられ、盗品は全部被害者に返し、一文の損害を与えないに拘らず、第一審、原審とも刑法第五六条、第五七条を適用し、再犯加重として懲役二年の宣告を受けた。

この二年という加重刑は、本件犯罪に対し言渡されたものではあるが、その量刑の基因には、前犯の前科というものが一条件として加入しているから、そこに前犯と量刑との間に因果関係があること明らかである。

然らば、憲法第三九条後段に「同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない」とあるのに、原審が前記の如く再犯加重したことは、憲法第三九条の精神に違反するものと信ず。

第二点　本件被告人は、五歳で父と共に樺太に移住し、教養も乏しく家庭もない単身者で、筋肉労働で生活して来たが、社会の不景気で窮余、前に服役中他囚から教えられた犯行手段を想い起し、本犯を敢行しその現場で取押えられ、犯罪も軽微で被害もない。然るに、原審が再犯として懲役二年加重処断は、本件犯罪の科刑としては余りにも過酷であり、正義に反し刑事訴訟法第四一一条第二号に当るものと思料する。

以上の理由により、原判決は破棄せらるべきものと信ず。

以　上

被告人　伊藤留吉こと　佐々木一郎

昭和二六年(あ)第三五〇号

判　決

本籍並びに住居　兵庫県城崎郡口佐津村上計一二六四番地

農　業

小　林　義　男

昭和四年八月一日生

右公印不正使用被告事件について昭和二五年一一月三〇日大阪高等裁判所の言渡した判決に対し、被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理　由

弁護人中村敏夫の上告趣意第一点について。

論旨は原審の量刑が甚しく不当であると主張するものであつて、刑訴四〇五条の適法の上告理由にあたらないし、又記録を調べても刑訴四一一条二号を適用して原判決を破棄すべき案件とも認められない。

論旨は理由がない。

同第二点について。

しかし第一審における量刑は不当に過重であるとの控訴趣意に対して原審は「訴訟記録に現われた各般の事情を参酌して

七月一日判決　昭和二六年(あ)第三五〇号

昭和二六年(あ)第三五〇号

弁護人中村敏夫の上告趣意

被告人　小林義男

第一点　原審判決に刑の量定が甚しく不当である。

原審弁護人が縷々、控訴趣意第四点に述べている通りの事情であるのに原審判決はこれを却けたが、懲役十ヶ月の実刑は何んとしても不当に重過ぎる刑で、実刑を科するならば、それより遙かに短い刑を以て臨むべきものである。できれば執行猶予の言渡しをなすべきものである。

第二点　刑法第二十五条は刑の執行猶予の要件を掲げているが、かかる要件を必要とする同条の部分は憲法第三十六条に違反する。

原審判決が実刑を科したのは、被告人に横領事件について京都地方裁判所で言渡された判決があるためであるとすれば刑法第二十五条の刑の執行猶予の要件を規定した個所は明かに憲法第三十六条に違反する。

前科がある者が犯罪を犯した場合と雖もすべての場合が実刑を科する必要があるものではない。このことは刑法第二十五条の要件を具備していない場合と雖も同様である。科すべき必要が具体的に存しないに拘らず、これを科することは「残虐な刑罰」を科するものというべきであつて、このことは憲法第三十六条が「公務員による拷問及び残虐な刑罰は絶対にこれを禁ずる」と規定してあるところに明かに違反するものである。

本件の実質は家庭内の私事であり、被告人は今日前非を悔い、家事万端を処理しているので、これに法律によりて已むなく実刑を科するとするならば、かかる刑は正に「残虐な刑罰」といわざるを得ず、法律の規定が憲法第三十六条に違反するものといわざるを得ないのである。

以　上

七月一日判決　　昭和二六年(あ)第三五〇号

も、原審(第一審の意)が被告人に対して懲役一〇月に処したのが重過ぎるとは認められないから、この論旨も理由がない」と判断したに過ぎないのであつて、論旨主張のごとく原審が本件について実刑を科したのは被告人に前刑があることを考慮したためであるとの判断を下したわけではないのである。

従つて論旨はその主張の前提を欠くので理由がないものというべく、尚事実審の裁判所が普通の刑を法律において許された範囲内で量定した以上、直ちに憲法三六条にいわゆる「残虐な刑罰」と称することはできないのであるから(昭和二二年(れ)三二三号、同二三年六月三〇日大法廷判決。判例集二巻七号七七七頁参照)、この点からいつても論旨を容認し難いことは明白である。

よつて刑訴四〇八条、一八一条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和二七年七月一日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上登

裁判官　島保

裁判官　河村又介

裁判官　小林俊三

裁判官　本村善太郎

昭和二六年(あ)第一二八二号

決　定

本　籍　福島県田村郡山根村大字堀田戸ノ内一一番地
住　居　同県同郡船引町字北元町七二番地
古物商兼農業　橋本春義
大正一一年四月二四日生

右贓物故買被告事件について昭和二五年一二月一六日東京高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　文

本件上告を棄却する。
当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理　由

弁護人向山義雅の上告趣意第一点について。
しかし第一審第二回公判調書（記録二〇六丁）によれば「山下弁護人は裁判官に告げて被告人橋本に対し問、最近詐欺事件で調べられたことがあるか。答、ありますが起訴猶予になりました。」との記載を発見する。
事後審の性格を持つ原審は第一審裁判所において取り調べた証拠に現われている右のごとき事実等によつて第一審判決の量刑が不当であるかどうかを判断したのであるから、所論のごとき違法は成立するいわれなく、論旨は理由がない。

七月一日決定　昭和二六年(あ)第一二八二号

七月一日決定　　昭和二六年(あ)第一二八二号

第二点について。

論旨は原判決の量刑不当を主張するものであつて、刑訴四〇五条の上告理由にあたらない。また記録を調べても同四一一条二号を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号、一八一条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二七年七月一日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井　上　登

裁判官　河　村　又　介

裁判官　小　林　俊　三

裁判官　本　村　善太郎

昭和二六年(あ)第一二八二号

弁護人向山義雅の上告趣意

第一　原審は判例に違反し、証拠によらないで裁判した違法がある。

一　原判決は、第一審裁判の刑の量定が著しく不当なものであることを指摘詳述した弁護人の論旨第二点に対し、「被告人が最近詐欺事件につき起訴猶予処分を受けたこと、その他本件記録に顕われて居る被告人の経歴、性行、家庭の事情等諸般の事情に照すと、原審（第一審）が被告人を懲役一年六月及び罰金一万五千円に処したことは、強ち不当な量刑であると思料し得ない。」とて排斥された。

二　然れども本弁護人が本件記録を精査した限りにおいては、原審が判示さるゝ如く被告人が最近詐欺罪で起訴猶予に付せられたといわれる事件の内容乃至その証拠について何等の資料をも発見し得ない。唯第一審公判廷で検察官が求刑に際し、「橋本は訴外である詐欺罪で起訴猶予になつている点を考慮し」という陳述の記載を見出すのみである。

三　原審が第一審における検察官の意見を重要視され、それを判決に判示するには、須らく刑事訴訟法に則つて当該起訴猶予の記録の取寄せ決定をなし、それに対し適法な証拠調をなさねばならないものと確信する。

仮に被告人が最近詐欺罪で起訴猶予処分にされたとしても、記録を取寄せ之が適法な証拠調をした上でなければ、先ずその詐欺被疑事件が証拠十分のものであるか否や、次に証拠十分としてもその情状の大小、軽重を判断することは出来ない。従つて検察官の單なる意見、しかも内容の不明確な抽象的なものを鵜呑にすることの違法乃至不当であること

被告人　橋　本　春　義

は、贅言するまでもない。

四　然るに原審はここに出でず、（第一審で何等の証拠調をしていないことは勿論）唯第一審立会検察官の漫然陳述せる意見に眩惑され、敍上の如き適法なる証拠調を怠り、更に第一審検察官の放言に「最近」なる二字を追加し、恰も被告人が最近相当重大な詐欺事件を敢行したが、検察官の寛大な計らいで起訴猶予の処分を受けながら、改悛の情なく本件に出たるものの如く連想さるゝ重要なことを、証拠によらず妄断し、刑事訴訟法の主眼とする刑の量定に関する弁護人の控訴理由を排斥したのは、明らかに証拠によらず裁判したものであつて、破棄を免かれないと思料する。

第二　原審は刑の量定が著しく不当であつて、原判決を破棄しなければ著しく正義に反する。

一　原審は前記第一の一の記載の如き理由で、弁護人の量刑不当の論旨を排斥している。

二　然し原審の判示した「被告人が最近詐欺罪で起訴猶予になつたこと」の違反不当であることは、前記第一の二乃至四に述べた通りであります。

三　更に原審が指示した記録に顯われた被告人の経歴、性行、家庭の事情等諸般の事情を進んで検討する。

(一)　被告人の経歴は、高等小学校二年修了、後両親の下で農業の手傳をなし、二十歳の時入営し、二十三歳の時復員し（昭和二十三年に復員か）母の妹の養子となり、終戦後農地改革の影響を受け農より古物商に転向したものであつて、中流農家の三男として普通の径路を辿つたものであります。

(二)　被告人の性行、公判廷においてその妻と母は悪評は聽きませんと記録に記載せる処より判断して、（田舎者が異境の裁判所に始めてしかも夫又は子の罪の裁きの廷に立つ姿、心のおののき、ひかえめ、から出た表現と思われる。郷土有力者連署の歎願書によれば、親に従い、近隣に親切、青年時代青年分団長で模範青年であり、又軍隊にあつて善

行賞を受け伍長に進んだ、復員後農業実行組合長として愛汗運動、農村文化の発展に寄与し、尚古物商として正直で薄利多売、郷土の物資の交流に努めたことが明らかであつて、その性行は賞讃に値するものであります。

(三)　家庭の事情、証第二十号身上調査に関する照会書の昭和二十五年四月二十三日付回答に明らかなる如く、養母ヨシ（五十二歳）、妻キヨ子（二十四歳）、長女祝子（生後七ケ月）の四人暮しで、資産なく、特徴なく、前科なしとあり、収入は被告人の述べる処で月約五千円、それは被告人の働きによるものであつて、万一被告人が収監さるゝが如き場合は、乳呑子を抱えた二十五歳の妻と養母で生活を続けることは極めて困難であることが容易に推量される。

(四)　その他諸般の情状として、本件賍物故買罪の内容を検討する。

(イ)　取扱つた賍物の数量、自転車一台、織物（絹、人絹、交織）六十一反、人絹織物約二百ヤール、内織物二十反は後述の如く知情に疑点がある。

(ロ)　取扱つた期間は、昭和二十四年十一月下旬より翌年一月十二日頃迄。

(ハ)　利得の点、自転車は所持していた。人絹織物二百ヤールは大部分買うと直ちに買値で松島輝夫に売つたので利得はない。交織織物六十一反は一反百円乃至二百円の利益で売却したので利得は約一万円。（記録に明確にされていない）

(ニ)　知情の点、被告人が当初（昭和二十四年十一月下旬）被告人方で反物十反（時価千三百円――松島が七百円で買つたもの）を松島から一反九百円で買つた。当時被告人は松島が織物の産地桐生市の者で、前から来の闇買に福島縣に来て居り、又織物を持つて売りに来た（織物と米との物交）ので知合になつたものから、情を告げられず従つて情を知らず反九百円で買受けたもの、当時斯様な織物が闇で各地に流れたこと、特に米の産地に物交で流れたことは顯著な事実であり、且百姓上りの正直な俄古物商が（織物に経験のない従つてその鑑別力のない被告人は、キ

ズ物等をつかまされて損をしたこともある。（被告人が第一審で述べている）又二回目は一反千円で六反、次に十反を九百円の割で買つている点から、第四回目に至つて十九反（大量）を一反八百五十円、次に五回目（十二月二十六日）十六反を反七百円で買つていること、買つた反物を大部分古物交換会に持参し、公然と一反百円のマーチンで売却交換している点を綜合すれば、第三回迄の二十六反の買受けは賍物たる情を知らなかつたものと判断することが、正常な社会通念に合致し、且一般此の種犯罪を取扱つた経験から導き出される結論であると信じます。

以上、取扱つた賍物の数量は二種類で、織物の数量は少いとは云えないが、その期間は極めて短時日であり、利得は僅か一万円位であり、特にその知情の点については織物の約半分二十六反について、大いに疑わしきものがあり、全部について知情を認定することは極めて苛酷であると思料する。従つて本件賍物罪の実体は、一般同罪中において占める悪質の程度は比較的軽いものであると確信する次第です。

四　以上本件記録に顕われた被告人の経歴、性行、家庭の事情及びその他の諸般の事情であつて、被告人の反社会的悪性は終戦後の社会情勢がもたらした一時的の浅いもので、被告人の性格の本体は善であり正直であり、生活苦から偶々誘惑されて罪に陥つたもので、再犯の恐れはない。（古物商を廃業したことによつて改悛の情が認められる――記録にある）かゝる被告人に対し懲役一年六月及び罰金一万五千円に処するを相当とせる原判決は、極めて不当な量刑をしたことが明らかであると信じます。

特に御留意を煩わしたいのは、現今一部検察官中には公判廷に現われない即証拠に基かないで、被告人の性行等について意見を加え（本件もその一例）るものがあり、公正なるべき裁判官も往々それに誘導さるゝが如き実例を散見し、公正なる裁判検察のため憂慮に堪えないものがある。

従つて、本件の如き被告人の経歴、性行、家庭の事情等その他諸般の事情の検討とその価値判断を誤り、且検察官の漫然たる意見に眩惑されて、刑事訴訟の主眼たる刑の量定の著しく不当である原判決が破棄されなければ、国家の正義は保たれず、惹いては崇高なるべき裁判はその権威を国民の間に失うに至ることを虞れるものであります。

以　上

昭和二六年(あ)第一二八二号

被告人　橋本春義

弁護人向山義雅の上告趣意追補

上告趣意書第一点に、原審は判例に違反し証拠によらないで裁判した違法がある、と記述し、その四項末段に、従来の大審院の判例に違反し、と記したが、その具体の事件を記述せなかつたが、新刑事訴訟法施行後たる昭和二十五年七月二十九日東京高等裁判所は、昭和二四年(を)新第一四〇号事件について、判決要旨一、いやしくも判決で認定する事実である以上、それが犯罪構成要件にあたる事実であると、違法性や責任性を阻却する事由、若しくは刑の加重減免の事由、刑の量定に影響ある事由……を問わず、すべて証拠によつて認定しなければならない。判決要旨二、判決において事実を認定する証拠はすべて適法な証拠調を経たものでなければならない。

証拠調をせない証拠で事実と認定することは、不意打で公正な訴訟手続といえない。これは刑事訴訟法第一条の精神に悖るから斯る措置は許さるべきでないと解すべきである。

以上

昭和二七年(れ)第六八号

判　決

本　籍　北海道苫前郡初山別村大字豊岬二三五番地
住　居　東京都港区芝新橋三丁目一番地
鉱山業　坂東清作　当五四年

右の者に対する詐欺被告事件について昭和二七年一月一七日東京高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

被告人の上告趣意（後記）は、要するに、被告人の弁護人依頼に関する願を却下して弁護人の立会なしで事実審理をした訴訟法違反（そして、かかる願をした事実は認められないし、また本件は旧刑訴法事件であつて、弁護人の立会なしで事実審理をしても差支えない事件である。）を主張し又は原審の証拠の取捨、判断を非難し若しくは審理不尽乃至事実誤認を主張するに過ぎないものであつて、刑訴四〇五条に該当しない。また記録を精査しても、同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて刑訴施行法三条の二、刑訴法四〇八条により主文のとおり判決する。

七月三日判決　昭和二七年(れ)第六八号

被告人　坂東清作

被告人の上告趣意

第一項目　昭和二十六年の中頃、東京高等裁判所から公判の通知を受けましたが、公判期日迄の時間が少ないので弁護人に依頼する期間がなきため、被告人は東京高等裁判所の書記課に出頭して、係の書記に弁護人を附けるから公判を一回延期して戴きたいとお願い致しました処が、同書記は本日、係の裁判長は旅行中で明後日の公判日に出廷して裁判長に直接願うように申されましたので、被告人は告判日に出廷いたし裁判長に与えられた期間に弁護人をつける故、是非公判を一回延期して戴きたいとお願いしましたが裁判長は公判は延期することはできない故今日事実の審理をすると申されました。

被告人は前回迄の弁護人は三名でありましたが、今度の裁判には別な弁護人に依頼する心算でおりましたが、公判を延期して戴けなかつたので新規に弁護人を選定することができず、次回からは元の弁護人に依頼する事に御届けして裁判を受けました。

それに対して被告人は前から弁護人に依頼して置くべきでしたが、昭和二十二年六月に本件の為め六十日間の収容されたのが原因で社会の信用を失い、事業には失敗して昭和二十六年の第三回目の裁判を受ける頃には弁護人に依頼する事も出来ない程の窮状でありました。

右の様な次第で弁護人依頼の件も裁判長に却下されまして、事実審理を弁護人の立会なしに開かれ審理をされました。被告人は法律には無知でありますが、旧刑法時代から懲役一年に相当する被告人が弁護人に依頼する事の出来ない者には官選弁護人を裁判所から付して公判を開いておつたと思うております。

(イ) 然るに前に述べた如く被告人の願い出を却下して開廷するという事は新憲法の今日において民主的裁判ではないと被告人は信じます。

(ロ) 新憲法治下における公判には被告人の願出により弁護人を附させ弁護人には記録の全部を充分検討させた上、公判を開き事実を審理し且つ証人調べ又は証拠調を公平に行うべきであると思います。

(ハ) 近藤裁判長は弁護人依頼に関する願出を却下した事は被告人の意思と人権等を無視して公判を続行したものであつて新憲法に反するものと被告人は思いますからこれをも不服と致します。

尚、弁護人の有無は弁護人届の月日を御調べ下されば判明致します。

右が第一項の不服とする理由であります。

第二項目　近藤裁判長は次回の公判に職権を以て飯村証人を呼んで証人調べを行つておりますが、被告人は右証人は虚偽の証言をする事を前以て申立を致しておりますにも不拘、裁判長は判決言渡しの理由として終戦後残存物資調査会河野会長同飯村証人の証言が本件に対する証拠として採用したとの理由で言渡をしておりますが、近藤裁判長の証人調には不服であります。

(一) 不服の理由として左記の事実が立証されます故申立をいたします。

近藤裁判長が飯村証人を調べたる直後被告人の弁護人から（被告人が第一審の時裁判所に証拠品として提出してあります、昭和産業株式会社上尾工場の摘発した物資に関して終戦後残存物資調査会の本部から昭和二十一年四月二十日付と思えますが、再調査の命令書）提出した書類を飯村証人に提示して戴き度いと申請を致した処、裁判長はこの書類は現在領置してあつて本日提示する事も出来ないが、又提示する必要も認めないとて弁護人の申請を却下されましたが、この再調査命令は何故に発行されたものかは本件に取つては唯一の証拠品であります。

(二) 理由としては右の再調査命令書には左記事実がありますから調べて戴けば明瞭に判明致します。

本件が刑事々件として取扱われた原因は右調査会本部の河野会長、倉沢理事、飯村理事の三名が坂東は当時調査員であつたが、残存物資摘発に関しては何等一件も報告を受けていないと証言し又坂東が勝手に摘発したものでその物資の一部を処分したとすれば坂東が勝手に処分をしたものであるから本件に関しては調査会は何等の関連を持たないし又これに全然関係のないものであると当時警察官に虚偽の証言をした事が本件発生の動機となり起訴されたものであります。

(三) 仮りに坂東が右調査会本部の右三証人が証言している如く勝手に摘発し勝手に処分をしたものとすれば右調査会本部は昭和産業の本件に関しては何等摘発の有無を知らないし又再調査の命令書も出されていないのが当然であるにも不拘実際に再調査の命令が出されておる事は一人坂東のみでなく当時調査会本部の理事であつた多川調査員と坂東の二名宛に発せられております。又坂東はその再調査命令書に依つて調査の結果を報告してあります。

(四) その時報告した内容の写は被告人から裁判所に提出してあります。

調査会の本部は坂東から報告あつた故再調査の命令を坂東に宛て発せられた事が立証出来得るのであります。

又見本品の反物も全然受取つていないと証言しておりますが、石川彌太郎の自動車運転手の証人調の証言でお判りの如く、坂東と共に神田の調査会本部に届けて二階迄持つて行つたと証言しております。

茲において被告人は昭和産業の摘発物資に関しては報告もし、又見本品の提出もしておつた事が明らかに立証出来るにも不拘調査会本部の右三名の証言は虚偽の証言たる事は頗る明白であると被告人は思います。

(五) 調査会本部は坂東が勝手な行為をしたとするならば、昭和産業の上尾工場にて坂東が摘発したる物資に付いて何人から報告されたかに付いては調査会本部においては曖昧なる証言をしております。

右三証人は第一審から第三審迄の公判廷では坂東の勝手な行動として証言してますが、被告人の弁護人から「再調査命令書」を提示した時倉沢理事はこれは飯村理事の作成したものと証言しております。

河野会長は印鑑は確かに調査会本部のものであると証言しておりますが如何なる理由で作成したか不明であると証言しております。

右の再調査命令書によつて被告人から本件の報告で受けたとは証言をしてないが証拠品だけは認めております。

(六) 右の如く確実なる証拠書類を提出してありますのに裁判長は弁護人の申請を却下し、強て事件の真相を究明せず、被告人の事実証言に対しこれに耳を藉さず一方的にのみ偏した為め真相が明らかになつておりません。

(七) 飯村証人が証拠品の再調査命令書は何を根拠とし、又如何なる動機で作成し、如何なる意思であつたかを調べて行けば河野、倉沢、飯村三証人の証言と坂東被告人の右記の申立てている点等における喰違の大きな疑問が明瞭に判明する事を被告人は信じます。

(八) 裁判長は書類作成者たる飯村証人に作成の理由を調べもせず弁護人の申請を何故か却下されたかは不明ですが、実際に公平な民主的裁判であるならば仮令不利にあれ有利にあれ事実の明らかになる迄調べた上処断すべきであると被告人は思惟するものであります。

兎に角斯く確実なる証拠書類をお調べもなく虚偽の証言により結審をされます事は誤つた処断の仕方と被告人は思います。

被告人は無理に事実を曲げて不服を申立て上告するものでは決してありません。只心にもない無実の罪を負うに堪え忍び難きものがあるのです。何卒事実は事実として公平に窮極迄御審理下さる様只管にお願い致します。

第三項目　本件は詐欺として起訴され裁判を受けておりますが被告人は詐欺は絶対に致してはおりません。

詐欺は他人を偽つて行つた行為が詐欺でありますが、本件では何人も被告人からだまされたと証言してる者は一人もありませんと同時に被害者も一名もおりません。又告訴した者もないのです。

昭和産業から反物を持ち出したことが詐欺に該当するとするならばそれは誤である事を以下に申立てる事実によつて立証いたされます。

(一) 本件問題の昭和産業は昭和二十一年三月七日に上尾工場にあつた反物以下三十二点を摘発しております。

被告人の持出した反物は同年三月十七日に交渉して翌日の十八日に東京に同意を得て持出しております。

持出す為めの交渉には昭和産業側から四名、坂東側からも四名の計八名が上尾工場の倶楽部に出席交渉を行つております。

その交渉に付ては被告人の外七名の生証人がおりますから之等証人を呼んで調べて載けば事実の真相が判明いたします。

昭和産業側は平林工場長と他は氏名不明ですが、平林工場長に御尋ねになれば判明いたします。坂東側は調査員当時被告人の助手であつた小宮友行、藤原栄次郎、松本友治の三名であります。

(二) 交渉の内容は坂東は平林氏に対し如何なる事を交渉しているか、平林氏は坂東に対して交渉の最初どんな返事をしたか、又最後に坂東と、どんな約束をしたかでありますが左に其の顛末を記します。

坂東は最初から売つて戴きたいとの交渉の一点張に対し、平林氏は最初申込んだ八梱の反物は無償で与えるから持つて行つてくれと申されたが坂東から之れを辞退し、反物を持出した後で問題が起ると御互に迷惑ですから公定で売つて戴きたいと申出たのです。

此の交渉内容等の事実につき第一審から第三審迄の三回に亙り弁護人から右の七名を証人に申請しておりますが、その度毎に却下されております故、右事実を明かにする様御審理をお願いいたします。

(三) 平林工場長は坂東に見本品名目の元に公定価格で譲る約束で持出させたものであると報告した旨を被告人が再調査に出張した時平林工場長から報告を受けました。

又被告人は五月十三日には昭和産業の本社常務の渡辺氏と平林氏が被告人宅に参り、渡辺常務から見本品の代価はいらないと被告人と同妻に申されました。

(四) 而し平林氏が公判廷での証言に、見本品として自から進んで被告人に与えたもので持出した反物は手元に帰らぬものであると本社にも報告して置いたと証言しております。

渡辺常務は公判廷で、見本品としては多過ぎるが手元には帰らぬものであるとの報告を受けたから帳簿から抹消したものであると証言しております。

(五) これが事件となつた時、警察官は平林工場長以下に対して坂東に無償で与えたものならば背任であるから君達を留置すると言われ各参考人は事実に反することを各人区々に証言した為め事実の真相に反する結果となつたのであります。

又検察庁は見本品との口実で被告人は昭和産業から持出してるから詐欺であるとの見解ですが、常識的に考えても見本品には、限度があり、八梱からの反物を見本だけでは昭和産業は被告人に渡してはおりませんが、譲り受ける約束があつたから渡したものであります。

(六) 右反物持出した経緯に付いて被告人がどんな交渉を致しましたか、又は調査員の肩書を利用して無理強制的に持出したか、否かは前記七名の証人をお調べを戴けば事実の真相が判然と明瞭になります。

(七) これが事実真相に関しては証人調べは今迄に一度も許可されず不明のまま結審に成りましたから証人喚問の上真相の

確認をして戴きます。

(八) 本件の反物は当時金一百十数万円以上と警察官は申しておりますが、被告人は、全部を当時の闇価格にて金七万五千円位より上りませんが、警察官は何を根拠に高価に算定したものでしようか。

以上は詐欺に対する疑でありますが、被告人の申立が虚偽であるか、又は当時取調べた警察官が無理に事件化したのかを御審理願えれば、おのづと事実が判明し、どの点が詐欺に該当するかを被告人に納得行く様に願います。

以上が第三項の詐欺に対して不服とする理由であります。

結論

第一項　裁判長は被告人の弁護人依頼に関する願を却下して弁護人の立会なしで事実の審理をなしたる事

第二項　裁判長は職権を以て飯村証人を喚問し乍ら弁護人の申請を却下し、且つ飯村証人が作成した証拠品の提示を却下し作成した動機意志等の調べをせず事実の真相を究明する事なく又被告人の申立に耳を藉さず虚偽の証言を採用の上被告に判決を言渡した事

第三項　事実の真相を窮極迄調べずに被告を詐欺と結審の上判決を言渡した事

備考　裁判長は被告には前科あるとの潜在意識の或いは又如何なる心証に依つてか、本件に関する事実審理は一方的にのみ偏した結審は民主主義的裁判に反しおる事と思います故、被告人の納得の行く御判決を戴きたいと念願致します。

国家が（復員省内務省）残存物資調査員に命じ摘発物資の一割を与えると公約しながらその官庁が解消したからとて報酬も表彰も与えず働いた調査員に多額の出費をさせ六年も経過の今日何等の通達もせず放置し、その者に疑いあるとの理由で即時裁いてますが、これは国家の法律に不服を申すのではありませんが、報酬を与える公約に対しても国家が保証すべきだと思います。

被告人は疑いに対して責任を回避するものではありませんが、事実の真相を明らかにされずに処断さるる事は絶対に反対を致します。

八

以　上

昭和二六年(あ)第一二六三号

決　定

本　籍　横浜市南区庚台一〇五番地
住　居　東京都中野区野方町二丁目一一六五番地　井形方
会社員　安　部　博
大正七年五月一九日生

右に対する恐喝、麻薬取締法違反被告事件について昭和二五年一一月二九日東京高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

弁護人平井篤郎の上告趣意は、第一審判決は虚無の証拠によつて犯罪事実を認定したという新らたな事実を当審で主張し原判決がこれを看過認定したのが違憲であるというに過ぎないものであつて、しかも、その前提を欠き明らかに刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二七年七月三日

最高裁判所第一小法廷

七月三日決定

昭和二六年(あ)第一二六三号

七月三日決定　昭和二六年(あ)第一二六三号

裁判長裁判官　齋藤悠輔
裁判官　真野毅
裁判官　岩松三郎

二

昭和二六年(あ)第一二六三号

被告人　安部博

弁護人平井篤郎の上告趣意

原判決は第一審裁判所の判決は刑の量定不当と認め難いとの理由により控訴を棄却した。然し乍ら刑事訴訟法第三百九十二条第二項は、同法第三百七十七条乃至三百八十三条に規定する事由に関しては職権で調査することができると規定している。調査しなければならないとの字句なきことを理由として、明白を法令の適用の誤りがあり、その誤りが憲法違反であり、且判決に影響を及ぼすこと明らかな第一審判決を看過することは、それ自体憲法第三十一条の違反である。憲法第三十一条は「何人も法律に定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪われ、又はその他の刑罰を科せられない」と規定し、右手続を定めた法律である刑事訴訟法は、その第三百十七条に「事実の認定は証拠による」と規定し、その第三百三十五条第一項は「有罪の言渡をするには罪となるべき事実、証拠の標目及び法律の適用を示さなければならない」と規定し、以て犯罪事実は証拠によつて認定すべく、認定の資料とした証拠はその標目を判決に示すことを要求している。而して第一審判決は被告人の恐喝の事実を認定する証拠として「被告人大石重蔵、同安部博及同巴正則の当公廷に於ける各供述を示しているのみである。然し乍ら被告人等は「公判廷」に於て恐喝の事実を何等供述していない。第一審公判調書によれば、裁判官は司法警察員作成の被告人等の供述調書を展示且朗読しているが、被告人等及び弁護人等が何れもその通り相違ない旨の供述を為した旨の記載もなく（註、最高裁判所判例集第三巻第二号九〇頁以下対照）唯裁判官が構成要件外の事実を二三問うた後「家庭の事情等を警察で述べているがどうか」との問を発し、被告人等はそれに対して「間違いありません」と答えているのみである。右「等」の中に犯罪事実が包含されていると解せんとするのは牽強

附会の論というべきである。又杉浦弁護人が被告人に対して「巴の調書に記載されていることは間違いないか」と問うたのに対し、被告人は「私が高島町に居ると言い出したのではなく、井原に尋ねられて左様に言つたのであります。他に間違いはありません」と答えている。右の「……他は間違いありません」との答を以て被告人が犯罪事実を供述したものと解するには、杉浦弁護人の問は余りに概括的であり、且「巴の調書に記載されていること」は法廷に於て裁判官から朗読されたことになつているが、又それはそれでよいが、右被告人の答が「巴の調書に記載されている」ことを認識して為されたものとは認め難い。被告人が右答の中で「私が高島町に居ると言いだしたのではなく、井原に尋ねられて左様に言つたのであります」といつている言葉に対応する巴の調書記載は「……前に細谷と言つた男が井原さんに教えていた住所の地図を尋ねて高島町に行つて探しましたが……」云々とあるのみであつて、被告人が高島町に居ると言い出した旨の記載がないことによつて明らかである。裁判官が展示且朗読した書証は㈠被告人大石重蔵作成に係る提出事実始末書、㈡被告人阿部博作成に係る提出事実始末書、㈢山手警察署司法巡査細谷久尚作成に係る被告人大石、同阿部に対する各領置調書、㈣井原一雄作成に係る事実始末書、㈤山手警察署に於ける各被告人に対する各第一回供述調書、㈥横浜地方検察庁に於ける検察事務官作成に係る被告人らに対する第一回供述調書の計十一通であり、その供述内容は相当詳細である。それが順次展示且朗読されたのであるが、斯る具体的事情の下に於て被告人が「巴の調書に記載されていること」の何であるかを認識していたと解せんとするならば、それは余りにも形式的観察であり、被告人の「……他に間違いない」旨の供述の「他」の中に犯罪事実を包含せしめるのは余りにも形式論理である。次に被告人が証拠調前裁判官の問に対し「事実相違ありません」旨供述しているが、その陳述を以て自白と解するや否や問題である。昭和二十四年六月二十八日福岡高等裁判所判決はこれを積極に解して居り、学説や実務家の意見も之に賛成しているものがあるが、それはそれとして、それがため、ただこれだけを証拠として犯罪事実を認定することは果して許されるであろうか。右の陳述は証拠調前に為された

ものであり、与えられた機会を利用して為された被告事件の陳述であつて、立法趣旨は被告人に弁解の機会を与えるにあると思う。この段階に於ける「事実相違ありません」旨の陳述のみを以て断罪の資料とすることはできないのである。猶お昭和二十四年二月八日第三小法廷判決（昭和二二年(れ)第一四五九号事件）に示された判決要旨（最高裁判所判例集第三巻第二号九〇頁）は読み聞け後、被告人が「その通り相違ない」旨供述した場合に関するものであつて、本件とはその事情を異にするものである。要すに原判決は虚無の証拠によつて犯罪事実を認定した第一審判決を虚無の証拠によつて犯罪事実を認定したという点が、控訴趣意書に包含されていないとの故を以て、又刑事訴訟法第三百九十二条第二項が「……できる」とあるの故を以て認容し、基本的人権尊重の建前上最も慎重なるべき刑罰権の行使を誤り、憲法第三十一条違反であること明瞭であると思惟する次第である。

以　上

昭和二六年(あ)第一六三〇号

決　定

本籍並びに住居　埼玉県北埼玉郡忍町大字佐間三五三五

農　井　桁　三　郎

大正四年五月一〇日生

右の者に対する強盗教唆、銃砲等所指禁止令違反被告事件について昭和二四年一二月二六日東京高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から適法な上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

弁護人松永東、名尾良孝の上告趣意は第一審判決は、被告人の自白を唯一の証拠として又は被告人の否認の供述を自認したものとして犯罪事実を認定し若しくはどの証拠でどの犯罪事実を認定したか明瞭を欠く違法があることを当審で新らたに主張し、原判決はこれを看過した違法又は判例に違反した違法があるというのであつて、しかも、第一審判決には右の如き違法は認められないのであるから所論はすべて刑訴四〇五条の上告理由にあたらない。なお記録を精査しても同四一一条を適用すべき事由は認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により全裁判官一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二七年七月三日

七月三日決定　　昭和二六年(あ)第一六三〇号

七月三日決定　昭和二六年(あ)第一六三〇号

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官　斎藤悠輔

裁判官　真野毅

裁判官　岩松三郎

昭和二六年(あ)第一六三〇号

被告人　井桁三郎

弁護人松永東、名尾良孝の上告趣意

原判決は「本件控訴は孰れも之を棄却する」とし理由として「……綾川弁護人控訴論旨について、原判決挙示の証拠に依ると原判示事実特に被告人が判示強盗教唆の犯意を以つて該行為に出たことを認めるに十分である。所論に依り記録に徴して諸般の事情を調査しても被告人が所論の様に右犯意を抛棄し、又は飜したものと認め得ない。原判決の事実認定は相当であつて論旨に援用する所に依つても原判決に事実誤認があると認め得ない。又所論に依り記録に徴して本件の罪質犯情其の他諸般の事情を調査すると原判決の量刑は相当であり、論旨は理由がない。論旨は理由がない」と判示する。其処で記録を精査すると、

第一点　原判決は第一審判決の憲法違反の点を看過した違法がある。

即ち原判決が被告人に強盗教唆の事実を認定したのは、被告人及び相被告人の公判廷における供述及び自白を内容としている検察官及び司法警察員の尋問調書である。即ち刑事訴訟法第三百十九条第二項及び憲法第三十八条第三項の自白は当然相被告人の自白を含むべく、此の点から云つて第一審判決は憲法第三十八条第三項に違反して居るのに、之を看過した原判決は憲法違反と云うべきである。

第二点　原判決は理由にくいちがいのある第一審判決の違法を看過している。

即ち第一審判決は証拠として「被告人等の当公廷における供述」を挙止するも、被告人井桁は第一審に於ては「私は「叩け」と云つた訳ではありません。皆で……（三六九丁うら10行目）」と陳述して居り、否認する。故に第一審判決が

之を証拠に採証した趣旨は恰も被告の否認をとつたかに見え乍ら、犯罪事実を認定しているのは理由にくいちがいあるものと云わねばならぬ、之を看過した原判決は違法である。

第三点　原判決は第一審判決の理由不備を看過した違法があり、之は又判例違反である。

即ち第一審判決は数個の独立せる犯罪事実を認定し乍ら証拠として、一、被告人等の当公廷における各供述。一、井桁……の各犯罪届書並びに被害始末書。一、検察事務官に対する……の各供述調書。一、被告人井桁……の各弁解録取書。一、被告人福島……各第一回供述調書とある様に漫然と列挙する。故に第一の犯罪事実はどの証拠によつて認定されているのか全く関連性に於て明瞭を欠く、故に第一審判決は理由不備の違法があるのにこれを看過した違法がある。

以上

昭和二六年(あ)第一六八六号

決定

本籍並住居　埼玉県比企郡玉川村大字玉川二二九二番地

工員　岩田皇一　当二九年

本籍並住居　同県同郡同村大字玉川三四三九番地

工員　間々田茂　当二七年

右両名に対する窃盗被告事件について昭和二四年一一月二一日東京高等裁判所の言渡した判決に対し各被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主文

本件上告を棄却する。

理由

被告人岩田皇一の弁護人野原松次郎の上告趣意（後記）第一点の実質は単なる訴訟法違反の主張であり、同第二点は、量刑不当の主張である。また、被告人間々田茂の弁護人千葉律之の上告趣意(後記）第一点は、原控訴審で主張も判断もされなかつた単なる訴訟法違反のあることを前提とする判例違反の主張であつて、しかも、刑訴二九一条による手続が終つた後証

七月三日決定　昭和二六年(あ)第一六八六号

七月三日決定　　昭和二六年(あ)第一六八六号

拠調に入る前裁判官が被告人に対し公訴事実について質問しても違法でないことは当裁判所大法廷の判例（判例集四巻一三号二八七〇頁以下参照）であるから、その前提を欠くものであり、同第二点は、単なる訴訟法違反又は事実誤認の主張であり、同第三点は量刑不当の主張である。されば、いずれも刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を調べても同四一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二七年七月三日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官　斎藤悠輔

裁判官　真野毅

裁判官　岩松三郎

昭和二六年(あ)第一六八六号

弁護人野原松次郎の上告趣意

第一点　原判決は憲法第三十一条に違反するから破棄さる可きものと信ずる。

刑事訴訟法第三百三十五条に依れば「有罪の言渡を為すには罪となる可き事実、証拠の標目及び法令の適用」を示す可く、同第三百七十八条第四号には「判決に理由を附せず又は理由にくいちがいがあること」を以つて控訴の申立を為したるときは、特に判決に影響すると否とを問わないことは本条以下の条文との対照により明かな処である。

而して原判決は控訴趣意書の第一点に於て理由のくいちがいのあることを認めながら、判決の結果に影響のないことを理由として控訴を棄却して居るのは明かに刑事訴訟法第三百七十八条違反であり、憲法第三十一条の法律の手続即ち刑事訴訟法に違反する結果憲法違反として破棄さる可きものと信ずる。

殊に公判廷に於ける被告人等の訊問の後に証拠書類の取調の為されたる本件に於ては尚お更ら破棄さる可きものと信ずる。

第二点　原判決は刑の量定不当に重く著しく正義に反するから職権を以つて破棄されることを希望する。

即ち原判決は第一審判決が被告人に懲役三年の実刑を言渡したのを支持して控訴棄却したのであるが、

(一)　被告人には前科はなく

(二)　本件を惹起する前には真面目な青年であり、軍隊に入隊中には善行証書を授与されたこともある位であり（歎願書参照）

被告人　岩田皇一

㈢、本件の動機に付いても最初より窃盗する意思はなく

記録第八十三丁二行目以下参照。

問　どうして斯様なことをしたのか。

答　二月十三、四日頃会社の帰りに木村と云う人が一寸話があるから来て呉れと云うので木村の家へ行き木村から鶴本を紹介され、その時フイルムの出る処があるかと聞かれましたが、私は知らないが汽車で一緒になる大沢に話す様に言いました。

木村は大沢に来て貰う様に話して貰い度いと言いましたのでそのことを大沢に伝えました。その後会社から帰りに大沢に会いに来て呉れと言われましたので寄りますと鶴本が飯能まで来て呉れと言いましたので一緒に行きました。

問　それからどうした。

答　十七日午後九時頃六人が一緒になり、武蔵野線飯能駅十時半頃の上り電車に乗り豊岡へ行きました。豊岡で下車してから鶴本、中村、山本、大沢の四人が先きに立つて行き、私と間々田は後からついて行きました。しばらく行くと山の中にお宮がありましたが、この辺で私は盗みでもするのではないかと感づきました。

そこから米軍基地の方へ行き、基地の鉄柵から五十米位離れた畑の中に待つていました。その時品物を持つて来るから運んで貰い度いと云われました。間もなく鶴本が中村と二人で品物を持つて来て、お宮の所まで運んで呉れと言いましたので一回運びました。外の人達も後から運んで来て一緒になりました。

問　その時何を運んだか。

答　私は丸い罐に入つたフイルムを八本位袋へ入れて運びました。

とあり、

八十五丁九行目。

問　別れる時盗んだ品物を処分することについて相談したか。

答　その時には相談しませんでしたが、鶴本から十九日に又来て呉れと言われました。

中略。

問　六人で盗みをするについて、その前に相談があつたか。

答　別に相談はありませんでした。

問　斯様な品物が米軍基地の偵察隊にあると云うことは聞いていたか。

答　ききませんでした。

問　十八日は皆が飯能の駅に集り、電車で豊岡へ行く時目的はわかつていたか。

答　私は米兵と何か取引でもするのかと思つていたので何も聞きませんでした。

一〇二頁裏四行目。

松山弁護人は被告岩田に対し

問　二月十六日盗みの相談があつた時あなたも其処に居りましたか。

答　はい行つて居りましたが相談には加わりませんでした。

単に運搬した程度であり、

㈣　被害品も全部返つて居り、

㈤　保釈出所後行を慎み再犯の虞れのないこと

等綜合するときは三年の実刑は重きに失すを以つて、原判決を破棄すとの御裁判を希望する。

以　上

昭和二六年(あ)第一六八六号

被告人　間々田　茂

弁護人千葉律之の上告趣意

第一点　原判決は最高裁判所判例の趣旨、新刑事訴訟法施行後の控訴裁判所たる高等裁判所判例の趣旨と相反する判断をした違法がある（刑事訴訟法第四百五条三号）。そしてそれは他面刑事訴訟法第四百十一条一号にも該当するものである。

原判決は第一審の有罪判決に対する被告人の控訴を棄却したのであるが、第一審の裁判官は刑事訴訟法第二百九十一条、第二百九十二条に規定する公判審理の順序に関する法意を無視して検察官の起訴状の朗読の後被告人に対し黙秘権拒否権を告げた上、直ちに証拠調を行うことなく犯罪事実に関し問答体を以て詳細且具体的な被告人の供述を求めた違法がある。

即ち第一審公判調書（昭和二十四年四月十二日附にて第一回公判調書に該当す、記録77丁以下）には被告人間々田茂は公訴事実の朗読を受けたに対する認否に於ては

私は基地の外の山からフィルムを七八本運んだだけでありますと答へ窃盗の事実を否認したことになつている（記録81丁）。次いで裁判所より前科の有無、身上、経歴、家族関係等の質問を受けて之に答え、改めて公訴事実を読聞かせられた上

問　この事実はどうか。

答　間違いありません（記録90丁）。

という問答体の記載になつている。而もこの第一回の公判の調を以て犯罪事実に関する質問応答は終了し、其の上にて検察官より証拠調を請求し其の取調をしたことになつている。之は明らかに新刑事訴訟法の公判の審理方式に反するものであり、他面当然に判例の趣旨にも反するものと信ずるのである。而して新刑事訴訟法施行後の高等裁判所には多くの同趣旨の判例があるのである。

同趣旨の參考判例、昭和二十四年(を)第一、九四七号、同年一一月一六日 大阪高等裁判所第一〇刑事部控訴棄却判決、昭和二五年(あ)第三五号、同年一二月二〇日最高裁判所大法廷判決少数意見)

第二点　原判決を破棄しなければ著しく正義に反する左の事由がある(刑事訴訟法第百四十一条一号、三号)。

一、判決に影響を及ぼすべき法令の違反がある。

原判決(東京高等裁判所)の主文は次の通りである。

主　文

本件控訴はいずれもこれを棄却する。

そして本件控訴の対象となつた第一審浦和地方裁判所川越支部の判決の理由は

当裁判所が認定した本件犯罪事実は起訴状並に追起訴状記載の公訴事実と同一であるから茲に之を引用する。

となつていて右被告人間々田茂の関係事実は起訴状記載の公訴事実は

被告人等は共謀の上昭和二十四年二月十八日午前二時頃、入間郡豊岡町所在米軍ジョンソン基地内に鉄柵を破り不法に侵入し同基地第八軍事偵察隊内より連合国占領軍財産である固定式写真機四吋五吋CI三型式台(中略)合計九十六点(米価換算四千四百六十六ドル十八仙相当)を窃取したものである。

となつている。そして第一審判決は右被告人間々田茂関係事実の証拠の標目として

一、第八戦略偵察隊盗難届書並に現場写真三葉

三、被告人等の各当公廷に於ける供述

を挙示している。即ち右一、三の証拠を綜合して認定したことになつている。

刑事訴訟法第三百十七条は「事実の認定は証拠による」同法第三百九十八条は「証拠の証明力は裁判官の自由な判断に委ねる」と規定していて証拠となし得可きものは同法第三百十九条乃至第三百二十八条に厳格に列挙してあるのである。

然るに本件第一審判決の判示事実の認定はこれを実質的に検討すると「証拠によつていない」ことが判るのである。そして之を理由として事実の誤認あるものとして為した被告人の控訴を棄却した原審第二審判決も将に第一審判決と同じ誤謬を犯しているのである。

第一審判決の証拠とした前示一、三の中一の第八戦略偵察隊盗難届書並に現場写真三葉は盗難被害のあつた事実の証拠としての作用を為すに過ぎないのであつて、犯罪と犯人との結び付きを示すものでないことは特に説明を要しない処である。然らば即ち犯罪と犯人との結び付きを説明する証拠は唯一に三の被告人等の各当公廷に於ける供述のみに帰着するのであることは自明の理であるが、被告人等の各当公廷に於ける供述中の被告人間々田茂に関連あるものを摘記すると唯一に別紙昭和二十四年四月十二日附公判調書(第一回公判調書に該当す)記載の通りであつて且之に尽きるのである。而してこの唯一の証拠となるべき該公判調書の全記載に亘り詳細に精査するに、被告人は窃盗の犯罪を終始一貫否認して居るのである。又共犯とされた第一審、第二審の相被告人五名の供述の何れの部分にも被告人が窃盗に共謀したと認定すべき根拠とするに足る供述は全然見当らないのである。

惟うに諸々の証拠の標目を挙示した有罪事実の綜合認定の場合に於ては標示された各証拠例えば公判調書、供述調

書、盗難始末書の如き書類の記載の如何なる部分が何れの犯罪事実の証拠に供されたものであるか、換言すれば犯罪構成要件たる事実を総体的に認定することが出来ればそれで足るのであつて敢て犯罪構成要件たる各事実毎に具体的に認定の根拠を示す必要は無いものであろうが、さりとて総体的にも各事実毎にも犯罪構成要件認定の根拠となる可き部分の全く欠如しているものを如何程羅列してもこれに依つて犯罪の成立を積極的に認定することの不可能なることは言を俟たないところであり、吾人の実験則に基ずく理論を超越した常識であり自然の数であり、諺に無より有を生じない道理、零を幾個加えても零であり無色のものを幾重に重ねても無色であるのと同じ自明の道理であらねばならぬのであつて、採証上の最単純にして最明白な事理であるのである。

素より刑事訴訟法第三百十七条の「事実の認定は証拠による」第三百十八条の「証拠の証明力は裁判官の自由な判断に委ねる」とあるのは裁判官たる者は証拠の採否に当つては深遠高度の専門的知識と豊富にして円満なる常識とに依り健全なる合理性に苟且にも反しないように公正冷静敬虔なる判断を為すべきことを要求している法意であると解するのであり、所謂「無より有を生ずる」が如き採証の魔訶不思議とも云うべき手品師的不合理を容認する趣旨にあらざることは謂う迄もないことと信ずる。飜つて本件について考うるに第一審の窃盗事実の採証の方法は右の如き不合理を敢てする誤に陥つて居り、之に対する事実誤認を主張した被告人の控訴を棄却した原判決は其の不合理を容認して之を繰り返したのである。これはとりもなおさず判決に影響を及ぼすべき法令の違反即ち刑事訴訟法第三百十七条、第三百十八条の法意を無視し恣意的に無より有を生ずるが如き不法を敢てしたものに外ならずと解するのである。

二、判決に影響を及ぼすべき重大な事実の誤認がある(刑事訴訟法第四百十一条三号)。

右一の項に於て縷述したように、本件被告人間々田茂に関する限り窃盗の犯罪（謀議も加功も）を認めるべき証拠

が全然無いのに誤つて之を有罪と認定したことは即ち判決に影響を及ぼすべき重大なる事実の誤認を敢てしたものと確信するのであつて、これが説明には言を費するに及ばぬところである。さればこそ原判決は被告人の控訴を棄却した有罪の認定の表現として良心的と云うべきか。

しかしながら原判決の挙示した証拠を綜合考察すれば、被告人間々田茂が相被告人等五名と共謀して原判決認定の如き窃盗を犯したことを認められないことはない。その他記録を精査するも被告人間々田茂の犯罪事実に関し原判決に事実の誤認があるとは認められない、論旨は理由がない。

と説明しているが「認められないことはない」の文言それ自体無理に認めたとの意を文字の裏に歴然と告白して居る様に感ぜられる。刑罰は証拠の十分なものに対して初めて科すべきであつて疑わしきは罰せずの鉄則あることは刑政の本義である。右に示すが如き弱き消極的態度の認定、根拠薄弱なる科刑には被告人としては潔く服さんとしても服し兼ねる次第であると思われる。

要するに他の相被告人はいざ知らず被告人間々田茂に関する限りは窃盗と認定すべき行為をやつて居らないのであつて、原裁判所裁判官の記録の精査が未だ充分でないことを疑われるのである。間々田茂に関する事実の真相は本弁護人の控訴趣意書第一点(三)「事実の真相に就いて」の欄を記録について御一覧を煩わし度いのである。

第三点　原判決は刑の量定が甚しく不当で之を破棄しなければ著しく正義に反するものである（刑事訴訟法第四百十一条二号）。

右第二点二に於て論じたように原判決は重大な事実の誤認であると認められるが、百歩を譲つて見解の相異に因るものとして遂に有罪の認定を受けるものと仮定しても前記の如く極めて薄弱な証拠に基ずいて「有罪と認められないことはない」という消極的な認定を受けて居る程度の事実であるから、之に科する刑はそれに応じて最も寛大に軽くするの

が理の当然と思うのである。然るに拘らず原判決は第一審の量刑なる懲役二年の実刑を惜しみなく科して居るのである。これは犯情に照し甚しく重きに失するものと考えられるから宜しく刑期を軽減し且執行猶予の恩典を与うるのが相当であると思料せられるのである。

尚蛇足を附加すれば被告人間々田茂に付ては窃盗を以て論議するは妥当でなく寧ろ訴因の変更等の方法に依り庶物運搬罪又は昭和二十二年政令第百六十五号連合国占領軍物資不法所持罪として問擬すべく処置して軽き刑の量定をするのが相当とも考えられるのである。

叙上の理由に依り原判決は破棄を免れないものであるから、第一点は申立に依り、第二点、第三点は御職権の発動に依り速に破棄せられ度いのである。

以上

昭和二六年(れ)第一九三二号

判決

本籍並びに住居　三重県北牟婁郡須賀利村一八八番地
水産業
山下建男
大正五年三月一六日生

事務所　三重県宇治山田市岩淵町三三八番地
三重県水産業会
右代表者清算人
西田準蔵

右山下建男に対する物価統制令違反被告事件について昭和二六年三月二六日名古屋高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があり、右三重県水産業会に対する物価統制令違反被告事件について同年五月一一日同高等裁判所の言渡した判決に対し原審弁護人土屋忠から上告の申立があり、且つ同人より上告事件受理の申立をして当裁判所はこれを受理したが、本件公訴にかかる各犯罪（鮮魚まかじき等についての物価統制令三条四条三三条四〇条の罪）については、昭和二七年政令第一一七号大赦令により大赦があつたので、検察官の意見を聴き、併合の上、刑訴施行法二条、三条の二、刑訴四一一条五号、旧刑訴四四八条、三六三条三号により裁判官全員一致の意見で次のとおり判決する。

各原判決を破棄する。

被告人等を免訴する。

七月四日判決　昭和二六年(れ)第一九三二号

七月四日判決　　昭和二六年(れ)第一九三二号

昭和二七年七月四日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　霜山精一

裁判官　栗山茂

裁判官　小谷勝重

裁判官　藤田八郎

裁判官　谷村唯一郎

昭和二六年(れ)第一六五〇号

判決

本籍　神戸市長田区五番町三丁目一七番地の一

住居　同市同区五番町五丁目一一九番地の一

靴工

中島正一

大正一五年一一月八日生

右の者に対する強盗、住居侵入、銃砲等所持禁止令違反被告事件について昭和二六年四月二六日大阪高等裁判所の言渡した判決に対し、被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主文

本件上告を棄却する。

理由

被告人中島正一弁護人岸達也の上告趣意は、後記書面のとおりである。

同第一点について。

原判決の記載並びに原審における審判手続が、旧刑訴事件の控訴審及び上告審における審判の特例に関する規則（昭和二五年規則第三〇号）五条六条によつたものであり、特に右規則五条における、控訴申立人に不服のないことが明らかな事項については事案の真相を明らかにし被告人の権利を保護するため必要と認めた場合の外は、重ねて被告人を尋問し、証拠調

七月八日判決　　昭和二六年(れ)第一六五〇号

をすることを要しないとする規定によつて、被告人の本件犯罪事実については、原判決認定事実のとおりであつて、被告人の当公廷において何等不服のないところであると判示しているのは所論のとおりである。

よつて、記録を調べて見ると、差戻前の上告審に被告人が提出した上告趣意書（記録三八〇丁）中に、あだかも被告人が本件強盗の事実を関知しないような記載のあることは論旨指摘の通りであるが、被告人は、はじめ本件で逮捕せられた直後、警察で尋問を受けた際その犯行を否認した以外は（別冊被告人中島正一外二名に対する強盗等被告事件記録一三丁）、強制処分による裁判官の尋問（同上二三丁）、警察及び検察庁における取調（同上九五丁一〇七丁一二四丁）に対しては勿論、差戻前の第一審及び第二審の公判廷においても（記録一〇二丁裏二三六丁表）、更にまた差戻後の原審公判廷においても（記録四二八丁裏）終始一貫本件犯行を詳細に自白しておるのみならず、本件強盗の共犯者である原審相被告人井上武男、差戻前の第二審相被告人高木章も、警察以来これまた終始一貫して被告人が本件強盗に関与した事実を供述しているのである。さすれば、被告人が本件強盗の共犯者としてその犯行に出たものであることは記録上間違いのない事実である。しかも記録を精査しても、原審が被告人尋問及び証拠調をしなかつたことにより、被告人の権利が害されていることを疑うに足りる形跡は何処にも発見し得ないのであるから、原審において、前記規則五条に則り、重ねて被告人尋問及び証拠調をなさずにこれが審判をしたことについて、なんら違法を疑わしめるような点は認められない。

なお右規則五条六条の規定するところが、憲法三八条三項の規定に違反しないことについては、すでに判例の存するところである（昭和二六年(れ)第一一七一号昭和二六年一〇月二五日第一小法廷判決集五巻一一号二三〇〇頁参照）。従つてこの点の論旨はすべて理由がない。

同第二点について。

所論は、原審において、裁判長が第一審判決を読示した形跡がないと非難するのであるが、刑訴四〇五条に定める適法な

上告理由に当らない。そして、記録によれば、公判調書の記載（記録四二八丁裏）に、裁判長が被告人に対し検事が陳述したところと同旨の被告事件（検事は第一審判決書摘示事実と同旨の被告事件を陳述している）を告げた上、事件について何か陳述することがあるかと尋ねているのであるから、所論のように、右第一審判決を特に読示しないからといつて、なんら訴訟手続に違反するものではない。（昭和二五年(れ)第一五九七号同二六年三月六日第三小法廷判決参照）。論旨指摘の大正一三年(れ)第一八九六号及び昭和八年(れ)第一一〇一号の各大審院判例並びに昭和二四年(れ)第一五五二号の第一小法廷判例は、いずれも本件に適切とはいえない。

その他、記録を精査しても本件は刑訴四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて刑訴施行法三条の二刑訴法四〇八条により主文のとおり判決する。

この判決は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二七年七月八日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上登

裁判官　島保

裁判官　河村又介

裁判官　小林俊三

裁判官　本村善太郎

被告人中島正一

弁護人岸達也の上告趣意

第一点　原審は、審理不尽。従つて、被告人の権利を保護せざる憲法違反がある。

原判決を閲するに、事実理由として「被告人等の本件犯罪事実は、全部原判決認定事実のとおりであつて、被告人両名の当公廷において何等不服のないところである」と判示せるのみである。右は、原審公判調書にある通り、本件被告事件の事実関係については被告人等に於て不服がないから、最高裁判所規則第三十号により事実関係についての訊問並に証拠調は、之をしない旨告げたとある。然れども、被告人が前上告審に提出した上告趣意書では、「高木章と井上武男と拳銃売却の用件で外出し、或家の外で待つて居たところ、用件の済んだとて高木等が出て来り、現金五百円を貰いしのみ。強盗の事は関与せず、警察の強要で取調を受くるに至つた」と主張し、本件強盗の点を否認しいたる事件である。然るに、被告人は原審公廷で突如として「犯罪事実については不服はないのである」と陳述せるは、如何なる心境の変化か疑なき能わず。同規則第三十号第五条の精神は「尚お、裁判所に課するに事実の真相を明かにし、被告人の権利を保護するため必要の措置を採るべきである」と規定せり。惟うに、記録中、大阪拘置所長玉井策郎の通報の如く「被告人は肺浸潤、湿性肋膜炎、下痢脚気、気管支炎、心臓衰弱著明なるため、所内拘禁に堪え得ざる身体なるため、訊問、其の他繁を避け、自暴自棄に陥りたるもの」と解するを妥当とす。右改正の規則は、訴訟促進の趣旨より設けたるものなるべきも、事案の真相を明らかにすることを省略したるに非らず。憲法の要請により、同規則において厳格なる規定が置かれてある。

元来、刑事訴訟法は事案の真相を誤るを恐れ、憲法に於て「自白が、自己に不利益な唯一の証拠である場合には有罪とされ、又は刑罰を科せられない」と規定してある。該憲法の大精神よりすれば、右規則は違憲のもので、改廃さるべきも

のである。然らば、原審は冒頭摘記の如く審理不尽であり、且　憲法違反の判決をしたもので、破毀を免れないものである。

第二点　原審は、重要な公判手続に背き、該違法は判決に影響を及ぼすべきものである。

原審公判調書を閲するに、冒頭、検事は第一審判決書摘示事実と同旨の被告事件を陳述して審理を求め、裁判長は被告人等に対し、右検事の陳述したと同旨の被告事件を告げた上、問、右事件につき、何か陳述することあるか。答、被告人等は、事実其の通り相違ありませんとあるのみ。然れども、原審公判に於ては第一審判決を読示した形跡ないから、如何なる犯罪事実を告げたるや知るに由ない。大審院大正十三年(れ)第一八九六号及び昭和八年(れ)第一一〇一号は、此の場合には第一審判決の読示義務を裁判所に課して居つた。御小法廷では、本年春頃、竹内某に対する殺人事件につき、右と同一論旨に対し上告を棄却したるも、昭和二四年(れ)第一五五二号、被告人田地野団吉に対する詐欺事件につき、同一論旨に対し第一小法廷で本年初頃、上告論旨理由ありとして、原判決を破棄して事件を東京高等裁判所へ差戻したのである。何れも、当弁護人が上告趣意書を執筆したのであるが、今や適従する所に迷わしむ。然れども、純理上被告人をして公訴事実の何ものかを理解さざる検事の陳述は、被告人をして意見、弁解せしむること能わざるべく法の精神でない。然らば、原審は重要な公判手続に背いたもので、該違法は判決に影響ないものということ能わず、原判決は破棄を免れない。

第三点　相被告人、相弁護人の論旨を引用する。

以　上

昭和二五年(あ)第二八四二号

判　決

本　籍　岐阜県郡上郡奥明方村大字気良

住　居　岐阜市寺町中組一八番地

塗装業

高　田　五　百　蔵

大正一二年一二月二〇日生

右窃盗被告事件について昭和二五年七月一八日名古屋高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理　由

弁護人小林清春の上告趣意について。

被告人の前科は、罪となるべき事実ではなく、単なる情状にすぎないのであつて、これについては厳格な証拠説明を必要としないものであるばかりでなく、原判決は第一審判決の量刑の当否について判断を示したにすぎず、所論前科に関する被告人の供述だけで、被告人を有罪としたものではない。従つて、所論違憲論はその前提を欠き、採用することができない。

（なお、昭和二五年(あ)第一三九四号、同二六年七月三日第三小法廷判決参照）。

七月八日判決　昭和二五年(あ)第二八四二号

七月八日判決　昭和二五年(あ)第二八四二号

よつて同四〇八条、一八一条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和二七年七月八日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上登

裁判官　島保

裁判官　河村又介

裁判官　小林俊三

裁判官　本村善太郎

昭和二五年(あ)第二八四二号

被告人　高田五百蔵

弁護人小林清春の上告趣意

一、原判決は被告人に不利益な唯一の証拠が被告人の自白であるにかかわらず、この自白に基き処罰を科せられた憲法違反（憲法第三十八条第三項）があるから破棄せられなければならないと信ずる。即ち被告人は第一審に於いて窃盗の事実につき懲役一年の実刑に処する言渡しを受けたので、控訴を為して「本件は現行犯で被害なく且犯行の動機及被告人の家庭の事情等を看ると被告人に実刑を科した原判決（第一審判決）は不当である」と主張した。

然るに第二審裁判所は「原審第一回公判調書の記載によると被告人は昭和二十二年七月窃盗等の罪により進駐軍の軍事法廷に於て重労働十四ヶ月の刑に処せられ昭和二十三年一月釈放せられた事が認められるが原判決書の記載によると同二十五年二月頃二回に亘り進駐軍所有物資を窃取したものであつて、犯情軽視すべからざるものがある。即ち這般の事情に照すと弁護人所論の各事情を綜合考察しても原審の量刑は寔に相当と思われる」との理由により右控訴を棄却せられた。

然れども右第一、第二審判決に於いて認定した被告人の進駐軍軍事法廷より刑を科せられたりと云う事実は被告人の自白あるのみで他に証拠がない。この事実は狭義の犯罪事実ではないが犯罪の情状に属する事実であり、刑訴第三百十七条に所謂事実に該当するものである。従つて同第三百十九条第二項の規定と相俟つて違憲である思料す。

以　上

昭和二五年(あ)第三一一七号

判　決

本籍並びに住居　山梨県中巨摩郡昭和村築地六〇四番地

無職　河田恒

大正一三年八月三一日生

右の者に対する窃盗被告事件について昭和二五年一〇月三一日東京高等裁判所の言渡した判決に対し被告人の原審弁護人古明地為重から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主文

本件上告を棄却する。

理由

弁護人古明地為重、同佐藤久四郎の上告趣意（後記）について。

記録によれば、原審が弁護人古明地為重の第一回公判期日の変更申請はこれを許容しなかつたこと及び同弁護人が右公判期日に立会わなかつたことは所論のとおりであるが、右期日に新たに選任された国選弁護人によつて被告人自身が選任した右古明地弁護人提出の控訴趣意書に基ずく弁論がなされたこと、その控訴趣意書の内容も本件犯行の動機、犯罪後の情況等を挙げて原判決の量刑の不当を主張するに過ぎず、特に新たな事実証拠の取調べを要する趣旨でもないから、原審で公判期日の変更申請を許容しなかつた結果が被告人に不利益を来したとは考えられない。要するに論旨は憲法違反の語を使用しているけれども、その実質は原審の訴訟手続を非難するに過ぎず、しかも右

七月八日判決　　昭和二五年(あ)第三一一七号

手続には何等の違法も存しないから、論旨はその前提を欠き採用できない。

その他記録を調べても刑訴四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四〇八条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和二七年七月八日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上登

裁判官　河村又介

裁判官　小林俊三

裁判官　本村善太郎

昭和二五年(あ)第三一一七号

被告人　河田恒

弁護人古明地為重、同佐藤久四郎の上告趣意

第一点　憲法第三十七条三項は、刑事被告人は如何なる場合に於ても資格を有する弁護人を依頼することが出来る。被告人が自ら之を依頼することが出来ない場合には、国で之を附する旨規定して居る。之に対応して刑事訴訟法第三十条、第三十六条、第三十七条等に於て弁護人選任に関する規定を設けて居る。之等の規定によれば、私選弁護を原則として採用し被告人被疑者等は先ず自ら最も信頼する弁護人を選任することを得べきものとし、若し之等の者が貧困其の他の理由によつて、自ら弁護人を依頼することが出来ない場合に国によつて附するのである。それは勿論弁護制度が先ず被告人等の権利を防禦する為めに自らの適当と信ずる者を、弁護人に選任する権利を与えたものであるから裁判所に於て、之が選任を妨げ、解任し又は其の弁護権を制限することが出来ないものである。之れ国選弁護が裁判所の職権に依つて選任せられるが故に又之を解任することが出来るものと自ら差異の存するところである。

原審に於て本件被告人は自ら弁護人として弁護士古明地為重を選任したのであるが、同弁護人は原審に於ける昭和二十五年十月十七日午前十時の公判期日に於て正当なる差支えの為めに、疎明書類を添付して原審に公判期日の変更方を申請したに拘らず、何等の理由を示さずして之を却下し、弁護士相見史朗を即日弁護人に国選し、審理を為し終結した。然しながら之は全く、被告人の信頼し選任した弁護人を裁判所に於て解任したると同一の結果を生ずるものである。たとえ当日国選弁護人が出廷したから、被告人の権利の防禦に差支えがないものと言わんも、即日選任せられた弁護人の如きは事件に対する、予備智識も又記録を精査する暇もないので、単に形式的に弁護人として席を列ねるに過ぎないので、被告の

権利の伸長防禦に欠くるところがあるのみでなく、被告人の信任関係に基く弁護人選任権を侵すものである。之れ原審が控訴審の弁論を軽んじ、延いては憲法並びに刑事訴訟法が保障する、被告人の弁護権の選任を妨げ又は之を制限したもので、其の横暴専恣は許さゞるべきものである。或いは刑事訴訟法第二百九十八条第二項に基いて、弁護人が出頭しなかつたから職権を以て弁護人を選任したものであると言わんも、該規定は弁護人が何等の理由もなく出頭しない場合を意味するものであつて、上述の如く弁護人が其の出頭出来ない旨を疎明して変更を申請した場合には該当しないものであると思料する。

以上

昭和二五年(あ)第三三一四号

判決

本籍　東京都世田谷区下馬町三丁目三一番地

住居　福山市北条一五三七番地

無職

若松勇之輔

明治二七年六月五日生

右の者に対する麻薬取締法違反被告事件について昭和二五年一一月四日東京高等裁判所の言渡した判決に対し、被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主文

本件上告を棄却する。

理由

弁護人新垣進の上告趣意は、末尾添附の別紙紙記載のとおりである。

弁護人新垣進の上告趣意について。

所論は、原判決は大正一一年三月二五日大審院第三刑事部において判決した大正一一年(れ)第一八二号賍物寄蔵、賍物故買被告事件と大正一五年五月二八日大審院第一刑事部において決定した大正一四年(れ)第一一三四号有価証券虚偽記入行使詐欺被告事件と二つの判例に相反する判断をしていると主張すれども、右引用の二事件は何れも事案の内容を異にするもので本件に適切でないのみならず、原判決が所論の第一審判決判示事実につき同判決挙示の各証拠を綜合すればこれを認定するに

七月八日判決　昭和二五年(あ)第三三一四号

足るものと判示したことは相当であつて原判決に対する所論の如き非難は当らない。要するに論旨は判例違反を主張するのであるがその実質は刑訴四一一条に該当する事由のあることを主張するに帰するのであつて上告適法の理由にならない。また記録を精査しても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同四〇八条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和二七年七月八日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上登

裁判官　島保

裁判官　河村又介

裁判官　小林俊三

裁判官　本村善太郎

弁護人新垣進の上告趣意

原判決は、大審院判例と相反する判断をしているものと信ずる。即ち、

原判決は、第一審の判決が「被告人は麻薬取扱者でないのに、本件麻薬を所持したる事実を、被告人の当公廷に於ける判示同旨の供述、被告人の検察事務官に対する供述調書の記載、検察事務官作成の押收調書の記載、及び押收に係る判示麻薬の存在を綜合して認定し、麻薬取締法第三條第一項第五十七條を適用した」立場を支持して、これと同様の見解に立つている。而して本件犯罪は、麻薬の所持につき認識ある場合にのみ成立することは、本件犯罪が過失犯でないことから見て自明の理である。然るに、前掲証拠に於ては、単に、被告人の当時の居宅内に本件麻薬が存在した事実はこれを認めるに足るけれども、被告人が右麻薬の存在を認識した点はこれを認めることが出來ない。然らば、原判決は、

一、判示証拠に基く推理判断に依りては、犯罪事実を認めることが出來ないのに拘らずこれを認めているのであつて、これは明かに大正十一年三月二十五日大審院判決（賍物寄藏、賍物故買被告事件、大審院判例集第一卷一七二頁）と相反する判断をしていると言わなければならない。

二、更に、第一審公判調書（昭和二十五年三月十七日附）には、被告人の供述として、被告人は本件麻薬を知らずに持つていた、引越荷物の中にまぎれ込んでいるのを知らないで館山に持つて來た。荷造は全部若い人に委せたので判らない旨の記載があり、これに依れば被告人は第一審公判廷では結局本件麻薬の所持につき認識がなかつた旨を供述しているのであつて、第一審判決従つて原判決に言う如く、本件麻薬の所持につき判示同旨の供述をしたのではない。又被告人の檢察事

務官に対する供述調書中被告人の供述として、その第九項には、「工場をやめてから薬品を整理して以來全然今日に至る迄中を見たことがないので前述（註本件のこと）の麻藥があることに気がつきませんでした」との記載がある。これ等は何れも、被告人が本件麻藥の所持の認識がなかつたことの証拠にはならない。従つてこれ等の証拠に原判決挙示の押收調書の記載、及び本件麻藥存在の事実を綜合しても、被告人が本件麻藥の所持を認識したと到底解することが出來ない。然らば原判決は、被告人の供述及び供述記載を反対趣旨に解して断罪の資料としたものであつて、これは証拠の解釈に関する実驗法則に照らし合理的でなく事実上適切妥当でない。これは明かに大正十五年五月二十八日大審院第一刑事部判決（大審院大正十四年れ）第一一三四号事件）と相反する判断をしているのである。仍て以上何れの点から見るも原判決は破棄さるべきものと信ずる。

以　上

昭和二六年(あ)第七三一号

判　決

本　籍　名古屋市昭和区鎌田町一丁目二番地
住　居　同市南区陽明町二丁目一二番地
無　職　木村清一
明治三四年一〇月二五日生

右の者に対する常習賭博被告事件について昭和二五年一二月二二日名古屋高等裁判所の言渡した判決に対し、被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

被告人木村清一弁護人梅山実明の上告趣意は後記書面のとおりである。

同上告趣意について。

所論の(1)は原判決の事実誤認と採証上の実驗則違反を主張するのであり、(2)は量刑不当を主張するのであつて、いずれも刑訴四〇五条の上告理由にあたらない。そしてまた、第一審判決が本件賭博行為を常習に出たものと認定したことは、判決挙示の証拠によつて十分認められるところであつて、原判決がこれを是認したことについてなんら違法を認めることはできない。また記録を調べて見ても第一審の量刑が不当であるとは認められない。

七月八日判決　昭和二六年(あ)第七三一号

七月八日判決　昭和二六年(あ)第七二一号

よつて刑訴四〇八条により、全裁判官一致の意見をもつて主文のとおり判決する。

昭和二七年七月八日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上登

裁判官　河村又介

裁判官　小林俊三

裁判官　本村善太郎

昭和二六年(あ)第七三一号

被告人　木村清一

弁護人梅山實明の上告趣意

右ニ対スル常習賭博被告事件ノ上告趣意ハ刑事訴訟法第四〇五条各号ニ規定スル様ナ事由ハ存在シナイガ、原判決ハ其判決ニ対シテ影響ヲ及ボスベキ重大ナ事実ニ付キ誤認ガアリ、而モ又犯情ニ照シテ刑ノ量定ガ著シク不当ニシテ、之ヲ看過スルコトハ甚シク正義ニ反スルモノト思料シ、茲ニ職権ニ因リ御審査ヲ仰ギ原判決ノ是正ヲ冀求スル意圖ノ下ニ其理由ヲ左ノ如ク上申スルノデアル。

(1)　被告人ニ賭博常習ノ習癖ガアリト認定シ得ルニハ、客観的ニ其被告人ガ賭博行為ヲ反覆累行シタト認ムルニ足ル証拠ガ必要デアルコトハ論ナキトコロト思ソレル。然ルニ原審ハ被告人ニハ昭和十五年十一月十四日常習賭博トシテ懲役三月ニ処セラレタ前科ガアリ、更ニ同二十三年二月十日賭博罪トシテ罰金千円ニ処セラレタ前科ガアルカラ、此前科ト本件賭博行為トヲ綜合スレバ本件賭博ハ被告人ニ於テ常習トシテ認ムルニ十分デアルト説明シテアル第一審判決ヲ無条件ニ認容シテ被告人ノ控訴ヲ棄却サレタノデアルガ、被告人ガ昭和十五年十一月十四日懲役三月ニ処セラレタ犯罪敢行当時ハ賭博常習ノ習癖ガアツタコトハ肯定シ得ル事実デアルガ、其次ノ昭和二十三年二月十日罰金千円ニ処セラレタ犯罪当時ハ最早賭博常習ノ習癖ガ存在シナカツタコトハ賭博罪トシテ罰金刑ヲ科セラレタコト自体ニ依リ自ラ明カデアル。換言スレバ第一次ノ処刑後第二次ノ処刑迄、被告人ニハ賭博ノ習癖ガ存在シテナカツタコトハ右二個ノ前科ヲ対照シテ立派ニ断言シ得ルノデアル。唯問題トナルベキ点ハ、二度目ニ賭博罪ニ依リ罰金千円ニ処セラレタ後本件犯行当時迄被告人ガ果シテ賭博行為ヲ反覆累行シテ居ツタカ否カノ点ノミデアル。然ルニ原審ハ前掲二個ノ前科ト本件賭博行為ヲ綜合シテ被告人ノ本件賭博行為ハ常習トシテ敢行シタモノト認メルト説示シタ第一審判決ヲ其儘認容シタノハ、仮令証拠ノ解釈ヲ分量ハ裁判官ノ

專權ナリ、人ヲ罰スル裁判トシテハ余リニモ勇敢デアルト思ハレル。惟ウニ被告人ガ昭和二十三年二月十日非常習者トシテ罰金千円ニ処セラレタ後本件犯行ノ昭和二十五年四月十一日迄ノ間ハ実ニ二年余ノ歳月ヲ経過シテ居ルノデアルガ、此間ニ於テ被告人ガ賭博ヲ常習トシテ為ス習癖ヲ形成スル様ナ具体的ナ資料ヤ又賭博行為ヲ反覆累行シテ居ツタト云フ様ナ事実ヤ又其証拠ガナイノニ、唯漠然ト十年前ニ常習賭博トシテ懲役三月ニ処セラレタト云フ前科ニ本件犯行ヲ綜合シテ、被告人ニ賭博ノ習癖ガアルモノト認定サルヽノハ余リニモ常識ヲ超越シ証拠解釈ノ範囲ヲ逸脱シタ観察デ、基本人権ヲ無視シタ正義ニ反スル認定デアル。之ヲ要スルニ原審判決ノ説明デハ昭和十五年十一月以来昭和二十五年四月ニ亘ル満十ケ年余ノ長キ年月ノ間ニ於テ、被告人ガ敢行シタ賭博行為ハ其後僅カ二三回ニ過ギナイノデアル。然ルニ原審ハ前示長期間内ニ於テ被告人ガ敢行シタト云フ三回ニ亘ル賭博行為ヲ綜合シテ、結局被告人ガ最後ノ三回目ニ犯シタ本件賭博行為ヲ常習トシテ反覆累行シテ居ツタ習癖的犯罪ト押付ケ認定サレタノハ、採証ノ法則ヲ無視シテ証拠解釈上認メ得ザル事実迄認定シタ違法ガアルト同時ニ其反面ニ於テ、虚無ノ証拠ニ依リ判決ニ影響ヲ及ボスベキ重大ナ事実ヲ認定シ而モ其認定ニハ誤認アリ、従ツテ其擬律ニモ錯誤アルモノト結論シ得ルト信ズルノデアル。

(2) 被告人ノ本件犯罪ノ動機ハ第一審並ニ原審公判調書ノ各記載ト保釈申請書等ニ添附シテアル診断書ニ依リ明認シ得ル様ニ被告人ニハ肺浸潤ノ痼疾アリ、之ヲ治療センガ為メペニシリンヲ買ワントシ其資金ヲ借受ケル意圖ニラ水谷某ヲ尋ネタトコロ、同人ガ本件犯罪場所タル玉置朋吉方ニ赴キ居ル事実ヲ知リ之ヲ訪問シ行キタルガ、水谷不在ニシテ岸忠孝等十數名ガ賭博ヲナシ居リタル為メ遂ニ之ニ参加シタト云ウノガ真相デアリ、而モ同人ノ病状ハ其後次第ニ悪化シ、原審判決言渡当時ハ人ノ肩ニ倚リ漸ク出廷シタル状態デアルカラ、之等事情ヲ斟酌セバ仮令被告人ニ賭博常習ノ癖ガアツタトシテモ刑ノ執行ヲ猶予サレ可然条件ナルニ拘ワラズ、命旦夕ニ迫リ居ル此被告人ニ対シ懲役三月ノ実刑ヲ科シタノハ量刑甚シク不当デアルト確信スルノデアル。

以上ノ理由ニ依リ原判決ヲ破毀サレ、被告人ニ対シ利益ナ御判決ヲ賜ワランコトヲ懇エ事情ヲ具申スル次第デアル。

以　上

昭和二七年(し)第三六号

決　定

鳥取市吉方永楽通二六一番地　市谷精一方

申立人　田　中　金　治

右の者に対する横領被告事件の控訴棄却決定に対する異議申立事件について、昭和二七年四月九日広島高等裁判所がなした異議申立却下の決定に対し申立人から特別抗告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　文

本件抗告を棄却する。

理　由

本件抗告の趣意は末尾添附別紙記載のとおりである。

原決定は、控訴棄却の決定が申立人主張のごとき事情のもとになされたとしても申立人に手落がなかつたと認むべき事由はないと説示したのであるが、右は正当な判断というべく（昭和二四年(ね)一〇七号、同二五年四月二一日大法廷決定。判例集四巻四号六八九頁参照）、原決定は何等違法でないといわねばならない。

よつて本件特別抗告は憲法違反の前提たる主張事実を欠くことになり、結局理由がないから刑訴四三三条、四二六条一項に従つて主文のとおり決定する。

この決定は、裁判官全員一致の意見によるものである。

昭和二七年七月八日

最高裁判所第三小法廷

七月八日決定

昭和二七年(し)第三六号

七月八日決定　　昭和二七年(し)第三六号

裁判長裁判官　井　上　登
裁判官　島　保
裁判官　河　村　又　介
裁判官　本　村　善　太　郎

二

昭和二七年(し)第三六号

被告人本人田中金治の特別抗告申立

原決定は刑事訴訟法第三百八十六条第二項により準用せられてゐる同法第三百八十五条第二項に基く被告人の為したる異議申立を却下したもので是は憲法第三十七条第一項に定められた刑事被告人の権利を侵害した著しく正義に反する違法がある

即ち

一、被告人は鳥取地方裁判所の為したる有罪判決に対し広島高等裁判所松江支部に控訴申立を為し同庁は昭和二十六年十月二十九日迄に控訴趣意書を提出すべき旨通知した

然る処原決定所載の通り（尚異議申立書の記載を引用）の事情にて、松江弁護士会所属弁護士原夫次郎に於て右期日内に適法なる控訴趣意書を提出したものとのみ信じてゐたのである

被告人は鳥取市川端一丁目池上五郎を以て右弁護士原夫次郎に対する控訴審の弁護を依頼し、其依頼状は当然同弁護士に送達せられたものと思惟しゐたるに

松江弁護士会所属弁護士原定夫に其依頼状か誤配せられ、同弁護士より「弁護引受けた」との電報を受領したのであるから被告人としては右池上の依頼状を見た原夫次郎弁護士か控訴審の弁護人たることを受任するとの返電と誤解することは事の成行上自然にして、其電報か郵便の誤配を受けた原定男より発せられたことを当時知る由もなく

高裁松江支部書記官補山崎慶三に対して原夫次郎を弁護人に選任した旨を通知したのも其誤解に基くものであつて、

被告人を深く咎むべからざる情況に在つたのである。

被告人（抗告申立人）　田　中　金　治

二、斯る行違ひの為め高裁松江支部指定の期間内に控訴趣意書の提出せられなかつたことの明瞭なる本件については
被告人の前記異議申立を認容し須らく高裁松江支部の為したる控訴棄却の決定を取消して、被告人に原状回復の利益を与
え、更に控訴趣意書の提出期間を改めて指定して之を提出せしめ、事案の実体に関する審理裁判を与ふることか
刑事訴訟法第三百八十六条第二項により準用せられる同法第三百八十五条第二項の異議に関する規定の適正なる解釈と其
運用であろうと思ふ

被告人が高裁松江支部の指定期間を漫然徒過したと謂う事案ではなく尽すべき方法を尽したのに予期せざる郵便物の誤
配と誤犯を受けたる同姓の弁護士より弁護受任の返電があつたと云うような誠に異例な齟齬より斯る思はざる不利益を蒙
つた場合は、不可抗力による通信の壮絶等と同一視し被告人に原状回復を与うべきではあるまいか

三、然るに広島高等裁判は斯る事情を認めつゝも原決定理由中に「仮りに然りとしても右誤配につき被告人に手落かなかつ
たと認むべき事由はない」と説明してゐる

叙上の如き場合、被告人としては如何にすれば果して原決定に所謂、手落がなかつたと謂えるのか其解釈に迷うのみで
ある。

通常人の注意力を以ては斯る誤配と誤電とを知ることは不能であり之を被告人に求めて責むることは期待可能性のない
形式論であると批難せざるを得ない

四、原裁判所所見の如くであるならば

被告人は憲法第三十七条により刑事被告人の権利として与えられてゐる公平な裁判所の公開裁判を受ける権利を不当に拒
否せらるゝことになる

刑事訴訟法の前記法条の解釈と運営につき原決定には謬見があり、遡いて其決定は右の如き憲法違犯を敢てしたものと
謂うべきである

依て原決定の取消を求め更に相当なる御裁判を仰ぐ為め刑事訴訟法第四百三十三条により特別抗告申立を為すものであ
る。

以　上

昭和二六年(あ)第一五八〇号

決定

本籍並住居　岐阜市長良校前町三丁目一番地
靴修繕業
井上正雄
大正八年一〇月三日生

本籍並住居　岐阜県山県郡高富町一七四七番地
靴修繕業
中山武男
大正七年三月二五日生

右被告人井上正雄に対する恐喝賍物故買、同運搬、同中山武男に対する賍物牙保各被告事件について昭和二五年一一月二九日名古屋高等裁判所の言渡した判決に対し各被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主文

本件各上告を棄却する。

理由

被告人井上正雄の弁護人内田八三郎、同横地秋二の上告趣意並びに被告人井上正雄、同中山武男の弁護人端元隆一の上告趣意第二点について。

しかし、原判決は、結局証拠に基き被告人井上正雄並びに原審相被告人井上源蔵等の本件賍物の運搬は被害者のためにな

七月一〇日決定　　昭和二六年(あ)第一五八〇号

したものではなく、窃盗犯人の利益のためにその領得を継受して賍物の所在を移転したものであつて、これによつて被害者をして該賍物の正常なる回復を全く困難ならしめたものであると認定判示して賍物運搬罪の成立を肯定したものであるから、何等所論判例と相反する判断をしていない。されば、所論は、いずれも原判決の認定と異つた事実関係を前提とするものであつてその前提を欠き刑訴四〇五条の適法な上告理由として採用し難い。

被告人両名の弁護人端元隆一の上告趣意第三点について。

所論は、量刑不当の主張であつて、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。

そして、記録を精査しても、本件につき被告人等に対し同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、刑訴四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二七年七月一〇日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官　斎藤悠輔

裁判官　沢田竹治郎

裁判官　真野毅

裁判官　岩松三郎

昭和二六年(あ)第一五八〇号

弁護人内田八三郎、横地秋二の上告趣意

被告人　井上正雄

同　井上源蔵

第一点　原判決は最高裁判所の判例と相反する判断を下したと認められるから破棄されねばならない。

(1)　原判決は被告人井上源蔵、同井上正雄を贓物運搬の罪に問擬し

「抑々贓物罪は前犯の領得を継受してこれによつて、被害者を贓物の回復を不能又は一層困難ならしめることを以て特色としており、贓物運搬罪は領得者のために贓物の所在を移転することによつて成立するものと解するを正当とする」

と正当に贓物罪の立法理由を説示しながら

「前略……被害者から盗難に罹つたミシン、甲皮等の回復方を依頼せられ、その窃盗犯人と折衝してミシン及甲皮を取戻して来たけれども、その為に被害者に窃盗犯人の要求する多額の金八万円を敢て出捐させた外、尚本件被害品である右甲皮に関し原判示第一の金一万円の恐喝の行われたこと……井上源蔵が窃盗犯人と密接な交渉を持ち易い環境にあつて敢えて警察力を無視し……後略」

と説き贓物罪の本質に関して自ら説示した冒頭掲記の立法理由を逸脱して、自ら矛盾して後記最高裁判所昭和二十四年(れ)第一二四三号、同年十一月一日、第三小法廷判決と相反する決論に陥つたものと言わねばならぬ。

即ち井上正雄、井上源蔵の運搬行為は、これが窃盗に係る物品に関することを了知したことは当然であり、否被害者の窃盗品であるが故に被害者の懇請に依つて之を取戻したものであることは、記録各証拠に依つて明らかであり、

原判決も又之を認定しているのであるから、贓物運搬の罪は当然に否定されねばならない筈である。

而してこれが取戻しに関して対価の支払われたことや、一部の金員につき恐喝の存したことがあつたとしても、更には

「窃盗犯人のために右被害品の周旋をした観の著しいこと」（原判決の勝手の判断）

があつたとして、そしてそれが放置し難いものとするならば、あくまで贓物運搬以外の法条で処罰すべきであつて、窃盗被害品を被害者方に運搬した行為の法律判断とは全然無関係でなくてはならない。

第二点　原審判決は大審院判例（後記）に相反して贓物運搬の罪を認定した疑があるから、破棄されなければならない。

即ち賍物に関する罪は他人の不法に領得した物を運搬寄蔵等するに依つて、成立するものであることは異論のないところであるが、何れの場合に於ても賍物の占有を不法に取得し、以て所有者の物に対する追求権の実行を困難又は不能ならしめる場合に限り認められるべきものである。

然して被告人等の所為は前段申立てたる如く、追求権の実行を不能又は困難ならしめる為でわなく、逆に所有者の追求権を実現させる為になされたものであり、其の占有の取得も被害者の頼みに基ずき該物品が被害者の手許に回復されているので、何等の不法性がないにも拘らず原審判決は之に思を致さず、手早く賍物運搬の罪を認定したことは前記大審判例に反する判断であるから、破棄されねばならない。

引　用　判　例

㈠　最高裁判所昭和二十四年(れ)第一二四三号事件、同年十一月一日第三小法廷判決。

刑法が賍物に関する行為を犯罪として処罰するのは、其行為が其物に対する被害者の権利の実行を不能或は困難ならしめる為であるから……。

㈡　大審判大正十一年(れ)第九七七号、同年七月十二日第三刑事部判決（判例集一巻刑三九三頁）

……元来賍物に関する罪は他人の不法に領得したる物を運搬、寄蔵、牙保、故買又は收受するに依りて成立するものにして、何れの場合に於ても賍物の占有を不法に取得し、以て所有者の物に対する追求権の実行を困難ならしめるを本質とする……略

以　上

104

昭和二六年(あ)第一五八〇号

被告人　井上源蔵
同　井上正雄
同　中山武男

弁護人端元隆一の上告趣意

原審は被告人井上正雄、中山武男の控訴申立及検察官の被告人井上源蔵等に対する控訴申立に対し、原判示の如き認定の下に被告人中山武男及井上正雄の各控訴を棄却する。原判決中井上源蔵、井上正雄に関する部分を破棄する。被告人井上源蔵、同井上正雄を各懲役一年六ヶ月及罰金一万円に処する等の判決言渡をせられたが、該判決には左の如き憲法違反等の違法があり到底破棄を免れない。

第一点　憲法第三十一条には「何人も法律の定める手続によらなければ、その生命若くは自由を奪はれ又は其の他の刑罰を科せられない」同法第三十九条には「何人も実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については刑事上責任を問はれない、又同一犯罪について重ねて刑事上の責任を問はれない」と規定せられて居る。是等の規定は所謂罪刑法定主義、刑罰不遡及の原則を宣言したものと解するを相当とする。従つて犯罪時に於ける刑が裁判時に於ける刑より軽きときは、右憲法の解釈上軽き犯罪時の刑を以て処断すべきことは論なきところである。又刑法第六条にも「犯罪後の法律により刑の変更ありたるときは其の軽きを適用す」と明定して居るから、犯罪時の刑が裁判時の刑より軽きときは犯罪時の刑を以て処断すべきことは、右憲法第三十一条、第三十九条、刑法第六条の規定に依り明白である。従つて斯様な場合に裁判時の重き刑を以て処断した場合は、右憲法第三十一条、第三十九条、刑法第六条の規定に違反し人権を不当に侵害したものと謂わねばならない。

仍て原判決を観るに原判文中「(事実)一、被告人井上正雄、井上源蔵は共謀の上昭和二十四年一月下旬頃沢実が其の頃盗まれたミシン一台及甲皮約二十五足分を、これが右のような盗品である情を知りながら岐阜市此花町二丁目仲浦元信方から同市神室町二丁目沢敬一方迄運搬して賍物の運搬をなし」と認定し其の(法令の適用)に於て被告人等の右所為中、一の賍物運搬の点は行為時法に依れば刑法第二百五十六条第二項第六十条に、裁判時法に依れば刑法第二百五十六条第二項第六十条罰金等臨時措置法第二条、第三条に当り、右は犯罪後の法律によつて刑の変更のあつた場合にあたるので、刑法第六条、第十条によつて新旧両法を比照し其の軽い右行為時法の刑を適用し云々」と説示しておきながら被告人井上源蔵、井上正雄を各懲役一年六ケ月及罰金一万円に処して居ること原判文上明白である。然れ共井上正雄に付いては恐喝の原判示事実及昭和二十四年七月二十六日の原判示賍物故買の事実を認定せられて居るから、言源刑其の軽重はしばらくおき、法律上違法の問題は生じないが、被告人井上源蔵の関係に於ては右昭和二十四年一月下旬頃の賍物運搬が認定されて居るに過ぎない。而も刑法第二百五十六条第二項の法定刑は十年以下の懲役千円以下の罰金であることは同条の明定するところである。而して罰金等臨時措置法は昭和二十四年二月一日より施行せられて居ることは、同法の附則により明白である。然れば斯様な場合に於ては原判示に於て説明して居る如く被告人井上源蔵に対しては軽き行為時法の十年以下の懲役、千円以下の罰金の範囲内に於て処断すべきであるに拘らず、原審は被告人井上源蔵を懲役一年六月及罰金一万円に処断して居る。右は昭和二十四年一月三十一日迄は賍物罪の罰金刑は前記の如く千円以下であるのに、同年二月一日施行の罰金等臨時措置法を遡及して適用して居ると解するの外なし、然らば此の判決は被告人井上源蔵に関する限り冒頭説明の憲法第三十一条、第三十九条、刑法第六条に違反し不当に人権を侵害した不当違憲のものであるから絶対に破棄を免れないものと思料する。

第二点　原判決は大審院判例と相反する裁判である。

(一)「賍物に関する罪は他人の不法に領得したる物を運搬寄蔵牙保、故買又は収受するに因り成立するものにして、何れの場合に於ても賍物の占有を不法に取得し、以て所有者の物に対する追及権の実行を困難ならしむるを本質とす。大審院大正十一年(れ)第九七七号、同年七月十二日判決、大審院昭和十四年(れ)第九三〇号、同年十二月二十二日判決」

(二)「賍物故買罪は賍物の引渡を受けると同時に完成するものとなす以上、仮令其後に於て被害者が被告人の買得行為に承諾を与えたる事実ありとするも、之が為めに被告人の罪責上何等の消長を来すに足らざるものとす。大審院大正十三年(れ)第二二五〇号、大正十四年二月二十四日判決」

(三) 刑法第二百五十六条賍物に関する規定を制定した理由は、侵害せられた財産上の法益に対する被害者の回復権を保護する目的に出たこと、又其の罪質は賍物に対する被害者の返還請求権の行使を不能又は困難ならしむるを以て、其の行使を保護し容易ならしむるに在るものと解すべく、従つて賍物罪は賍物であることの情を知り乍ら之を運搬、寄蔵、故買、牙保又は収受することに因り成立する。果して然らば賍物運搬罪は他人が窃盗等に依つて奪取した物を其の情を知りながら之を運搬して、被害者の其の物に対する返還請求権を不能又は困難ならしむるに因つて成立することと勿論である。併しながら其の物が他人に窃取せられて賍物となつても被害者が之を回復するか、又は被害者に其の回復方を依頼せられた者が之を回復(当該物を回復し得ることは刑法第二百三十八条の解釈上許容せられる)した時に、其の瞬間に於て賍物たるの性質を失い其の後に於て之を運搬するも同罪を構成すべきものでないことは、右(一)、(二)の判例に依り明かに窺知し得るところである。

(四) 仍て本件に付之を観るに被告人井上正雄及被告人井上源蔵が原判示(一)のミシン機一台及甲皮二十五足分を運搬するに至つた事情は、昭和二十四年一月二十七日夜岐阜市本荘島田中町靴革製造販売業沢実方において、同人所有の製革用一八式ミシン機一台時価十二、三万円位及甲皮四十足分時価四万円位が盗難に罹りし為め、直ちに警察署に盗難届を

出すと共に八方捜査したが被害物件を発見するに至らず困惑の結果、被告人井上正雄も当時靴製造販売業を営み沢実方に甲皮の仕入に出入して居り、又被告人井上正雄と沢実とは六親等の親族に当り心易い間柄であるので、曾つて被告人井上正雄が沢実方に行きし時冗談話に泥棒の手口、方法、搬出方法、取戻方法を話し、若し盗難に遭つた時は自分に云うて呉れたら直ぐ被害品を取戻してやると放談したことを思い出し、其の協力を得んと決意し被害者沢実の実兄沢敬一及実の妻沢てる子は同日午後六時頃井上正雄方に赴き右盗難事情を告げ、其の取戻し方を依頼したので被告人井上正雄は沢実等の依頼に基き数日間に亘り其の被害物件の捜索奪還に付奔走し、或は岐阜駅の送荷に付、或は貨物自動車の積荷に付其の他荷物の運送機関に付捜し廻つたが見当らず困却の末、被告人井上源蔵（同人は窃盗前科六犯、賍物故買一犯を有し多くの窃盗前科者を知る）に右盗難事情を告げ、其の発見に応援を求めたところ気を付けておくとの返事であつた。其の後間もなく井上源蔵は本件窃盗本犯であると思われる朝鮮人数名が、本件被害物件の売買の話をして居るのを耳にしたので其の出所を糺したところ、沢実の盗難品であると推定せられたので之を井上正雄に連絡して共に交渉したところ、ミシン機一台を八万円なら売つてやると申したので被告人井上正雄は同月三十一日夜数度に亘り、被害者沢実及沢敬一等と連絡し其の事を告げ、金八万円を出金せばミシン機が取戻し得るか如何するかと折衝したところ沢実は被害ミシン機は使い馴れた品であり、他より買求めんとするも入手困難であり、之なくては仕事も出来ぬから被害物件を買戻すのに馬鹿らしいが止むを得ないから買戻して呉れと申し、盗難に罹つた甲皮が全部あれば更に金一万円出すが取敢えず八万円を渡すと云つた。被告人井上正雄は其の場で現金八万円を受取り沢敬一方を出て井上源蔵方に行き其の本犯の朝鮮人等に案内されて本件物件の隠匿場所仲浦元信方に赴き沢実の被害ミシン機であることを確めた上、其の現金八万円を支払いミシン機及甲皮二十五足分を被害者沢実の為めに受取り、被告人井上正雄及井上源蔵の両名は之を自転車に載せて原判示澤敬一方に運搬して被害者沢実

に手渡したのであつて、被告人等は其の依頼に基き右ミシン機一台及甲皮二十五足分を沢実の為めに回復した事実は、第一審判決挙示の沢実に対する司法巡査、検察事務官、検事の各供述調書被告人井上正雄に対する司法巡査、検察事務官及検事の各供述調書及第一審に於ける証人沢実、沢敬一、沢操、沢てる子の各証言調書、被告人井上源蔵の司法巡査、検察事務官に対する供述調書を綜合すれば容易に之を看取し得べし。

斯様な事情の下に被告人井上正雄及井上源蔵は、原判示(一)のミシン機一台及甲皮二十五足分を昭和二十五年一月三十一日夜仲浦元信方から沢敬一方迄運搬したのであつて、其の盗品である右物件は被告人井上正雄等が被害者沢実等の依頼に依り其の所在場所を突止め、沢実の十分なる諒解の下に同人から現金八万円を出金して之を其の窃盗本犯に手交して、右物件を沢実の為めに受取り之を沢敬一方に運送して被害者沢実に手渡したのであるから、沢実から云えば被害物件の奪還の自救行為であり、被告人井上源蔵、井上正雄から云えば右自救行為に協力したのである。従つて犯罪を構成しないこと第一審判決に示す通りである。又賍物に関する法律上の性質より観察すれば被告人井上正雄及井上源蔵は被害者沢実から其の被害物件の回復を委任せられ、之に基ずき同人等は沢実の為に窃盗本犯より之を回復したのであるから、之が回復の瞬間に於て賍物たるの性質を失つたものと云うべく、之を被害者方に運搬したとて賍物運搬罪を構成しないことは冒頭(一)乃至(三)の大審院判例及賍物罪に関する第二百五十六条の制定の精神に照し、一点の疑いの余地がなく此の点は当然無罪の言渡を為すべきである。

然るに原審は検察官の控訴趣意を理由ありとして第一審判決を破棄して有罪の言渡をしたのは判例違反であり、事実誤認である。其の破棄理由として原判決は「抑々賍物罪は前犯の領得を継受して、これに依つて被害者をして賍物の回復を不能又は一層困難ならしむることを特色として居り、賍物運搬罪は領得者の為に賍物の所在を移転することによつて成立するものと解するを正当とする。仍て本件に付之を観るに論旨摘録の各証拠並に其の外原審で取調べら

れた各証拠に依れば、被告人井上正雄は被害者より盗難に罹つたミシン、甲皮等の回復方を依頼せられ其の窃盗犯人と折衝してミシン甲皮を取戻して来たけれども、其の為めに被害者に窃盗犯人の要求する多額の金八万円を敢て出捐させた外に、尚本件被害品である甲皮に関し原判決第一の金一万円の恐喝の行われたこと、殊に井上源蔵が窃盗犯人と密接な交渉を持ち易い環境にあつて敢て警察力を無視し、右被害品の所在及窃盗犯人を探知しながら、被害者の為めに之を警察に通報する等その被害の正常な回復を図ることなく、進んで被害者をして警察署に連絡することを断念させさへしておつたこと、却つて寧ろ窃盗犯人の為めに右被害品の周旋をした観の著しいこと、其の他右被告人等が親分を持つているやくざで其の素行の修つていないこと等が認められ、被告人等殊に被告人井上正雄が被害者の為めに其の被害品の回復に付き善意誠実に協力したものとは到底認められなく、特に被告人井上正雄の司法巡査に対する第三回供述調書に於ける其の供述として、自分が右金一万円を沢に出させるに当り、どうしても甲皮を持つて来なければ一万円出して呉れないのなら俺は曩に渡したミシンをも持帰ると沢敬一に云つたら、同人も怒つて口論になり沢敬一が警察へ訴えると云つたので自分は火鉢にまたがつて顔色をかえ、貴様達がそんな気持でおるなら俺は殺さんが身内が大勢居るのでお前達の命を取つて仕舞うぞ」と申してやつた旨の記載に徴して見ても、右被告人等の本件賍物の運搬は被害者の為になしたものでなく、窃盗犯人の利益の為めに其の領得を継受して賍物の所在を移転したものであつて、之に依つて被害者をして賍物の正常なる無償返還請求権の行使に依る回復を全く困難ならしめたものであり、殊に甲皮に付ては右一万円と引換えることなしには被害者に之を全く手交しなかつたであろう事情も容易に之を看取することが出来るので、原判示のように右被告人等の右所為が被害者の自救行為に協力したもので其の違法性が阻却せられるものとは到底論ずることは出来ない。即ち被告人等の所為は明かに賍物運搬罪を構成しているのに拘らず、右説示のように無罪なりと断じた原判決には事実の誤認があつて、其の誤認が判決に影響を及ぼすこと明かであ

るから破棄を免れない」と判断した事原判文上明白である。

然れ共原判決の如く賍物罪の特色が前犯の領得を継受して、之に依つて被害者をして賍物の回復を不能又は一層困難ならしむるものであり、賍物運搬罪は領得者の為に賍物の所在を移転することに依つて成立すると説明して居るが、其の見解には異論はないが本件ミシン機等の運搬は前示説明の如く被害者の為に受取り、之を被害者の許に運搬したのであるから其の回復を確実にしたものであつて、何等之が回復を困難ならしめた事実は全然ないから原判示は誤解も甚しいと謂わねばならない。殊に原判示に依るも被告人井上正雄等が被害者より盗難に罹つた甲皮等の回復方を依頼せられ、之を取戻して来た事を認めて居るのである。其の為め被害者に金八万円を出捐させたのは不当だから賍物運搬罪が成立すると謂うて居るが、其の金八万円を沢実が出捐したのは前記説明の如く沢実が十分納得の上、之を出さねばミシン機が回復出来なかつたので任意に出金したのであつて被告人が強制的に出させたのではない。被告人は話を取次いだに過ぎない、何等の利益も得て居らない、其の話が纏らねば手を引く丈の事であつたのである。又原判示に依れば甲皮に関し金一万円を恐喝した事情を説明して之あるが故に賍物性を失わないと説明して居るが、金一万円の授受が仮りに恐喝罪を構成するとするも、夫れは被告人等が沢実から現金八万円を預り窃盗本犯の許に行き、ミシン機を八万円出して受取りたるも其の場に甲皮二十五足分時価二万五千円相当のものがあつたので、被告人等は之をも一緒に受取らんと交渉したところ更に金一万円を出さねばどうしても渡して呉れぬので、被告人等は止むなく金一万円を立替えて出金し其の時価二万五千円の甲皮二十五足分を受取り、沢実に手交して利益を図つたところ同人は甲皮は四十五足分ある筈なのに二十五足分では不足するから金一万円は払えぬと拒んだので、被告人井上正雄は井上源蔵に金一万円を立替えて貰つて居り、之を受取ることが出来ぬときは源蔵に同額の損害を与える結果となる為め、親切が無視せられ立腹の余り原判示の如く心にもなき強い言葉を用いて之を回収した実情であつて、此の事実が

あるの故を以て本件物件の運搬が賍物運搬罪を構成すると解するのは、本末顚倒の譏を免れない誤認も甚だしい。叙上の次第であるから原判決の賍物運搬に関する判断は、刑法第二百五十六条の解釈を誤り冒頭記載の判例に違背し事実誤認に陥り第一審判決の如く無罪の言渡を為すべき事実に対し有罪の言渡を為したもので、到底破棄を免れない。

第三点　原判決の量刑は甚しく苛酷で正義に反する。

仮に第一点及第二点の趣意理由なしとするも被告人井上源蔵、井上正雄に対し各懲役一年六月及罰金一万円に処したのは不当である。其の科刑が不当である理由は叙上第一点及第二点に於て述べた通りの犯情であつて、寔に同情するに足る。殊に被告人井上正雄に対しては右の外弁護人端元隆一の提出に係る控訴趣意書第四点に於て詳細上申した犯罪前の経歴、犯情、犯罪後の事情を参酌せば、被告人井上正雄に対しては当然執行猶予の言渡を為さるべきであるのに之を為さない原判決は不当である。

又被告人中山武男に対し、原審が懲役六月及罰金三千円の判決言渡を為された第一審判決を維持せられたのも不当の判決である。

其の不当な理由は軽護人端元隆一が原審に提出した控訴趣意書第五点に於て詳細上申した通りであつて、之に依れば被告人中山武男に対しては第一審判決を破棄して当然執行猶予の言渡を為すべきに拘らず、之を為さざりし原判決は著しく不当と謂わねばならない。

第四点　之を要するに原判決は第一点に於て詳述の如く憲法に違反し刑法に違反した判決にして、第二点に於て上申の如く判例に違反し第三点に於て上申の如く量刑著しく不当であるから、原判決は当然破棄せられるものと思料する。原判決を破棄しなければ著しく正義に反すること極めて明白である。従つて原判決は絶対に破棄を免れないものと確信する。

以　上

昭和二六年(あ)第一五八〇号

判　決

本籍並住居　岐阜市長良校前町三丁目一番地

喫茶店業

井　上　源　蔵

明治四四年二月二五日生

右に対する賍物運搬被告事件について昭和二五年一一月二九日名古屋高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

原判決中被告人に関する部分を破棄する。

被告人を懲役一年六月及び罰金一千円に処する。

右罰金を完納することができないときは金五十円を一日に換算した期間被告人を労役場に留置する。

理　由

弁護人内田八三郎、同横地秋二の上告趣意第二点について。

しかし、原判決は、結局証拠に基き被告人並びに原審相被告人井上正雄の本件賍物の運搬は、被害者のためになしたものではなく、窃盗犯人の利益のためにその領得を継受して賍物の所在を移転したものであつて、これによつて被害者をして該賍物の正常なる回復を全く困難ならしめたものであると認定判示して賍物運搬罪の成立を肯定したものであるから、何等所論判例と相反する判断をしていない。されば、所論は、いずれも原判決の認定と異つた事実関係を前提とするものであつ

七月一〇日判決　昭和二六年(あ)第一五八〇号

て、その前提を欠き刑訴四〇五条の適法な上告理由として採用し難い。

弁護人端元隆一の上告趣意第一点について。

原判決が被告人井上源蔵に対し昭和二四年一月下旬頃原判示一の賍物運搬の事実を認定し、これに対し、行為時法たる刑法二五六条二項、六〇条、裁判時法たる同法二五六条二項、六〇条、罰金等臨時措置法二条、三条にあたるところ右は犯罪後の法律によつて刑の変更のあつた場合にあたるので刑法六条、一〇条によつて新旧両法を比照しその軽い行為時法の刑を適用すると説明しながら、罰金一万円に処した点には誤りがある。けだし、軽い行為時法たる刑法二五六条二項の法定刑は十年以下の懲役及び千円以下の罰金であるからである。かように原判決には法の適用を誤つた違法があつて、これを破棄しなければ著しく正義に反するものといわざるを得ない。

よつて、刑訴四一一条一号により原判決中被告人に関する部分を破棄し、同四一三条但書により被告事件につき直ちに判決することができるものと認めるから、同弁護人の量刑に関する論旨第三点に対する判断を省略し、原判決の確定した判示一の事実に対し法令を適用するに、被告人井上源蔵の判示行為は、行為時法によれば刑法六〇条、二五六条二項に、裁判時法によれば同法六〇条、二五六条二項、罰金等臨時措置法二条、三条に該当するところ、右は犯罪後の法律に因り刑の変更あつたときにあたるものと解されるから、刑法六条、一〇条により新旧両法を比照しその軽い行為時法の刑を適用し、その所定の刑期及び金額の範囲内で被告人を懲役一年六月及び罰金一千円に処し、刑法一八条により罰金を完納することができないときは金五〇円を一日に換算した期間被告人を労役場に留置すべきものとし、主文のとおり判決する。

この判決は裁判官全員一致の意見である。

検察官　福原忠男関与

昭和二七年七月一〇日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官　斎藤悠輔

裁判官　沢田竹治郎

裁判官　真野毅

裁判官　岩松三郎

昭和二六年(あ)第一五八〇号

被告人　井上正雄
同　井上源藏

弁護人内田八三郎、横地秋二の上告趣意

第一点　原判決は最高裁判所の判例と相反する判断を下したと認められるから破毀されねばならない。

(1)　原判決は被告人井上源藏、同井上正雄を贓物運搬の罪に問擬し

「抑々贓物罪は前犯の領得を継受してこれによつて、被害者を贓物の回復を不能又は一層困難ならしめることを以て特色としており、贓物運搬罪は領得者のために贓物の所在を移転することによつて成立するものと解するを正当とする」

と正当に贓物罪の立法理由を説示しながら

「前略……被害者から盗難に罹つたミシン、甲皮等の回復方を依頼せられ、その窃盗犯人と折衝してミシン及甲皮を取戻して来たけれども、その為に被害者に窃盗犯人の要求する多額の金八万円を敢て出捐させた外、尚本件被害品である右甲皮に関し原判示第一の金一万円の恐喝の行われたこと……井上源藏が窃盗犯人と密接な交渉を持ち易い環境にあつて敢えて警察力を無視し……後略」

と説き贓物罪の本質に関して自ら説示した冒頭掲記の立法理由を逸脱して、自ら矛盾して後記最高裁判所昭和二十四年(れ)第一二四三号、同年十一月一日、第三小法廷判決と相反する決論に陥つたものと言わねばならぬ。

即ち井上正雄、井上源藏の運搬行為は、これが窃盗に係る物品に関することを了知したことは当然であり、否被害者の窃盗品であるが故に被害者の懇請に依つて之を取戻したものであることは、記録各証拠に依つて明らかであり、

原判決も又之を認定しているのであるから、贓物運搬の罪は当然に否定されねばならない筈である。

而してこれが取戻しに関して対価の支払われたことや、一部の金員につき恐喝の存したことがあつたとしても、更には

「窃盗犯人のために右被害品の周旋をした観の著しいこと」（原判決の勝手の判断）

があつたとして、そしてそれが放置し難いものとするならば、あくまで贓物運搬以外の法条で処罰すべきであつて、窃盗被害品を被害者方に運搬した行為の法律判断とは全然無関係でなくてはならない。

第二点　原審判決は大審院判例（後記）に相反して贓物運搬の罪を認定した疑があるから、破棄されなければならない。

即ち賍物に関する罪は他人の不法に領得した物を運搬寄蔵等するに依つて、成立するものであることは異論のないところであるが、何れの場合に於ても賍物の占有を不法に取得し、以て所有者の物に対する追求権の実行を困難又は不能ならしめる場合に限り認められるべきものである。

然して被告人等の所為は前段申立てたる如く、追求権の実行を不能又は困難ならしめる為でわなく、逆に所有者の追求権を実現させる為になされたものであり、其の占有の取得も被害者の頼みに基ずき該物品が被害者の手許に回復されているので、何等の不法性がないにも拘らず原審判決は之に思を致さず、手早く賍物運搬の罪を認定したことは前記大審判例に反する判断であるから、破棄されねばならない。

引　用　判　例

(一)　最高裁判所昭和二十四年(れ)第一二四三号事件、同年十一月一日第三小法廷判決。

刑法が賍物に関する行為を犯罪として処罰するのは、其行為が其物に対する被害者の権利の実行を不能或は困難ならしめる為であるから……。

(二)　大審判大正十一年(れ)第九七七号、同年七月十二日第三刑事部判決（判例集一巻刑三九三頁）

……元来賍物に関する罪は他人の不法に領得したる物を運搬、寄蔵、牙保、故買又は収受するに依りて成立するものにして、何れの場合に於ても賍物の占有を不法に取得し、以て所有者の物に対する追求権の実行を困難ならしめるを本質とする……略

以　上

昭和二六年(あ)第一五八〇号

被告人　井上源藏
同　同　井上正雄
同　中山武男

弁護人端元隆一の上告趣意

原審は被告人井上正雄、中山武男の控訴申立及検察官の被告人井上源藏等に対する控訴申立に対し、原判示の如き認定の下に被告人中山武男及井上正雄の各控訴を棄却する。原判決中井上源藏、井上正雄に関する部分を破棄する。被告人井上源藏、同井上正雄を各懲役一年六ヶ月及罰金一万円に処する等の判決言渡をせられたが、該判決には左の如き憲法違反等の違法があり到底破棄を免れない。

第一点　憲法第三十一条には「何人も法律の定める手続によらなければ、その生命若くは自由を奪はれ又は其の他の刑罰を科せられない」同法第三十九条には「何人も実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については刑事上責任を問はれない、又同一犯罪について重ねて刑事上の責任を問はれない」と規定せられて居る。是等の規定は所謂罪刑法定主義、刑罰不遡及の原則を宣言したものと解するを相当とする。従つて犯罪時に於ける刑が裁判時に於ける刑より軽きときは、右憲法の解釈上軽き犯罪時の刑を以て処断すべきことは論なきところである。又刑法第六条にも「犯罪後の法律により刑の変更ありたるときは其の軽きを適用す」と明定して居るから、犯罪時の刑が裁判時の刑より軽きときは犯罪時の刑を以て処断すべきことは、右憲法第三十一条、第三十九条、刑法第六条の規定に依り明白である。従つて斯様な場合に裁判時の重き刑を以て処断した場合は、右憲法第三十一条、第三十九条、刑法第六条の規定に違反し人権を不当に侵害したものと謂わねばならない。

仍て原判決を觀るに原判文中「(事実)一、被告人井上正雄、井上源藏は共謀の上昭和二十四年一月下旬頃沢実が其の頃盗まれたミシン一台及甲皮約二十五足分を、これが右のような盗品である情を知りながら岐阜市此花町二丁目仲浦元信方から同市神室町二丁目沢敬一方迄運搬して賍物の運搬をなし」と認定し其の(法令の適用)に於て被告人等の右所為中、一の賍物運搬の点は行為時法に依れば刑法第二百五十六条第二項第六十条に、裁判時法に依れば刑法第二百五十六条第二項第六十条罰金等臨時措置法第二条、第三条に当り、右は犯罪後の法律によつて刑の変更のあつた場合にあたるので、刑法第六条、第十条によつて新旧両法を比照し其の軽い右行為時法の刑を適用し云々」と説示しておきながら被告人井上源藏、井上正雄を各懲役一年六ヶ月及罰金一万円に処して居ること原判文上明白である。然れ共井上正雄に付いては恐喝の原判示事実及昭和二十四年七月二十六日の原判示賍物故買の事実を認定せられて居るから、言渡刑其の軽重はしばらくおき、法律上違法の問題は生じないが、被告人井上源藏の関係に於ては右昭和二十四年一月下旬頃の賍物運搬が認定されて居るに過ぎない。而も刑法第二百五十六条第二項の法定刑は十年以下の懲役千円以下の罰金であることは同条の明定するところである。而して罰金等臨時措置法は昭和二十四年二月一日より施行せられて居ることは、同法の附則により明白である。然れば斯様な場合に於ては原判示に於て説明して居る如く被告人井上源藏に対しては軽き行為時法の十年以下の懲役、千円以下の罰金の範囲内に於て処断すべきであるに拘らず、原審は被告人井上源藏を懲役一年六月及罰金一万円に処断して居る。右は昭和二十四年一月三十一日迄は賍物罪の罰金刑は前記の如く千円以下であるのに、同年二月一日施行の罰金等臨時措置法を遡及して適用して居ると解するの外なし、然らば此の判決は被告人井上源藏に関する限り冒頭説明の憲法第三十一条、第三十九条、刑法第六条に違反し不当に人権を侵害した不当違憲のものであるから絶対に破棄を免れないものと思料する。

第二点　原判決は大審院判例と相反する裁判である。

(一)「賍物に関する罪は他人の不法に領得したる物を運搬寄藏牙保、故買又は収受するに因り成立するものにして、何れの場合に於ても賍物の占有を不法に取得し、以て所有者の物に対する追及権の実行を困難ならしむるを本質とす。大審院大正十一年(れ)第九七七号、同年七月十二日判決、大審院昭和十四年(れ)第九三〇号、同年十二月二十二日判決」

(二)「賍物故買罪は賍物の引渡を受けると同時に完成するものとなす以上、仮令其後に於て被害者が被告人の買得行為に承諾を与えたる事実ありとするも、之が為めに被告人の罪責上何等の消長を来すに足らざるものとす。大審院大正十三年(れ)第二二五〇号、大正十四年二月二十四日判決」

(三)　刑法第二百五十六条賍物に関する規定を制定した理由は、侵害せられた財産上の法益に対する被害者の回復権を保護する目的に出たこと、又其の罪質は賍物に対する被害者の返還請求権の行使を不能又は困難ならしむるを以て、其の行使を保護し容易ならしむるに在るものと解すべく、従つて賍物罪は賍物であることの情を知り乍ら之を運搬、寄藏、故買、牙保又は収受することに因り成立する。果して然らば賍物運搬罪は他人が窃盗等に依つて奪取した物を其の情を知りながら之を運搬して、被害者の其の物に対する返還請求権を不能又は困難ならしむるに因つて成立することは勿論である。併しながら其の物が他人に窃取せられて賍物となつても被害者が之を回復するか、又は被害者に其の回復方を依頼せられた者が之を回復(当該物を回復し得ることは刑法第二百三十八条の解釈上許容せられる)した時に、其の瞬間に於て賍物たるの性質を失い其の後に於て之を運搬するも同罪を構成すべきものでないことは、右(一)、(二)の判例に依り明かに窺知し得るところである。

(四)　仍て本件に付之を觀るに被告人井上正雄及被告人井上源藏が原判示(一)のミシン機一台及甲皮二十五足分を運搬するに至つた事情は、昭和二十四年一月二十七日夜岐阜市本荘島田中町靴革製造販売業沢実方において、同人所有の製革用一八式ミシン機一台時価十二、三万円位及甲皮四十足分時価四万円位が盗難に罹りし為め、直ちに警察署に盗難届を

出すと共に八方捜査したが被害物件を発見するに至らず困惑の結果、被告人井上正雄も当時靴製造販売業を営み沢実方に甲皮の仕入に出入して居り、又被告人井上正雄と沢実とは六親等の親族に当り心易い間柄であるので、曾つて被告人井上正雄が沢実方に行きし時冗談話に泥棒の手口、方法、搬出方法、取戻方法を話し、若し盗難に遭つた時は自分に云うて呉れたら直ぐ被害品を取戻してやると放談したことを思い出し、其の協力を得んと決意し被害者沢実の実兄沢敬一及実の妻沢てる子は同日午後六時頃井上正雄方に赴き右盗難事情を告げ、其の取戻し方を依頼したので被告人井上正雄は沢実等の依頼に基き数日間に亘り其の被害物件の捜索奪還に付奔走し、或は岐阜駅の送荷に付、或は貨物自動車の積荷に付其の他荷物の運送機関に付捜し廻つたが見当らず困却の末、被告人井上源藏（同人は窃盗前科六犯、賍物故買一犯を有し多くの窃盗前科者を知る）に右盗難事情を告げ、其の発見に応援を求めたところ気を付けておくとの返事であつた。其の後間もなく井上源藏は本件窃盗本犯であると思われる朝鮮人数名が、本件被害物件の売買の話をして居るのを耳にしたので其の出所を糺したところ、沢実の盗難品であると推定せられたので之を井上正雄に連絡して共に交渉したところ、ミシン機一台を八万円なら売つてやると申したので被告人井上正雄は同月三十一日夜数度に亘り、被害者沢実及沢敬一等と連絡し其の事を告げ、金八万円を出金せばミシン機が取戻し得るか如何するかと折衝したところ沢実は被害ミシン機は使い馴れた品であり、他より買求めんとするも入手困難であり、之なくては仕事も出来ぬから被害物件を買戻すのに馬鹿らしいが止むを得ないから買戻して呉れと申し、盗難に罹つた甲皮が全部あれば更に金一万円出すが取敢えず八万円を渡すと云つた。被告人井上正雄は其の場で現金八万円を受取り沢敬一方を出て井上源藏方に行き其の協力を求め、相携えて其の本犯の朝鮮人等に案内されて本件物件の隠匿場所仲浦元信方に赴き沢実の被害ミシン機であることを確めた上、其の現金八万円を支払いミシン機及甲皮二十五足分を被害者沢実の為めに受取り、被告人井上正雄及井上源藏の両名は之を自転車に載せて原判示沢敬一方に運搬して被害者沢実

に手渡したのであつて、被告人等は其の依頼に基き右ミシン機一台及甲皮二十五足分を沢実の為めに回復した事実は、第一審判決挙示の沢実に対する司法巡査、検察事務官、検事の各供述調書被告人井上正雄に対する司法巡査、検察事務官及検事の各供述調書及第一審に於ける証人沢実、沢敬一、沢操、沢てる子の各証言調書、被告人井上源藏の司法巡査、検察事務官に対する供述調書を綜合すれば容易に之を看取し得べし。

斯様な事情の下に被告人井上正雄及井上源藏は、原判示(一)のミシン機一台及甲皮二十五足分を昭和二十五年一月三十一日夜仲浦元信方から沢敬一方迄運搬したのであつて、其の盗品である右物件は被告人井上正雄等が被害者沢実等の依頼に依り其の所在場所を突止め、沢実の十分なる諒解の下に同人から現金八万円を出金して之を其の窃盗本犯に手交して、右物件を沢実の為めに受取り之を沢敬一方に運送して被害者沢実に手渡したのであるから、沢実から云えば被害物件の奪還の自救行為であり、被告人井上源藏、井上正雄から云えば右自救行為に協力したのである。従つて犯罪を構成しないこと第一審判決に示す通りである。又賍物に関する法律上の性質より観察すれば被告人井上正雄及井上源藏は被害者沢実から其の被害物件の回復を委任せられ、之に基ずき同人等は沢実の為に窃盗本犯より之を回復したのであるから、之が回復の瞬間に於て賍物たるの性質を失つたものと云うべく、之を被害者方に運搬したとて賍物運搬罪を構成しないことは冒頭(一)乃至(三)の大審院判例及賍物罪に関する第二百五十六条の制定の精神に照し、一点の疑いの余地がなく此の点は当然無罪の言渡を為すべきである。

然るに原審は検察官の控訴趣意を理由ありとして第一審判決を破棄して有罪の言渡をしたのは判例違反であり、事実誤認である。其の破棄理由として原判決は「抑々賍物罪は前犯の領得を継受して、これに依つて被害者をして賍物の回復を不能又は一層困難ならしむることを特色として居り、賍物運搬罪は領得者の為に賍物の所在を移転することによつて成立するものと解するを正当とする。仍て本件に付之を観るに論旨摘録の各証拠並に其の外原審で取調べら

れた各証拠に依れば、被告人井上正雄は被害者より盗難に罹つたミシン、甲皮等の回復方を依頼せられ其の窃盗犯人と折衝してミシン甲皮を取戻して来たけれども、其の為めに被害者に窃盗犯人の要求する多額の金八万円を敢て出捐させた外に、尚本件被害品である甲皮に関し原判決第一の金一万円の恐喝の行われたこと、殊に井上源藏が窃盗犯人と密接な交渉を持ち易い環境にあつて敢て警察力を無視し、右被害品の所在及窃盗犯人を探知しながら、被害者の為めに之を警察に通報する等その被害の正常な回復を図ることなく、進んで被害者をして警察署に連絡することを断念させさへしておつたこと、却つて寧ろ窃盗犯人の為めに右被害品の周旋をした観の著しいこと、其の他右被告人等が親分を持つているやくざで其の素行の修つていないこと等が認められ、被告人等殊に被告人井上正雄が被害者の為めに其の被害品の回復に付き善意誠実に協力したものとは到底認められなく、特に被告人井上正雄の司法巡査に対する第三回供述調書に於ける其の供述として、自分が右金一万円を沢に出させるに当り、どうしても甲皮を持つて来なければ一万円出して呉れないのなら俺は曩に渡したミシンをも持帰ると沢敬一に云つたら、同人も怒つて口論になり沢敬一が警察へ訴えると云つたので自分は火鉢にまたがつて顔色をかえ、貴様達がそんな気持でおるなら俺は殺さんが身内が大勢居るのでお前達の命を取つて仕舞うぞ」と申してやつた旨の記載に徴して見ても、右被告人等の本件賍物の運搬は被害者の為になしたものでなく、窃盗犯人の利益の為めに其の領得を継受して賍物の所在を移転したものであつて、之に依つて被害者をして賍物の正常なる無償返還請求権の行使に依る回復を全く困難ならしめたものであり、殊に甲皮に付ては右一万円と引換えることなしには被害者に之を全く手交しなかつたであろう事情も容易に之を看取することが出来るので、原判示のように右被告人等の右所為が被害者の自救行為に協力したもので其の違法性が阻却せられるものとは到底論ずることは出来ない。即ち被告人等の所為は明かに賍物運搬罪を構成しているのに拘らず、右説示のように無罪なりと断じた原判決には事実の誤認があつて、其の誤認が判決に影響を及ぼすこと明かであ

るから破棄を免れない」と判断した事原判文上明白である。

然れ共原判決の如く賍物罪の特色が前犯の領得を継受して、之に依つて被害者をして賍物の回復を不能又は一層困難ならしむるものであり、賍物運搬罪は領得者の為に賍物の所在を移転することに依つて成立すると説明して居るが、其の見解には異論はないが本件ミシン機等の運搬は前示説明の如く被害者の為に受取り、之を被害者の許に運搬したのであるから其の回復を確実にしたものであつて、何等之が回復を困難ならしめた事実は全然ないから原判示は誤解も甚しいと謂わねばならない。殊に原判示に依るも被告人井上正雄等が被害者より盗難に罹つた甲皮等の回復方を依頼せられ、之を取戻して来た事を認めて居るのである。其の為め被害者に金八万円を出捐させたのは不当だから賍物運搬罪が成立すると謂うて居るが、其の金八万円を沢実が出捐したのは前記説明の如く沢実が十分納得の上、之を出さねばミシン機が回復出来なかつたので任意に出金したのであつて被告人が強制的に出させたのではない。被告人は話を取次いだに過ぎない、何等の利益も得て居らない、其の話が纏らねば手を引く丈の事であつたのである。又原判示に依れば甲皮に関し金一万円を恐喝した事情を説明して之あるが故に賍物性を失わないと説明して居るが、金一万円の授受が仮りに恐喝罪を構成するとするも、夫れは被告人等が沢実から現金八万円を預り窃盗本犯の許に行き、ミシン機を八万円出して受取りたるも其の場に甲皮二十五足分時価二万五千円相当のものがあつたので、被告人等は止むなく之をも一緒に受取らんと交渉したところ更に金一万円を出さねばどうしても渡して呉れぬので、被告人等は止むなく金一万円を立替えて出金し其の時価二万五千円の甲皮二十五足分を受取り、沢実に手交して利益を図つたところ同人は甲皮は四十五足分ある筈なのに二十五足分では不足するから金一万円は払えぬと拒んだので、被告人井上正雄は井上源藏に金一万円を立替えて貰つて居り、之を受取ることが出来ぬときは源藏に同額の損害を与える結果となる為め、親切が無視せられ立腹の余り原判示の如く心にもなき強い言葉を用いて之を回収した実情であつて、此の事実が

あるの故を以て本件物件の運搬が賍物運搬罪を構成すると解するのは、本末顚倒の譏を免れない誤謬も甚だしい。叙上の次第であるから原判決の賍物運搬に関する判断は、刑法第二百五十六条の解釈を誤り冒頭記載の判例に違背し事実誤認に陥り第一審判決の如く無罪の言渡を為すべき事実に対し有罪の言渡を為したもので、到底破棄を免れない。

第三点　原判決の量刑は甚しく苛酷で正義に反する。

仮に第一点及第二点の趣意理由なしとするも被告人井上源蔵、井上正雄に対し各懲役一年六月及罰金一万円に処したのは不当である。其の科刑が不当である理由は叙上第一点及第二点に於て述べた通りの犯情であつて、寔に同情するに足る。殊に被告人井上正雄に対しては右の外弁護人端元隆一の提出に係る控訴趣意書第四点に於て詳細上申した犯罪前の経歴、犯情、犯罪後の事情を参酌せば、被告人井上正雄に対しては当然執行猶予の言渡を為さるべきであるのに之を為さない原判決は不当である。

又被告人中山武男に対し、原審が懲役六月及罰金三千円の判決言渡を為された第一審判決を維持せられたのも不当の判決である。

其の不当な理由は弁護人端元隆一が原審に提出した控訴趣意書第五点に於て詳細上申した通りであつて、之に依れば被告人中山武男に対しては第一審判決を破棄して当然執行猶予の言渡を為すべきに拘らず、之を為さざりし原判決は著しく不当と謂わねばならない。

第四点　之を要するに原判決は第一点に於て詳述の如く憲法に違反し刑法に違反した判決にして、第二点に於て上申の如く判例に違反し第三点に於て上申の如く量刑著しく不当であるから、原判決は当然破棄せられるものと思料する。原判決を破棄しなければ著しく正義に反すること極めて明白である。従つて原判決は絶対に破棄を免れないものと確信する。

以　上

昭和二七年(あ)第六一四号

決　定

本　籍　千葉県香取郡笹川町須賀山二一〇七番地

住　居　不　定（東京拘置所在所）

無　職

高　木　正　一

大正一二年九月三〇日生

右の者に対する強盗殺人、加重逃走被告事件について昭和二六年一〇月二日東京高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理　由

弁護人の上告趣意について。

論旨第一点は原審で主張も判断もなされていないところであるばかりでなく、所論調書の被告人の供述に所論摘示のような用語がつかわれているということがあるからといつて、その供述が任意になされたものでないとは即断できないし、原判決の是認した第一審が所論調書中の記載の他に証人平山要吉、同加瀬ナッ、同高安昇の公判調書中各記載司法警察員作成の検証調書中の記載、医師春日正信作成の各鑑定書をも証拠として、判示事実を認定していることは判文上明らかなところで

七月一〇日決定　　昭和二七年(あ)第六一四号

あるから、憲法三八条二、三項違反の各主張はいずれもその前提を欠き採るをえない。また論旨第二点は単なる事実誤認の主張であつて、いずれも刑訴四〇五条に定める上告の理由にあたらない。

被告人の上告趣意について。

論旨に縷述するところは結局事実誤認の主張に帰するので刑訴四〇五条に定める上告の理由に当らない。

そして記録を精査するも本件には刑訴四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号、一八一条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二七年七月一〇日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官　沢田竹治郎

裁判官　真野毅

裁判官　斎藤悠輔

裁判官　岩松三郎

弁護人長島忠信の上告趣意

第一点　原判決は被告人の唯一の自白を基として罪となるべき事実を死刑に処したる違法がある。即ち原判決中被告人は昭和二十五年二月十九日午前一時頃金員に窮したる結果、窃盗の目的を以つて予ねて顔見知りである茨城県鹿島郡軽野村大字知手一〇〇四番地澱粉製造業平山要吉方居宅前に至り、諸錠等を物色したるも見当らず、偶々同家物置内のハンマー（昭和二十五年押第七七号の三）を見付けるや家人に発見せらるゝに於ては之を殺害の上金品を強奪せん事を決意し、右ハンマーを携行し、同居宅内に押入つた処、表八畳の間に於て就寝中の同人の実母ちよ（五十六年）が目を覚した気配あるや右ハンマーにてちよの前額部を殴打して殺害し、次で奥六畳の間に就寝中の妻きよ（二十五年）が目を覚し泣き出すや、之するや同ハンマーにてその頭部を殴打し頻死重傷を負わしめ、更にその傍の長女静子（一年）が目を覚し泣き出すや、之をも右ハンマーにてその頭部を殴打して殺害したる上、同居宅内を物色し右要吉所有の現金二十八万円及び衣類三点（同押号の六、七、八）を強取し、右妻きよをしてその後三日にして死亡せしめたる」旨判示して居るが、右は著しい事実の誤認でこの判決により被告人を死刑に処して居るのであるが、全記録を通じて精査すれば被告人が前記所為に出たことは到底之を認むべき確証がない。なる程被告人に対する司法警察官作成の供述調書に依れば、或る程度被告人が前記犯行をなしたるが如き嫌疑はあるけれども右調書には自由性全くなく措信し難い事は一例を挙げれば記録第六百六十四丁に「（被害者が）目を覚ましたら打叩いて殺して了うと殺意をなし云々」というように普通人が殺意等という言葉を使う筈もないのに、如何にも被告人が自由意思で供述したかの如く作為された形跡顕著である。斯くの如く不自然の自供調書なるものを強いて任意性を認め尚情況証拠として、証人平山要吉、同加瀬なつ等の供述を引用して居るが、同人等の供述は犯罪の

遠因を停したるに止り、罪体に影響を及ぼすべき情況証拠ではないのである。結局は被告人が昼夜に亘る司法警察員の苛烈なる取調（昭和二十六年三月五日第十回公判調書中海老沢平の証言に於て記録第七百八十六丁十二行目以下

問　調べについては、本人が自ら進んでした話よつて傍証を固めたのですか。

答　そうです、すべて本人の任意の自供に基いてやつたのです。

問　調べはいつやりましたか。

答　殆んど昼間やりました、深夜までには至りませんが夜分に至つたこともあります。

というのに対し記録第七百八十八丁裏十行目より、被告人は裁判長に告げて証人に対し、

問　取調べは昼間だけやつて夜はやらないというが飯田主任が夜何時まで調べたか知つていますか。

答　昼間だけでは終らないで夜間に至つたこともありますが、十時、十一時になつたことはありません。

問　夜の看守の交替は何時ですか。

答　一時です。

問　その項まで調べたのではないですか。

答　毎日ついていないから判りません。

（以下七百九十丁迄参照）

にあつて、意識朦朧の中に供述したる調書を唯一の証拠として有罪判決を下したもので結局は憲法第三十八条、第三項に所謂「自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合に於て刑罰を科せられたることに該当し憲法違反の疑があるからこの意味に於ても原判決は破棄を免れないと思う。

第二点　原判決は著しい事実の誤認でこれを破棄しなければ正義に反すると思われる。

被告人は司法警察官に対し支離滅裂の自供をしたが、それ以後は徹頭徹尾事実を否認して居り、記録上これを認むべき確認というものは全くないのである。然も判決は被告人が前記平山きよ、同静子を殺害し平山きよに頻死の重傷を負わしめたる兇器としてハンマー一箇。火箸一本を使用したと認定して居るが、原審の鑑定書によるも前記ハンマーは血液らしいものが附着して居るというに止つて被害者の血型等が確認されては居ないのである。検証の結果に徴しても被害者は右兇器を以て頭骸骨を粉砕されて居るのであるから該兇器にも当然夥しい血液が附着しておらなければならない筈である。この点につき控訴審判決は証人石津喜代松の供述に「その頭の鉄の方は土の中に入つて居たのでハンマーを投げた様になつて居たというのであるから一たん同ハンマーに附着した血液が失われる可能性は大きい」等と言つて居るのは果して法医学上肯綮に値する論議であろうか、最近の法医学の進歩を以てすれば洗い落された血痕でも特殊の薬品の撒布によつて充分にその痕跡を顕現し得るではないか、然るに鑑識課長作成の鑑識結果にはハンマーから血液らしいもの微量が検出されたに止るという事は偶々以て右ハンマーが犯行に使用されたものではないということの確証となるではないか、他方又前記火箸の一件にしても原判決が有罪認定の金科玉条とせる被告人の自供調書（記録第六百六十七丁）によれば、被害者の座敷の炉の脇に置いてあるとはいえ、原審検証調書や証人平山要吉らの証言によつても被害場所には断じて炉もなければ火鉢もなかつたのである。従つて、被告人の右自供も全く根拠のないもので事実認定とはなり得ない筋合である。控訴審判決（記録第九百三十九丁）は「被告人が本件犯行当時現場に居なかつたという事実は到底これを認められない」と言つて居るのは被告人が現場に居たという原告検事の挙証責任を看過し徒らに被告人をのみ責むるに急なるものと言わざるを得ない。

その他全記録を精査するも被告人が本件重罪犯を敢行したと認むべな確証はないのに原判決が被告人を有罪としたのは強盗殺人に関する限り如何に考えても重大なる事実の誤認でかゝる判決は断じて、これを破棄しなければ全く正義に反す

ると思われるから刑事訴訟法第四百十一条第三号によつて破棄を求める次第である。

四

以上

昭和二七年(あ)第六一四号

被告人　高木正一

被告人の上告趣意

私は強盗殺人等被告事件に依り昭和二十六年十月二日、東京高等裁判所に於て死刑の判決を受けましたが、強盗殺人に対しましては事実無根でありますため不服につき、同年十月五日附を以て上告申立致しました者でありますが、左記に趣意書を記述して提出致します。

何卒格別の御詮議をもちまして、精緻の御審理くだされます様懇願申上げます。

只今より本件に係る私の真相について、複雑的でありますため其の顛末を申上げます。

起訴状記載の公訴事実。

被告人は、金品強取の目的で昭和二十五年二月十九日午前二時頃、かねて顔見知りの鹿島郡軽野村大字知手一〇〇四番地、澱粉業平山要吉方の施錠なき表硝子戸を押開けて屋内に侵入し、同家八畳間に就寝中の同人実母きよの前額部を、奥六畳間に就寝中の同人妻きよの後頭部、前額部を夫々其の所携の玄能で殴打し、右妻きよの傍に就寝中の同人長女静子を踏潰し、以て右三名を殺害し、同所にあつた右要吉所有の現金二十八万円及び衣類三点を強取したものである。（公訴事実全文）

右公訴事実に対しましては全然私が所業ではありませんが、間接的に係りがありますから、只今より左記に申上げ致します。

私は復員後、間も無く銚子屋飲食店加瀬コト宅（千葉県香取郡笹川町須賀山大木戸区番地不詳）に於て、高安昇（茨城県鹿島郡軽野村大字萩原番地不詳、大利根旅館主人）と知り合い、高安昇は当時紳士的でありましたので、好意を感じ交際を

致していましたが、月日が立つにしたがつて高安昇の人格も知り、加瀬コトと妾婦関係である事も知り、此の二人の間に何か企み事があるのを感じた。それで、高安昇に騙されて手先になり種々の事々を致しました。そして私は、遂に窃盗罪を犯して仕舞いました。恰度此の頃、高安昇は笹川町の愚連隊を集め桜団という暴力団を組織して、自分では首領の地位に居て、団長に土屋宗治等を置き、銚子屋飲食店を本拠と致し乾分等は四十名に及び、相当の威力を持つて強盗的行為、恐喝、暴力等罪条行為にあつても、町の警察に於ては何故か手を出す事が出来ずしていました。事実、私は暴力団へは入団して居ませんでしたが、高安昇の手先になつていました。そして、前記の様に私は窃盗罪を犯し、高安昇宅の大利根旅館へ逃げていましたが、兄と義兄に伴われ自首致し、刑務を終つて被害者に謝り、実家にて家業の手伝や土木業に働き謹慎致していましたが、恰度此の頃、利根川沿岸地方は洪水に見舞われ農民は困つていました。そして高安昇の家も利根川沿岸であり、又農業の方も相当広く作つていますので、屹度此の洪水では困つている事と想い、以前に世話になつた恩もありますため二、三日手助けして上げ様と想い、土産と酒を持つて見舞にゆき手助けをしていましたら、私が真実に一生懸命働くのを見込み、高安昇は私に「甲一（昇の長男当時十三、四歳位）が嫁を貰う迄、相談役として働いていて呉れぬか。そしたら、お前にも小さな家を一軒建てゝ嫁でも貰つて、田畑の五、六反は頒けて、一人前に世帯を持たせてやるから働いていて呉れ」といいますので、私は始めは冗談にいつていると想い信憑致しませんでしたが、私の親戚迄来て頼みますので、大利根旅館へ奉公人となつて、夜具、身廻品等を持つてゆき農事の方に務めていました。

此の頃、高安昇は窃盗罪で逮捕されまして保釈中でありました。そして、毎日々々銚子屋へ行つたり、酒ばかり飲んで暮らしていましたが、私が真面目に働きますので皆から可愛がられていましたが、恰度、昭和二五年の正月頃でありました。旅館の増築で、主人（高安昇ヨト）と笹川町の材木店へ用材を買うために銚子屋へ来ていましたが、主人が用事が出来て家へ帰るので、笹川町の渡舟場迄一緒に来ましたら恰度渡舟が来て、其の舟の中に大利根旅館の女中で加瀬夏子が乗つていて、

急用が出来て実家（千葉県海上郡銚子市外川町番地不詳）へ帰る旨を主人に話し、私は材木を運ぶため笹川町へ残りましたので、一緒に加瀬夏子と笹川駅へ来ました。此の後姿を主人は渡舟場に居て視ていた事から、ここに大きな誤解を招いて、それ以後主人の態度が一変致し、私に何につけても辛く当る様になつて仕舞いました。

恰度此の頃、大利根旅館に高安武夫（主人の弟の子）という人がいて加瀬夏子に恋をしていたらしく、私と夏子の間は何等係りは無かつたが、他人から視た目はそうではなかつたらしく、又武夫から夏子を殴つたり蹴つたり致し、度々夏子をいじめますのを視た。

此の事で主人は私に嫉妬心を起し、益々私に辛く当りますので、私達は誤解されているのだと慰さめ合つていました。事実、お客様が多い時などは、夏子は夜の一時頃迄休みにならぬ事が屢々ありますので、そういう時には私が起きて朝の炊事を手伝つた事がありました。又、暇を見ては被服の繕いなど夏子に致して貰つた事がありましたから、変に想い嫉妬心を起した事と想います。

恰度斯様な事がありまして嫉妬心に燃え、或る日実を持つて私を解雇致しました。此の際、別れる時に金五百円と駒下駄一足戴いただけで、約半年程農事に酷使されていて、夏子との誤解を受けて解雇され、今迄煙草一本、金一銭の報酬も無く騙されて働いていました自分の白痴に悔い諦らめ実家に帰りました。

そして早速、飴製造業高木三郎方（千葉県香取郡笹川町須賀山大木戸区番地不詳）で雇われ働いていました。恰度此の頃、私も二七歳にもなりましたので妻を貰つても良いと想つて、親戚の甚右ェ門（屋号）のおばさんに話しましたら「貰いなさい」といわれましたので、私は女の知つている人が全然ありませんので加瀬夏子以外に知つている人がありませんから、夏子に会い、自分の身の上を話しましたら、夏子は「今後、真面目な人になつて働いて下さいましたら一緒になつて呉れます」といいますので、私は真面目になつて働く事を誓いまして以後、高木三郎方で一生懸命に働いていましたが、此の事が

高安昇に知れ、嫉妬心に燃え銚子屋へ来ては私の様子を訊き、或は私が働いている工場へ来て私に向つて嘲罵致し、私達の邪魔を致していましたが、高木三郎や三郎の妻は私達を一緒にして呉れる様、家の心配迄致して呉れていました。

恰度此の頃、甘藷を買入れるために軽野村へゆき甘藷を買い集めて帰る途中、大利根旅館へ寄りましたら高安武夫も実家へ帰されていて、加瀬夏子へ脅迫状を何通も呉れたらしく、此の時、夏子が私に其の脅迫状を見させてくれましたので開封して視ますと、私と夏子が結婚を致せばお前達二人を殺害致してやるから結婚を止めろとか、又、必ずお前達の結婚は邪魔を致して成立させぬからという様な事が書いてありましたが、私は皆から怨みを受ける覚えが無いが、何うして私達の事を邪魔を致して呉れるのかと想つていましたが、私はあまり気にもせずに働いていました。

恰度此の頃、本件が起りましたのであります。

只今より本件に係り私が犯行者でありません故、其の当時の私の現場不在証明について申上げます。依つて複雑的でありますから、本件発生前三日間より申上げ致します。

昭和二五年二月一六日。

此の日、私は午前中は高木三郎宅の工場で働いていましたが、此の日、加瀬夏子が私の親戚の甚右ェ門（屋号）へ来ておばさんに夏子が「正ちやん（私コト）が来ましたら、今日、大利根を暇を貰つて実家へ帰りますから宜しくいい伝えてください」といつて帰つていつた事を其の晩おばさんから聞いたので、明日夏子の実家へ行つて訊いて見様と想つていました。いずらくなつて帰るんだと想い、明日夏子の実家へ行つて訊いて見様と想つていました。

同一七日。（旧正月元旦）

此の日は私達の正月元旦でありましたが、夏子の処へゆこうと想つて駅へゆく途中、高木三郎宅へ寄り其の事を三郎や三郎の妻に話したら冗談に邪揄したので、私も早々正月からゆくきにもなれませんでしたので明日行こうと想い、此の日

は高木三郎宅で将棋や蓄音機をかけて遊んでいましたが、午後になつてから三郎より突然「明日、神代村へ行つて甘藷を取つて来て呉れないか」と依頼されましたので、明日夏子の処へゆこうと想つていましたが急に行け無くなりましたので、三郎の妻より封筒、便箋等を貰い、其の場で加瀬夏子宛にゆけぬ理由を書いて速達で手紙（証拠品）を出しました。そうして此の日は一日中、三郎宅で遊んで居て午後七時頃家へ帰り休みました。

同一八日。（旧正月二日）

此の日は前日、高木三郎より頼まれました通り神代村へ甘藷を取りにゆき正午頃三郎宅へ帰り、明日の仕事の準備を致し、午後二時頃終りましたので三郎の妻に告げましたら「仕事が半端になるから、又正月だから休みに致しましょう」といわれましたので、まだ時間がありますので、銚子市に居ります加瀬夏子の処へ急にゆく気になり仕度を致しましたが、列車の乗車時間には暫らく時間がありますので、銚子屋飲食店へ来てうどんを頼みますと、今すぐ出来ぬとの事故、店にあつたアンパンを食べていますと、店の女主人加瀬コトが「正一、晩ならうどんでも拵えてやるから夜遊びに来なよ」といわれましたので「それでは、夜来るからお願い致します」と冗談的にいいますと「本当に夜来なよ」といいますから「それでは夜、屹度来るから」と語り合つている所へ酔客が二人来ましたので私は駅へゆこうとしていたら、女主人が「正一、済まないが神明酒屋へ行つて酒を一升買つて来て呉れないか」と頼まれましたので、代金を受取り自転車で酒を買つて来て渡し駅へ行こうとしたら、又「夜来な」といいますので「必ず来るから」といい、駅へゆき三時五九分笹川駅発下り列車銚子駅ゆきに乗り銚子駅に着いた。そして、加瀬夏子の処へゆくには駅から又軽便電鉄へ乗りかえてゆきますので、其の時間表を視ていますと帰りの終車に間に合わなくなりますので、残念でありましたが夏子に会つて訊く事が出来ず、六時三五分発の上り列車に乗り七時一〇分頃笹川駅に着きました。そして家へ帰る途中、甚右ェ門に寄り框の処でお茶を飲み乍ら、おばさんと銚子へ行つて来た事などを話していましたが、午後八時頃家へ帰りましたが、今晩町で映画

のあるのを想い出しましたので（私の処は田舎町故、滅多に映画は無い処でありますが、正月故此の日はありました）、早速風呂場にいました嫂に「甚右ェ門へ遊びにゆく」と嘘をいって映画を観にゆく途中、高木三郎宅へ寄りましたら家の中で三郎が酔払い声が聴こえますので、私に酒でも飲めといわれますと困りますから（私は酒が嫌いで、又一滴でも飲みますと体に害毒になりますのでほとんど飲んだ事が無いのであります）、家の中に入らず軒下で暫らく佇ずんでいましたが、声もかけずに映画館へ行って映画を観ていましたら、知人の鵜野沢健二等もいましたので一緒に観ていましたが、私は映画が面白く無いので、映画館を出て銚子屋へ来ました（理由は昼に約束致しましたので、遊び乍らもしか致しましたら、高安昇が屹度今晩も銚子屋へ来ている事と想い、高安昇に加瀬夏子の事を訊けば解る事と想い寄って見ましたが高安昇は居ませんでした」ら土屋宗治、岩田某、沢田某等が来ていて此の時、土屋から空気銃の催促をされました（私は土屋から、以前一ヶ月位前に空気銃を借用致しておりましたが、破損致して小見川町の修理屋へ頼んでおきました物でありますので「明日、取って来て返して呉れ」といわれましたので「明日、取って来ますから」と告げ、色々話をしていましたが、遂に賭博を始めようといいますので（私は以前に賭博を致し失敗を致しましたために、以後二度とやらぬ事を誓って謹慎致しておりましたため）辞退致しましたが、皆の誘いと加瀬コトの甘言に負けて遂に始めてしまいました。暫らくすると、一寸致した事から沢田と岩田が口論になり、加瀬コトが仲裁に入り、焼酎を一升買って皆で飲みましたが、私は酒は飲めんが無理矢理に（私が酒を飲めん事を知っていながら）飲まされましたので、私は義理に一口か二口位嫌い乍ら飲みまして、そこで加瀬コトが皆にそばを拵らえて呉れましたので御馳走になりましたが、私は苦しくなって来ましたので早く家へ帰って休もうと想い、皆が止めるにも拘らず、無理に其処を辞退致して家へ帰り来て、私は老母の傍へ寝様と致しましたら母から一寸小叱言を受けましたが、気にもせず苦しかったから寝てしまいました。此の時は午後の一〇時半頃と覚えています。そして翌朝、午前五時頃迄睡っていましたのであります。

斯様な訳でありますから、起訴状記載の公訴事実に、一九日の午前二時頃に本件の犯行が記載致してありますが、私は午前二時頃は自宅にて睡眠中でありましたから、本件は全然私の所業では無いのであります。

同一九日。（旧正月三日）

此の日は朝五時一〇分頃起床致したら、既に兄は正月の行事をするために先に起きていました。そして急いで高木三郎宅へゆき、三郎夫婦に声を掛けて工場へゆき、竈場へ火を燃し始め、そして暫くしてから上り一番列車が通りましたから確か午前五時三五分頃と想います。そして廿蔗が約三〇分位経ってから煮えましたので、三郎を起して二人で仕事を始めました。それから薪が無くなりましたので、薪屋へ薪を取りにリヤカーを引いて薪屋へゆきました。其の途中、丁字路の処で利根川の顔見知りの船頭に会いましたので「お早う」と声をかわして銚子屋の前迄来ましたら、加瀬コトが店の戸を開けていましたので「お早う、昨夜はどうも済みませんでした」といい、薪屋へゆき薪を積んで工場へ運び、二回目に薪を取りにゆき銚子屋の前を通りましたら、船頭が今度は、銚子屋の店の框の処で加瀬コトと何かヒソヒソと話をしていましたから、高安昇からの使いで用弁をしているんだなと想い、薪を運んで来て作業を致しておりましたら、暫くしてから宮本章と高木浩司が来て、私に「今日午後、鯉屋施館にて同窓会を開催致しますから集ってください」といって出ていきました。恰度、此の日は午前中で仕事が切上りましたので、午後同窓会へゆく途中、銚子屋の前を通りましたら加瀬コトが私を呼んで「宗ちやん（土屋宗治コト）が、空気銃を取って来て返せといっていましたよ」といいますから「では今日これから行って取って来て返しますから」といい、会場の鯉屋施館へ来て見ますと人員が全部集っていませんので、まだ早いからだと想い会長である宮本章に「小見川へ行って空気銃を取って来るから、間に合わ無かったら始めていて呉れ」といって駅へゆき、三時の上り列車に乗り小見川町へ来て空気銃を貰い駅へ来て見ますと、下り列車に間に合わなかったために次の列車を待つために駅前の「利根」という喫茶店に入り休んでいますと、以前私が大利根施館に働いていた頃、

七

度々泊つて顔見知りのお客三人（滝沢等）と知り会い、快く三人と話をして居ました事から本件の話が出て（話の詳細は省かせて戴きます）、最後に、本件の兇器として使用致した丸太棒を現場附近へ落して来てしまいましたから、君なら当地の事が良く知つているから、又別に変に想われぬから其の丸太棒を見附けて、人の判らぬ処へ掩隠して呉れと頼まれましたので、此の事を引受けてしまいました事から今後の交際を誓い、滝沢から現金にて金五万円位と、賭博で勝つて来た服だが、俺等にや着られぬから君に呉れるといい洋服三点を貰いました。此の時、知人の松沢屋の弘ちやんという人もお茶を飲んでいましたが、別に変に想われた様子もありませんから、駅へ来ていたら町内の知人で山本将男という人と一緒になり、午後六時三十分頃（不詳）の列車に乗り、笹川駅へ来て同窓会に行こうと想いましたが、もう既に遅いのでかえつて行かぬ方が良いと想い、空気銃を土屋宗治に会い返そうと想いましたが、家へ帰り夕食を済ませて出直そうと想い家へ帰る途中、親戚の甚右エ門の家へ寄りましたら、おばさんが私に「今日、夏子がお前を尋ねて来ましたがお前が居ないから、高木三郎宅へ行つて訊いてみなと教えてやつたが会つたか」といわれましたので、私が手紙を出したからわざわざ夏子の方から来て呉れたのだと想い、其の晩高木三郎宅へゆき夏子の事を訊き、私が小見川へ行つたために夏子に会えなかつたのが残念で、明日又夏子の処へ行つて訊いて見様と想い、土産に三郎より飴を頒けて貰い、それから炬燵に入り話をしたり、将棋をしたりして遊んでいました。恰度此の時、顔見知りの今宮巡査が風呂を貰いに来ていました。そして、皆で午後九時頃迄遊んでいて家へ帰り休みました。

私は、斯様な訳で本件に係りはありますが、私が犯行を犯した事は全然無いのであります。

同二十日。

此の日は加瀬夏子に会うため、滝沢等より依頼の丸太棒を隠してやる気にもなれず、駅へゆく途中、乗車時間には間がありますので銚子屋へ寄りましたら、土屋宗治が居て「空気銃を持つて来たか」といわれましたので、私は持つて来なか

つたので謝まつていると「三千円で買わないか」といわれましたので、恰度金も持つて居ましたので土屋に三千円払い、駅へゆき列車に乗り、始めて加瀬夏子宅を訪い、夏子の母に会い夏子の事を聴きましたら、夏子の身の上の事で用が出来て呼んだとの事故、又用が済みましたから昨日大利根へ帰りましたとの事故、それで昨日私を尋ね来た理由も解りました。

そして今迄の理解も出来ました。

只今申上げ致しました事が事件発生当時の私の行動でありますから、私が本件を犯したのではありませんが、滝沢から本件についての事にて依頼を受け、金員、洋服等を貰つた事から係りはありますが、其の他は全然私の所業ではないのであります。

其の後、滝沢等と行動を共に致し遊んだり、滝沢の趣旨の仕事を致しために夏子との約束を犯したため夏子との結婚意思も無くなりましたので、夏子のお母さんや兄さんと会い、今迄私達は清い交際であつた旨を告げ、世話になつたお礼と致し、夏子に貯金通帳五千円記入のもの（証拠品）と現金で二千円（証拠品でありますが、証拠上に於ては千四百円）を贈与致しましたのであります。

其の後、滝沢等と一緒になり北海道で犯罪を致す計画を立てゝ北海道へ渡りましたが、美深町の拓殖銀行の強盗殺人事件が起りましたために東京へ帰り来て居ましたが、滝沢等は自分等の危機を感じ、私がいましたら邪魔になるので私を殺害致そうとした事を私は感づき、私は恐怖心を生じ自分の安全を計るために再び北海道に渡りましたが、進駐軍物資財産等不法所持の容疑で、函館市新川拘置所に勾留されまして一ヶ月程居ましたが、疑が晴れて釈放となりましたが早速暴食を致したために軀を悪く致し、知人の小出一秀方（同市松風町一四番地）に世話になつていましたが、いつまでも世話になつていましたら悪いと想い東京へ帰ろうと想つていましたが、帰れば滝沢等が私を殺害を企てゝいるのが知つていますから、結局は身が危い事になるから最善をつくして、当地鹿島警察署へ行つて今迄の事を全部申上げ致した方が良いと想い、夏子から金

三千円を送つて呉れる様、又私が犯人でないから警察署へ行つて調べて戴く旨を書き、小出さんに世話になつた代金と汽車賃を送つてくれる様、手紙を夏子の兄さんの処へ出しました。すると、暫くすると鹿島警察署の海老沢、高林両刑事が来まして私を当地警察署へ連行致しました。

只今、右記述に申上げました事が本件に係る私の顛末でありますから、斯様な訳で本件の犯行は全然私の所業ではありませんのであります。

只今より警察署の取調について、非合法的取調を受けて無実の事にて無実の証拠品を以つて裁判を受けました事について申上げ致します。

私は、強盗殺人の容疑で逮捕状の第二項に逮捕致される旨書いてありましたが、是に対して、私が犯行致したのでありませんから其の事を一応申上げ、鹿島警察署へ連行され勾留を受け取調を受けましたが、始めはアリバイについて事実の事をいいますと加瀬コトに非常なる迷惑を掛ける事になりますので、又土屋宗治等から私刑を受けます事と想い虚偽の供述を致しましたが、其の外は前記々述に申上げ致しました様に全部一切を申上げ致しましたが何等応じて呉れませんので、滝沢に貰つた洋服を提出致せば滝沢等の事が判ると想い、其の洋服と私が事件のありました夜着ていました洋服を指示致しましたら、私の家へ行つて、貰つた服と私の服を持つて来て調べましたら、却つて疑われまして毎日々々夜の一時、二時頃迄交代で調べられました。其の間は食事中にも拘らず、寸隠の暇もなく調べられましたため、又新川拘置所を出所致し、暴食を致したために体を悪くしていた処、来て逮捕され汽車で一昼夜全然眠らず汽車に酔い、身体が非常に疲れていました処へ連日強調されましたために、遂に耐える事が出来ず意識不明になり昏倒して仕舞いました。

気がついた時には医者が来ていて、私に「もう大丈夫だから」といつて帰つてゆきましたが、私は殴ぐられたり蹴られたり致しました事は何とも想つていませんが、夜は二、三時頃迄調べられ、朝は早くから起されて強調致されました事が堪え

兼ね、意識が朦朧と致して記憶がありませんが、最後の日に第一四回供述書を司法主任と刑事部長と三人で、協議の上で無実の調書を拵らえて捺印を致しましたが、此の事は私に対する刑が軽くなるからいくら刑を受けても三、四年で済むから此の方が良いだろうといわれましたので、私も同意致しましたが、そう致しますと私が当夜茨城県へ来ていた事になるが、私の慾望にからみ、刑の軽い方が良いから同意致しました。

又、検察庁へ行つても同様に申立てろといわれましたが、其の通り申上げましたが、裁判上に於て私が犯人に致されましたので、不思議な処がありますので検事に私の供述書を全部読んで戴きましたら、私が犯行致した様に書いてありました。又、私が本件に係る事について申上げ致しました書類が無く（三、四冊部）、無実の書類を拵えて裁判所へ提出致してあるのであります。

又、前記鵜野沢健二（第一七頁記載の通り）と二人で、映画を観てから茨城県へ来て犯行を致したのだろうと拷問的に強調致されましたが、其の疑が晴れましたから本件の犯行者滝沢等を追求致して呉れている事とばかり想つて居ましたら、私が犯行致した様に無実の書類を書いて提出致しますとは全然些少も想つていませんでした。又、司法主任の誘導に乗り必要以外の食物をくれましたが、私は是を戴いた事もありますが、それによつて色々の地図を、又絵などを画きましたが、滝沢等の事について聴いた事を書いたのでありますが、これが反対に私が犯行致した様に勝手に書き、無実の書類に附記致してありました。

是等書類に確認致してから署名致し、捺印致せば良かつた事でありましたが、苦痛のため意識が朦朧としていたため司法主任を信憑致しまして捺印を致しましたが、主任は何故か、此の方から閲読を願つても請み上げて呉れませんですが、主任を信憑致しておりましたのが私の間違いでありました。そして起訴状記載の公訴事実に私が犯した様に書いてありましたので、検事に面会致し今迄の事を全部申上げましたら、検事は起訴状の通り裁判を行う旨をいわれ、遺憾乍ら其のまゝ裁判を